

別冊通御座候付、為御見合差上申候、若茂御披露
相成候儀ニ茂御座候ハ、宜御取計有御座度、此段
も申上候、

丑
三月九日

大坂
木場伝内

御勝手方掛

御側御用人衆

文書原寸 縦一四糎 横二九一糎

二四〇 人吉藩那須四方介ヨリ松岡十太夫へ

硝石製造者一人雇入ノ件

去ル七日御仕出之貴翰昨日未ノ刻到来、拜見仕候、弥
御堅勝被成御勤珍重奉存候、然は硝石試焚トシテ御功者
之御方御粍人御雇申上度、右ニ付御案内之者当月初旬よ
り差立可申旨、先達而得貴意候処御承知被下、則其御役
筋江仰達被置被下候処、当節火乘御手当向肝要之御訳有
之、難被迎御座候間、六七月ニ相成御差越可被下旨被為

入御念御紙上之趣、委細承知仕候、猶其砌ニ相成御頼談
可申上候間、御含被下宜奉頼候、尤御案内之者は去ル九
日より差立置候得共、右之訳被仰達引取候様被仰付可被
下候、右之旨御再答旁得貴意度如斯御座候、恐惶謹言、

三月十一日

那須四方介

松岡十太夫様

祐求



猶々、壯之丞様御儀、当分御出崎之由承知仕候、以
上、

文書原寸 縦一七・一糎 横一三五・七糎

二四一 閣老連署松平肥後守へ

將軍直接大坂へ進発上京猶子ノ件

別紙申進候御上洛之儀、一ト通り申上候処ニ而ハ、定而
御不審之廉も不少儀と存候間、委細之訳左ニ申進候豊後
守江被

仰含候処に而ハ、両様之内御上洛之方御都合も御宜 思

召候間、何分にも早々被為在御発途候様ニとの事ニ御座

候処、本紙ニも申進候通、長防を初メ品々御所置御差支

も有之、其上御上洛ニ相成候而ハ御進発之角相ゆるみ、

上下共何れも覚悟も違ひ、且長州江之響きにも如何ニ付、

兎も角も被遊御上洛候事ニ相成居候得は、又如何様とも

相成り可申と被 思召候間、先御上坂と被 仰出候儀ニ

候間、其辺之処も可然御含可被成候、呉々も御猶予之義

是非共御聞濟相成不申候半而ハ如何にも御当惑 思召候

間、何分御精力御尽御座候様致度存候、尤御猶予筋之義

ニ付何等御心付之廉も御座候ハ、無御腹臆被仰聞候様

致度、早々、以上、

三月十七日

- (松前奉行) 伊豆守
- (諏訪忠誠) 因幡守
- (阿部正外) 豊後守
- (牧野忠雄) 備前守
- (水野忠精) 和泉守
- (本多忠民) 美濃守

(酒井忠廣) 雅楽頭

(松平喜保) 肥後守様

尚々、前文之訳合篤御勘考之上、何れニ致し而も

皇国之御為ニ御座候間、能々御尽力希候、以上、

文書原寸 縦一五・三糎 横一〇一糎

三〇三 山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ

時下御挨拶状

「包紙ウツ書」 島津中将殿 机下 晃

「封紙ウツ書」

「封紙ウツ書」 島津中将殿 机下 晃

不順時分何分御自愛專一奉存候、毎々賜り物忝存候、

晃よりハ御無沙汰已、高免希入候、以上、

春雨濛々其地は如何と存候、益御安穩と令恐寿候、小子
無事御安慮可給候、然は大久保一蔵も従久暫在京、内外

万々苦勞存候、右一条も十分ニ茂不被行、御大息卜察し入候、併小松・大久保十二分御尽力、(近衛忠房)内府公御心配欠

先々如此迄ハ被行候、当地之形勢ハ一蔵より委曲可申入存候、今日ハ一蔵入念為暇乞參朝存候、參朝後ハ一寸面談而已、残念ノニ存候、幸便呈一書候、外後日可申入候也、恐謹言、

三月廿一日

文書原寸(折紙) 縦一六・二糎 包紙原寸 縦二七・五糎

横四五・七糎 横二九・八糎

三〇三 久光公ヨリ 伊達伊予守 長岡良之助へノ答書草案 二通

第一次長州征伐以後ノ形勢 表裏一葉認

一三〇七ノ一

去四日之芳墨廿三日相達拝読仕候、如貴命不均之候御座候処、貴体愈御堅剛之由、且御闔門御揃御同前奉恐賀候、於僕も先無異消光仕候、乍憚御放念奉御勤候、併例之腰痛時々発動仕、天性薄弱之質残念之至御座候、扱両閣老

出京一条、御示諭之通不可解之次第、天下之御為歎息之至御座候、

大樹公御上坂も御止メニ相成、此未如何決着可相成哉、愚意難弁奉存候、長防云々御尤ニ承知仕候、五卿之事も筑所置只今之所先平穩之由、是も以後之見留如何と案勞仕候、○御家臣蒸氣船修業之一条、先度御断申上候通、実以当今之者共ニ而は逆も師員之任ニ難堪側、被差遣候而も其詮有之間敷と奉存候、達貴聴候半、指南之為万次郎と申者ヲ東国より頼入候位之事故御堅察奉希候、乍併是非共被差遣候義ニ御座候ハ、御堅慮次第何様共承知可仕と奉存候、如貴論是迄之御懇交之義何も面働筋を以御断申上候訳ニ無御座候間、不惡御聞取被下度奉存候、

再白、御端書之趣辱奉存候、且御尊父様ニは当分は御快然之筈と奉存候、御序を以宜敷被仰上被下度奉願候、蒸氣船上筋へ歸り之節、其御城下へ乗廻候様、左候ハ、御歩行を以弊宅へ御光駕被成度との趣無難ニ御座候間、委細承知仕候、御面晤之義は実々希居

候事ニ御座候得共、方今天関砲発之患も無之候ニ付、
帰国は多分彼地運船いたし候、尤蒸氣船往来は急用
之時節ニ御座候間、貴国は便路ニ無御座、実ニ込入
次第御座候、偶御次第候義、残多御座候得共、此節
は御断申上度奉存候、以後便宜を以此方より差上可
申候間、不惡御聞濟奉希候、以上、

一三〇七ノ二

十五日之華簡廿三日相達拝読仕候、如御示論春暖之候
御闔門様御揃御堅剛可被成御座奉恐賀候、過日は両馬之
御挨拶、実ニ痛入承知仕候、此度は貴意ニ相叶候哉、尚
承知いたし度奉存候、(伊達様)扱長面兄芳墨御廻達被下、髓ニ落
手仕候、返翰乍御面働御便宜次第御届被下度奉頼候、長
防余燼難消趣御同論御座候、両老登京兵威云々、以之外
之義、名分地ニ墮ち候義長大息之次第ニ御座候、尊兄御
所勞ニ付時宜ニ依、貴君御東行之御含之由、御尤之至、
天下之御為精々御尽力有之度奉存候、其外細々御示教御

高論、清心耳拝聴仕候、猶近日御決定之御国論承知仕度
閣筆申候、先は右貴答迄如此御座候、

二白、御端之趣委曲承知仕候、僕腰痛于今時々発動、
天性疲弱之体残念千万、乍併半百之所可然と落着仕
候、呵々、

文書原寸 縦一六・八糎 横六八・三糎 (表裏一枚書)

一三〇八 柴山良助報告書

將軍上洛、水戸浪士処分等ノ件

(表紙)
「上」

其後承及候形行左ニ奉申上候、

水仕所高橋、御取次高辻・渡辺三人共差扣被 仰付

候、

右は阿部豊後守本家相統以前、御旗本之節

(正外)
禁裏御付ニ而相詰罷在候時分、右高橋馴染ニ付今度同人
を以て大奥向江夥敷賄賂いたし候処、不残表向ニ而御返

し相成、兩閣老御先ニ青さめ、然処去ル廿二日兩閣老共
參内被 仰出、八ツ半時比より大奥江被為

召、翠簾三重被為隔

(二条齊敷)

出御まし、(二条齊敷) 関白殿下を以て国事懸り堂上残らず出座、

関白殿下御沙汰ニは、近比老衰耳遠ニ付大声ニ而応対可
致旨、先ツ大ころしを取置、今般兩人上京之主意は如何
様之訳ニ候哉、

御受

今度上京之儀は全京地之儀ニは無之、幕御手薄きゆ

へ一橋君御暇給り帰府政務被為預度由、大概松前伊(樂七)

豆守申述候趣意ニ相似たり、

殿下仰

昨年大樹上洛之節、滞京之儀被 仰出候処、攘夷之儀ニ

付而は一旦帰府之上ならてハ迎も不行届ニ付、速ニ御

(徳川慶喜)

暇給り、跡之儀は一橋中納言御守衛惣督として差置、小

事之儀は同所より御即答可申上筈再三御願残し置候、

一橋且当地御手薄之儀顯然之処、ケ様願出候ハ如何之

訳ニ候哉、

御受

兩人共新規之者ニ付其儀不相弁旨、

仰

仮令其方共は不存とも、既ニ酒井雅楽頭・水野和泉守(忠徳)

へ願筋取扱、兩人共未在勤中其根元大樹より願出ニ付

大樹之不存儀は無之候、夫等之儀不相計はる、兩人

上京は、大樹茂大樹使茂不都合之儀、於其儀は更ニ不

相成旨被 仰出、兩人閉口、

御受

右等之儀一橋中納言ニ相談之上御請申上度、一応御

下被下度旨、

仰

毎度之參内無用ニ候、今日一橋を可被為 召ニ付、於

御前相談可致旨被 仰出、

御受

左様ならば右相談蒙 御免度旨、

仰

今度其方共何故多人数を召連候哉、

御受(松平宗秀)
伯嚙守

摂海等夷船乗込候哉之風聞等有之候ニ付、若万一之

節之為可召連旨、

左候ハ、当地ニは無用之者伯嚙守召連、摂州江相越、

右守衛可致、最早御用無之候間浪花江相越、且今度長

州父子召連御用済之上、尾張前大納言(徳川慶勝)參府可致旨被申

付候由、右前大納言ハ一同御用有之候ニ付、早速大樹

上坂被 仰出有之処、右様被申付候ハ、畢竟

勅諭を蔑ニいたし候次第、既ニ違 勅ニ而、其上今般

大樹進発可致旨被 仰出有之候処、其後私ニ進発延引

之旨触渡候、如何様之儀ニ候哉、不都合至極、且長州

父子之儀は惣督之所置も有之候ニ付、更ニ召寄之儀は

不相成、先般以来追々上坂被 仰出候儀ニ付、豊後守

は最早御用之儀無之候ニ付、速ニ歸府、大樹上坂早速

有之候様可申入候、夫々御暇被下置候間、早々出立可

致旨、

御受

右御進発御延引之儀は、大樹ニは不知事、是も私と

もの罪、最早長防鎮靜之注進も有之、且追々上洛ニ

付関東ニ而殊之外疲弊ニ付、ケ様触流し出候次第奉

恐入候旨、

右誠ニ苦しき御受大声ニ而申誤而已、誠ニ愉快、何れ

も昨廿四日当地発足、伯嚙守ニは人数召連浪花江罷越

豊後守ニは東海道旅行被致申候云々、

二月廿二日

御所より被 仰出候御書付之写

一大樹上坂之儀毎々被 仰出候得共、未發途ニ不至由、

年々之儀不容易筋ニは候得共、長防篤と鎮定に不及由、

且又山海遠隔彼是物議貫徹不致次第茂有之哉、昨年歸

府後諸事淹滞之儀茂不少、自ら人心不和之基を開き、

不被安

震襟候間、何分ニ茂早々發途御一和之良図被連度

思食候事、

但上坂と被 仰出候得共、先ッ上洛之方可然候事、

右白川侯御持帰ニ而、会津下向之儀は暫時延引被

仰出候、関東御請之次第ニ寄尚又下向之由、

一大樹上洛之儀老中兩人江

御沙汰有之候通、外夷大患、長防所置之重典危急之世

態、

皇国治乱之境、別而被脳

震襟候、将今般毛利大膳(敬親、広封)父子出府、実美以下呼下之命

有之、不穩之勢、此上相当之所置を失ひ變動を醸候而

は、不可救之勢顯然ニ付、暫閑諸大名參勤、妻子出府

之儀ニおひてハ、昨春褒勅之次第有之候間、去ル文久二

年之令ニ復し、尚其末大樹上洛之上結局永世不朽之國

是熟評被

聞食度候間、何分ニも迅速発途被安

震襟候様可致、過日老中參内之節右之条々委細可有

御沙汰之処、其儀無之、重而被 仰出候事、

右は京師ニ而未御発無之以前、此方へ先ニ相洩、此

節松平伯嗜守様御奉持近々御帰府御座候筈之哉ニ承

及申候、

〔(付紙)伯嗜守様去ル三日御帰府、即日御登城御座候由、未

御模様承及候事無御座候、就而ハ此

勅書幕府へ相達し候上ハ、此節被仰出候 御進発之

御趣意ニ而ハ被仰出儀御出来なされん筈御座候得共

伯嗜守様御着之前々日被仰出候ハ御吟味御座候訳な

らんと被考申候、此段奉申上謹候、以上、

四月五日」

酒井若狭守様へ御届書

一 於敦賀表去月廿三日田沼玄蕃頭より内所詰家来之者へ

賊徒共追々御仕置被 仰付候ニ付、警衛被成御免、遠

島之者在牢中御預被 仰付候旨、別紙之通達有之、猶

又同廿四日黒川(盛泰)近江守・瀧川喜太郎(瀧沢カ、久重)より右遠島之者引

渡有之筈、賊徒共所持品取扱之儀は別紙之通り達有之

候段、在所表家来共より申越候、此段御届申上候、以

上、

三月十四日

酒井若狭守

別紙田沼玄蕃守より達酒井若狭守家来江

賊徒共追々御仕置申付候ニ付、警衛之儀は御免被成候、別紙之通御預被仰付候賊徒之内遠島申付も、百三拾七人出帆迄在牢申付、大坂町奉行組之者乗船ニ而受取らセ罷越候筈ニ付、夫まで当地ニ於て御預被仰付候間、到着次第印鑑引合可相渡候、尤在牢中病死有之候ハ、死骸見分之上取扱、其段為受取罷越候右組之者江可申聞候、且引渡相濟候者病死之者一同人数書いたし、公事方御勘定奉行江可申候、尤御預人名前并印鑑之儀は黒川近江守・瀧川喜太郎より達可有之候、

但若可逃去致暴動之所業ニ及び候ハ、兼而相達候通無容捨打捨候様可仕候、

黒川近江守・瀧川喜太郎より酒井若狭守家来中

遠島申渡出帆迄在牢之者百三拾七人、大坂町奉行組之者為受取罷越候迄御預被成候ニ付、可致引渡と田沼玄

蕃頭殿より被仰聞候間、只今名書相添於牢前支配向之者より引渡候間、可被得其意候、依之申達候、

二月四日

兼而相預置候賊徒共所持之品々内、大砲八挺は(徳川慶篤)水戸殿御品ニ付、受取之者御同所より被差越候筈ニ付、着次第可被相渡候、其余ハ今般江戸表へ差立候間、支配向之者江可相渡、尤不用立品は取捨積ニ有之候、此段申達候、

一

元水戸殿書院番頭

武田彦左衛門父隠居

武田伊賀

同彦左衛門

武田伊賀二男

武田魁介

其方共儀、故同藩市川三左衛門申立之趣、於主家採用ニ相成候而は、故同藩結城寅寿之存意貫き、家政取乱候様可相成旨存込愁訴致す段ハ、主家之為筋と存込仕成候段々心得有之共、慎之身分下総国小金駅江出張、追々同士之者多人数屯集又ハ鎮撫として出張いたし候

松平大炊頭申欺随従いたし、城内江可立入旨仕成、其上常州那珂湊其外所々暴行御打手并主家江敵対、剩へ主家之縁辺相便可申と軍装を以所々横行、国々動揺為致、農民を腦候段御大法を起し不容易所業ニ及候始末不恐、公边仕方重々不届至極ニ付、可所敵科之処、追而右之次第恐入候儀と相心得、加州勢江降服いたすニ付、格別之御有免を以斬罪申付者なり、

右外科書数多有之候得共略ス、

一

久世謙吉・土井大炊頭
(公文) (刑則)

水野日向守在所へ
(勝惣)

御使番 落合 将監
(道實)

同 松野八郎兵衛

堀田相模守・松平右京
(正徳) (大河内藩恩)

允在所へ
(元)

御目付御使番 永田六左衛門
御使番 由井久之丞

板倉内膳正在所へ
(勝頼)

御使番 松浦 兵部
(杉浦) (政考)

保科弾正忠・阿部駿河
(正徳) (正徳)

同 井戸大内蔵
(良弘)

稲葉備後守在所へ
(正善)

同 小出助四郎
同 本多左内
同 酒井印吉
(勘)

右御用として被差遣候、早々出立いたし候様田沼玄蕃頭殿被仰渡候、

三月十九日

右は常州那珂湊より降人と相成候水戸人榊原新左衛門始四百八拾人之面々御預之御大名方ニ而、此節御所置相付候向之由、未御所置振へ何とも相合兼申候、右之人數此内い細之儀申上置候通、武田之徒輩とは全ク別論ニ而、所謂鎮論と相唱候者共ニ而、実ニ此罪之者之由、若此人数被殺候而は、水戸之正氣も絶果候段、同

藩正論之者より相話申居候、

御神忌ニ付掛り之面々江

今度 御神忌ニ付九条大納言殿参向可有之処、依所勞
理被 聞食候、就而は替人体可被仰出之処、撰家も当
時御用多且所勞等ニ而御無人、無抛替人体不被 仰出
候、且参向之面々帰路当地江立寄、登城之儀被 仰出
候趣、尤国事御用有之候ニ付、飛鳥井中納言計参向被
仰出、当地江立寄登城いたし候趣、其余公卿殿上人以
下ハ登城無之、当地通行帰路旅行之旨、伝奏被申聞候
段、松平越中守より申越候間可被得其意候、

三月廿日

一 兩閣老京師之御始末前文通之御時宜之由ニ而、白川侯(阿部正外)
去ル八日御帰府有之、即より御登城御座候、其後御吟
味之筋ハ頓と相洩不申候得共、此節御上洛向之仰渡且
此以前被仰付置候御供方之人數、去ル廿五日於駒場野
調練 將軍上覽御座候等之事より、とふ欵動付候形ニ
而色々雑評も御座候へ共、何分 朝廷ニ被為対姑息之

御会釈振ならんと推考被仕申候、

一 紀州侯并伊予之松山侯此節御参府掛、京師へ御立寄之
処、此節白川侯へ被 仰出候趣被 仰合、御東下之上

御両侯ニ茂御周旋有之様 朝命御座候由、紀州侯ニハ
去十一日、松山之若侯ニハ十三日御着御座候、松山若
侯ニハ御着之当夜閣老本多美濃守様所へ御出有之、御
奉命之次第被仰立候由、御間柄之御事ニ茂御座候間、
留守居等へ相親承合申候得共、御議論之次第ハ相分兼
申候、何分御上洛御促し向一筋之哉に留守居茂申事ニ
御座候、

一 松前侯ニ茂去ル五日より御登城御座候、初大老職酒井
侯より御登城を御進ニ而、御登城之上ハ必又京師向之

事被仰立無之様ニとの御論御座候処、何れ登城仕上か
らは京師之御首尾不申上候而は不相濟時宜ニ而、いつ
そ其儀なれハ御断之段御答御座候由、然処左様なれハ
程能き所を以て被仰上様ニとの趣ニ而、彼是御論ニ依
て御登城被成初候由、畢竟此節兩閣老御上京之次第、

散々なる御不都合ニ而、于今罷成候得は松前侯其御臨機之御見切を以云々之御所置御座候ハ、却而御手涯之筋ニ相成、此節消々は迄之御趣意被行兼、松前侯之上無罪之訳を御願被成候気味合茂御座候半と被察申候、

一 稲葉閣老茂当月初旬ニ御帰府御座候処、其以来于今御登城無御座、此内松前侯御東下之砌と御同様箱根辺迄御使者相立、御さそひ御同様之儀と申事ニ御座候、

一 両閣老御上京之御都合前文之訳ニ而、白川侯江被仰出候趣閣東御請之次第ニ寄、尚又会津侯御下向之御模様ニ付、幕府之御吟味白川侯御東下丈ハ当分大老職前之御位権を以御取押へ被成御積なれとも、会津侯 勅

命ニ頼て堂々と御東下となれハ、勢難被及との御事よりして、田安大納言様(中納言カ、慶親)此以前市橋公御同様御後見之御場ニ御拵用被成之御相談御座候処、田安公絶而御断ニ

相成申候由、然処又水戸侯へ御相談ニ相成候筋ニ承及申候得共、其後之事しかと相分兼申候、何分水府之上幕府之御都合別而宜敷筋、夫と申茂当時水戸茂奸徒之

政事ニ而、幕府ニおもねり相話候ニ付、正義之輩手指寸事不相成勢ニ被察申候、水戸侯于今御慎中御座候処、無所憚当月初旬方奸徒之臣魁市川三左衛門・朝比奈弥太郎・近藤謙太夫・鈴木石見守等地行加増等被仰付、奸徒之私筋弥甚敷向ニ被聞申候、

一 于今賄賂等被相行候事弥甚敷向ニ被相伺、此節日光御神忌ニ付御東下被成候梶井宮様御馳走之御役佐竹彦岐守様江被仰付候処、莫大之御費用相掛事ニ而御断被仰立、千四百兩余之賄賂奥右筆辺江御遣しニ而、漸く御断済相成申候由、然処右御引替ニ茂哉、神田橋御門番

被仰付、是以相応御物入ニ及候訳ニ而、甚御迷惑被成候由、

一 此以前御改革之砌より幕吏之登城大方まち高袴・馬乘袴ニ相成居申候処、右袴ニ而ハ諸藩士浮浪輩と無分と

やの御吟味ニ而、又此已前通り平袴ニ而夫々御役ニ順し、千石以上ハ駕籠と申様被為復度との議論相立、色々御評議御座候処、大小監察辺より遮而不宜旨被申立

其儀相止申候由、然処平袴ニ而まちを高くいたし、馬上ニ被用候の相始、当分奥向ハ大方流行仕候由、さしたる儀ニも無御座候得共、当分幕吏之氣風可察一事と奉存候間申上候、

一 加州領七尾と申所へ開港之応接有之、今でハ不相成筋ニ申断ニハ相成居候由御座候得共、今之勢又兩三度も応接ニ及候ハ、免許ニ相成らんと申事ニ御座候、最此正月比之新聞紙之中ニ、七尾ノ港ハ地圖ニ見ヘタル如ク日本ノ西辺ニシテ、加州ノ領分也、其港ノ便利左ノ如クナルヲ以テ、遂ニハ新瀉ニカヘ我交易場ト為ルニ至ルヘシ○長サハコイル^{一コイル我ニシテ、幅三コイル}_{十四丁余}計リノ平坦ナル島、彼港ニ対シ入口兩方ニ在テ、其水深キコト凡二十フート、是レ航海通商ノ為適宜ノ地ナリト、加州ノ或大官ヨリ予伝聞セリ、仙台ヨリ輸出品ハ糸・茶・銅・油・蠟并米等最多シト見ヘタリト申事、英之箱館ミニストルより出セシ新聞紙ニ相見得申候、
一 此節上海江浮浪輩と相見得候者蒸氣船より相渡り候段

届有之、幕府より探索之為小監察渡海御座候由、多分長州脱走人ニ可有之と申評説ニ御座候、

一 横須賀製鉄所機械御注文之事ニ付、浅野伊賀守殿^(氏卷)払蘭

西行被仰付候由、一説ニ此以前池田筑後守殿^(長卷)・河津伊

豆守殿^(祐形)払蘭西行之砌り被立置候条約立替之為、御遣し

相成り候事とも承及び、未突留たる事相分兼申候、

一 五六日前水野侯^(忠勝)・諏訪侯^(忠徳)横須賀製鉄所出来ニ付、見分

として被差越、色々あやしみを生候説も御座候得共、

別段趣意ある事とも承及不申候、

右等之儀折々御届奉申上事ニ御座候得共、御左右每始

終はかゝ敷事探索仕得不申、実ニ奉恐入候次第、何

分此節柄事相秘し御用部屋向之御議論筋頓と相洩れ不

申、此節概見仕候次第、尚奉申上候、当今寛政度之御

政事ニ被為復度御趣意とや申事ニ而、幕役中少々志有

之、時之緩急、事之理非等論し、意ニ逆者悉く退尽し

諸侯茂御趣意ニ阿從之方ハ別段御座候得共、親藩外藩

之無差別、不恐不顧称罰号令意を恣ニいたし候処は中

々断然たる形ニ而、しかれハ又故井伊侯(直明)・安藤侯(信睦)如き
 氣力違人物御座候而、ケ様ならん欵と申候得は、当分
 之閣老水野侯・諏訪侯杯之処決して左様之御人物とも
 被相伺不申、或ハ又申候ニは、當時之御政事ニ権之帰
 所なきハ第一之御趣意、折々大田道順(太田カ)・松平謙翁(栗毛)・内
 藤藤翁(信忠)登城ハ無之由等御呼出し被成候も其意を寓し候
 事、殊ニ又酒井侯を大老職ニ御挙用之事等、実ハ水野
 侯・諏訪侯杯御身上之責を移されんか為之深謀ニ而、
 両侯之上可恐と申様之事茂有之、尤右様之御趣意位ハ
 勿論可有御座奉存候得共、何分愚存仕候処、基文久二
 年之御変革之砌

朝議・幕議一時紛乱を極め、其已来凡庸俗吏之輩素よ
 り時勢相応之所置ニ暗く、何れ旧来之制度を失ひ候而
 は、天下之事不治者ニ見込、所謂寛政度之政事ニ被為
 復度とやの趣意專ニ而、此形勢ニ差及び、愈愚を守、
 愈不福形ニ被相伺、外形ハ随分強情を張り、何欵不可
 計之深謀も御座候半と見候様御座候得共、内情決して

一定之見越しも無御座、今日外夷を頼ニいたし、江戸
 城一ツを狐守し、朝廷之御逆鱗まします共諸侯忿怒
 を起すも此將軍家を如何と申様之気楽なる積ニ而、今
 日出頭之面々求而太平無事を唱へ、其職々ニ而時を得
 たりと、私を當ミ候符之氣風ならんと推考被仕申候、
 実ニ衰世之極とも可申欵、当分之處ニ而は公武間之變
 動ハ扱置、外夷之為ニいたさるゝを待而已之世上と奉
 存候、先ハ前条彼是之儀奉申上候、以上、

三月廿九日

柴山良助

(裏表紙ニアリ、朱)
 丁丑三月廿九日 江戸 柴山

冊子原寸 縦二八・五糎 横二〇・五糎 十二枚

○三〇九 五卿ノ從士姓名録

三〇 英国へノ留学生出帆寄港日程?

出帆并到着之日限

長崎港出帆 西洋四月十五日我三月廿日

香港 同 同廿九日 同四月五日

シンガポール着 同 五月六日 同同十二月

ピーナン 同 同九日 同同十五日

ガルリ 同 同十六日 同同廿二日

アデン 同 同廿八日 同五月四日

シユース着 西洋六月三日 我五月十日

アレキサンデキリヤ同 同 同四日 同同十一日

モルタ 同 同九日 同同十六日

ジブラルタール同 同 同十三日 同同廿日

ソーツエツンプテン同 同 同十八日 同同廿五日

〔（米）当日英都府ロンドン到

着之日ニ御座候〕

文書原寸 縦二四・五糎 横三四・三糎

三二 將軍上洛、參觀制ヲ文久二年ノ令ニ復ス

ヘキ御沙汰

大樹上洛之儀、老中兩人江

御沙汰有之候通、外夷之大患長防処置之重典、危急之世

体

皇国治乱之境、別而被惱

宸襟候、将今般毛利（被親、定氏）大膳父子出府、（三卷）実美以下呼下之命有

之、不穩之勢、此上相当之処置を失ひ變動を醸候而は、

内外不可救之勢顯然ニ付暫閣諸大名參勤、妻子出府之儀

ニ於而は、昨春褒

勅之次第も有之候間、去文久二年之令ニ復シ、猶其末

大樹上洛之上結局永世不朽之国是熟評被

聞食度候間、何分ニも迅速発途被安

宸襟候様可致、過日老中參

内之節、右等之条々委曲可有

御沙汰之処、其儀無之、重而被

仰出候事、

三月

文書原寸 縦一六・八糎 横七七・三糎

二三三 海外新聞記事外国事情

〔表紙(付紙)〕「亜米利加彦蔵訳、外国新聞紙之儀別ニ御用部屋

江申上不申候ニ付、御廻相成候様仕度奉存候、
此段申上候、以上、

丑十月十五日 南部弥八郎

海外新聞

二三二ノ一

元治二丑年

三月十三日イギリス飛脚船比港ニ入りしを以て左の新聞
ヲ得たり、

フランス事情

二月九日日本正月廿二日ニあたれり 国王より評定所にて政を説きしめす
こと有りトと触れ出したり、国人皆これを聞て云に、定て
太平の政を説示するならんと喜ひ合り、然るに其中にも
大商人なぞハ喜はずして云るは、如何様なことを説示す
るならん、元来我国ハ金銀の国ニ富饒する工夫を成すこ

とハ少なき故、此度の御触も我等にとりてハ定て宜敷事

ニハ非らざらん、然しながら曾て一老中の海軍及び陸軍
を減ずると云議論を建白ニ及びしと云風説あり、若も其

言が全実して右の如き改革が行ハるゝ時は、自然税ねんぐも軽

くならん、右様な仰渡しなれハ、実ニ我等の心望かのぶに愜

ものなり○フランスにて右の如き改革を行て、海陸の額

兵の数を減ずるときは、能人民の心を得るものナリ○既

ニ国王より命ありて廿三艘の軍艦ハ人員を減し国船とな

し、平常ハ用ひず、唯非常の為ニ備るのみなり、其他左

ニ記する軍艦ハ其役を脱し、人を払ひて用ひず、

大軍艦ポーター及びインフレキスボロー、小軍艦

チャスワ及びトビテトータッス、中軍艦ユラキニ

ト ー及びユレゴン、飛脚船ホキジャー及びマレポー

ト 通計八艘なり○蓋フランス全国の軍艦ハ大凡二千四百万

人の軍卒を役するなれハ、右の法に改らハ、其教員ハ減

少して半になるならん○評定所へ持出す評議中ニ公辺之

入用を以て国民を教誨する学問所を新ニ創造するの議あり、其法則ハフロイセンの学校よりも簡なり○学校造管につゐてハ、如何なる模様を以て成すやの其事実を吟味する為に、左に記す役人其命を受たり、

ブレンスナポリヨシ但シ当時ノ国主ノ兄弟ならん、リュークハー

セゲネー日本にて云ときハ、三卿位ノ格式ノ者、マーシユルバリエント

町奉
行
エンルレーヤ老中

米利堅より風聞ありて、フランスにてメキシコ国を属国ぞくこく

と成さんとすると云風聞あれども、定て是ハ虚説ならん

○五六日以前に大なる粧鉄船そよてつせん是ハアメリカニテ近來工夫なしたるてつ舟なり

其形すこしくイタリヤのフレゲットふねのなに似たるものにて

船号をオーレンと称し、デーン国の旗をたて航海来しり、こふかい

ホートーと云処に銃を卸したり、暫らくありてイギリス

の蒸氣船大砲其外の軍器并にマタロスを夫のヤーレント

ーに輸入れたり、後に聞しに当アメリカにて買とれり

とかや、

プロキセン国の部

フロキセン国の人民租税の重きを苦むと云説あるにつき

其国の評定所にて其掛りの役人取調の事を始たり、然

して其調への上にて如何様なる法に革改なさんと云こと

を衆議なし居れり○評定所より役人を勘定方へ遣し、昨

年デームの戦争にて何程の入用掛りしと云ことを問ひ糺

すよし是ハ戦争につき新ニ海軍ヲ調し故なり、然れども陸軍にての費ハ調べす

して、唯陸軍を養には老ヶ年につき何程の税ありて養る

べ哉と云、衆人の見込を問ふのミ○昨年二月十四日、フ

ロキセンとオンデンホルクと仮り条約を結びたり、今評

定所にて其本条約の議を決定するよし、抑も此条約とい

ふは、ランデンボルク国の一と隅ミをすこしくフロキセ

ンにて買ひとり、軍卒の屯所たむろじよになさんと成り、是により

てプロキセンより其地の価として五万タキラタキラと云ハ

にありにありを出す○軍艦奉行より公辺に願書を出したり、是

ハ軍艦を造る為に三千六百万トロの金(マゴ)を商人より借用の

出来る免許を願ふ書なり、

ロシア国の部

「ロシア」のマスコート云城下にて諸大名会同なし、万事を相談あり、其中にて余程面白き論を成せし者あり、然レ共其談の悉敷ことハ知り得ることを能ず、如何となれハ其国法にて実事を新聞紙にのすることを禁ずれハなり、然レ共其概略ハ知り得らるゝなり○右諸大名にて一決したる評議ありて、既に書面を国王に出したり、其書面の略ハ国王より国中の重官を呼出し、衆議の上にて金銀の国中ニ能く融通つき、上下とも迷惑のなきよふに法則を極めんこと請ひ願ふ書なり、其故ハ今国中に金銀の融通悪敷なればなり○政府より法製を改革せんと云ことを言出し、又国政につゝてハ程々勘考なし居ることもあり、其改法と云は、今迄のきび敷法をゆるやかにすなり、若シかよふにナルときハ夫のアメリカ国ノ共和政事の如く成るならん、然りと雖も其国民ハ多くハ頑冥無智にして、未タ世間の事情に達せざる故、諸大名の外には人柄の宜敷ものハなからん、夫れ故ニ百姓町人よりして国事ニ関係するものを選び出すハ難き事ならん○国王の若公大

なる怪我を成せしとかや、然ルニ今フランスの都より来りし書状ニしるすところを見るに、風説よりも余程軽き怪我のよし、扱此儲君の怪我ハ如何成ことにてなせしと云に、或ル一人の兄弟誤て高処よりおちんとするところを、手づから援ふて却て自身の骨節を傷めしとかや、

オランダ国の部

茶 此品ハ売買甚だ衰微して、価も少しく下りしと也、烟草 此品ハ十日已前に比らぶれば、大ニ高直ニなり、

売買盛なり、

綿 此品ハアメリカ戦争の模様にて景氣甚悪しくして、

此品を買者まれなり、

イタリヤ国の部

二月三日 日本正月八日の暮れ方に、国王の輦駕こしくるまトリエンよりフローレンセンと云都ニ着したり、城辺には国人聚会して皆々冠りをとりて之を高く差しあげ、声を揚げて着都の祝礼を成せし、王も亦入城して後ニ楼上ニ登り、親ミツから搦（挨拶カ）拘をなしたり○ミソナーより来りし書状に、後月

卅日日本 日本四日日の夜大ニ地震ありて、其地震の後にイタナー

山より硫黄を吐き出し、熱湯怒漲して其山に近き村里ハ甚危難なりし○都を遷うつすに就てハイスパニヤより不承知を

云しと風聞あれとも、今其国の時体宰相より書ヲ以て言ひ贈りしには、貴国にて都を遷すニ貴国の人民の差支もなく、且又各国にても承知なれば、何にも私之方にてハ異議ハ申さずと言贈れり、

イスパニヤ国ノ部

イスパニヤの船将南アメリカのピルウより贈りし書状には、ヒールンとイスパニヤとの争論ハ、多分ノ戦争ニ及ず濟ならんと云り○イスパニヤのフレギットー及びヌマンセンと云船ヲ出帆成さしむるよし、是ハ戦争の有無わりに關係なく唯自国の商人其地ニ在留なし居るものニ警固ニ行也、

ホルトガル国の部

ホルトカル政府におゐて事実の行き違ひより、老中代るならんと風聞なせり○レヅポーン都にてハ地代家賃等格

外ニ高くなり、又肉の価も三割上りし○此冬ハ近年になき寒さにて、諸買売不景氣にして金錢乏し、

イギリス国の部

茶 此品イギリス国中にて違ふところのもの昨年比すれば七拾万斤を増ス、然れとも価ハ変りなし、

糸 此品ハ織工にて価を高くすとの故、支那サタリー

糸の上物にて老斤につき価六枚七分五厘位、日本の前橋のものにては英國の老斤につき七枚七厘位○フ

ランスニ在勤さいきんのミニストル正月廿日日本去年十二月廿三日

躍おどり戲をなし、各国ノ姫公及び老中等の衆人ヲ招待し
てもてなせし、誠ニ盛んなりき、

アメリカ国ノ部

正月十五日日本去年十二月十八日 将軍タレー第四隊の陸軍及び海

軍を指揮なし、ウフレメントの下なるフヒミルと云砲台を攻て奪取れり、其戦争の有様ハ午後三時日本八ツ半ニ軍

艦よりボムを烈しく放ち掛け、夜未タ十時日本四に至らざるにうばゐ取れり○北アメリカの陸軍ハ手負死人凡八

百人許り、并に海軍凡百人計り、南アメリカにてハ死傷のもの五百人、生捕られ千八百人なり○南アメリカは此戦争に依てウクレメント近くのキヤスウイキル及びケンボルと云へる台場たいばを敵に取られざるよふに自から破摧うちしたり、且ケニボノルの兵卒ハ退きされり○ホートローエルの告には、本月十四日に南北戦争ありて、北方にてはボカタレゴ―と云へる橋を奪ひ、大筒十二門を得たり、南方にては夜ニ紛ぎれてチャレストンの方へ逃たり、此戦にてハ北方ノ死傷ハ誠ニ少し○チャストン港に於てタペスコ―と云鉄船巡警せし処へ、敵の為にトルヘドラス花火ノ如クシテ自ラ破裂スル也を以て摧れたり、水卒凡五十人計り沈没せり、中等軍艦センオウセント名けし舟バヒマースにて洲渚に触れて破船せり此舟ハ「ハルリス」始テ日本エ来リシトキニ用也○北方海軍方の評議ハ水師提督ゴ―ルズベレーをして一隊艦を卒しめヨ―ロッパ江差遣すべき模様也、又南アメリカのフレシール海域ハ天竺支那等茂軍艦を増遣すへき様子也○大頭領リンコリンなるものイギリス管轄のカナタと以来条

約を収めざることを決断なせり○正月廿三日 日本去年十二月廿六日なり 元日なり

札数ず百九拾七枚但シトロ壹枚ニ付 同百十九枚同

同 貳百十九枚同

右百枚の相場なり○正月廿七日之手紙之しらせるは、レジメント是ハ南之方の王の居所より鉄船壹艘・大砲船五艘、都合八艘にてセキミス川を下れり、其趣意ハ北方之フロテラ是内軍にて川或水の浅き処にて用る舟なりを襲ひ、將軍グレンシトが糧食を奪ひとるべき策と想れたり、然共其策ハ成就せざりしと見へ、右八艘の内漸く一艘此フロテラを通り過せし、其外三艘ハ洲渚に乗り上げたり、其二艘ハリツチメン江引取れり、其一艘ハ捨て去れり、是ハ茂早(最早)近近くして扶け出スに暇も有らざる故なり○二万七千の軍勢をセレモンに在陣したる將軍シャリモンの方へ遣せしと聞たり○近來アメリカニテ新發明の鉄紙てつかを製したり、是ハ鉄の極々宜物にて製す、其薄きことハ千八百枚を重疊かさねして漸く一寸

の厚き至る、字を書に滑りて頗る宜し、

右のこたく各國の新聞誌を日本のことにはなほし
出ス趣意ハ、各國の珍ら敷漸をも知り、且物の価
の相場高下をも弁へ知れハ、貿易の為に弁利多き
を思ひてなり、英國の飛脚舟ハ一月ニ二度ツ、ハ
此港ニ来るものなれハ、便り有る度毎に速に出板
し、又夫に横浜在留之異人より出す引札をも訳し
て添可申候、已上、



百四十一番

一三二二ノ二

元治二乙丑年三月廿六日英國の飛脚船此港に入りしに依
て左の新聞を得たり、

イギリス國の部

二月廿日日本正月廿五日上の評定所評定所に上中下と分ちありて、上の評定所にてハ諸大明会合して評議な
す所に於て諸大明集會して評議に及びしに、或一人之大
明白、我國の領分キヤナダー北アメリカにありは近来等閑にして

世話行届す成しが、今我國ニ合衆國とハ互に恨を構へし
こともあらざれハ、差当り其國の危きことも無きよふな
れ共、然しながら決して危ことなきとは云べからず、其
故ハ此節となりてノ合衆國にてハ我國を忌嫌らふなれハ
なり、右によりてハキヤナダーには是非とも非常之備な
くてハかなワズ、此手だては如何成模様成さバ宜しか
らん、又一人之曰、其言実に然り、是ハ最も一大事件な
り、其防禦之策ハ二ヶ条あり、第一には台場を造り、第
二には新ニ陸軍を調へ軍事を練るなり、此事ハ政府にて
成す積りにて、其入用ハ八十万ドロと云見地なり、其内既
に十萬ドロの金ハ急速其入用ニ充る積りに成り居れり、
マンヅレール港の方ハキヤナダーの政府にて成す積り
也、又一人曰、キヤナダーは今に間もなく軍備も整ひて
各國と肩を並る程の勢にもならんか、又一人曰、唯今言
るゝところ尤のことなり、我に於ても左に憶へり、然し
なからキヤナダーと申処ハ、万一敵陸より攻込む事有ら
んには其防さ(ママ)かた甚難きことなり、今政府にてキヤナダ

一軍備の為に用金を評定所江申出す、其時刻已に後んとするに近し、然しなから年の数を掛るものも月の数を掛る如くに促して、速に成すときハ宜しからん、右之如く成にもキヤナダーにて自ら出て来りて、右等の事を願ひなば、我王も猶更彼を等閑に成し置くことハなる間敷ならん○評定所に於て或る大名之言に、政府にてハキヤナダーを忘れたる如く一向に構なく捨て置れしと云につき時務宰相ロスルと云人出て其言ひ開きを成せし、其言に五六年以前にも下の評定所よりキヤナダー軍備の為に金々入用なると申出なバ、茂早出来上るなん、然るに右様之こと申出しこともなく、且又キヤナダーにても自ら政府に出て国の為なれハ我方にても力を尽すなると、政府よりも何分世話成し給るよふにと申出てしかりと云に、右様のことハ少しもなき故に、政府にても今迄其仮に成し来りしもの也○下の評定所^{町人又は役人}の評議所^也にてハ格別之評議はなかりし○ブルシキル国とハ争論ありて交を絶ちしかど、今は其事につき応接あれバ多分ハ此応接にて以前之

如く復ひ交を結び、親しく成るならん○元来アメリカ国との条約にキヤナダーの湖には軍艦を置さるよふにとの条約を結びたり、然るところ今度アメリカより贈るところの書面に、其条約を用捨ありて暫くの間軍艦を置かんことを求む趣を申来れり、是に依て、我にてハ雑念を起し、多分ハアメリカにてキヤナダーを打取らんと云計策ならんと疑ひしに、今能々聞札に右様の故にてハなきとこのことにて、疑念始て解けたり、其故ハ夫の国の賊徒キヤナダーに入りて党を集め、其処より旗を揚げんとせしにより、其賊徒防禦の為に軍艦を置ことを欲するなり、尤も暫くの間之よし○後月政府にて出入の金高を録して出たぜし、其数左の如し、二億八千万ドロ、是ハ運上にて入りし金、其内千三百四十五万九千七百七十四ドロは、税の外雑事にて入りし 陸軍之古着を売り、或ハ印度に差置し陸軍結金の剩り、或ハ国王之地面を売りなぞせし金 な、八百七十五万三千六百十六 但し一ハウンハドロ四枚なり、譬は日本にて 壹分銀四枚にて、是ハ諸人用なり、其割付左の如し、二千六百三十七万七千七百三十二ハウン、是ハ陸軍之入用也、

千百二万八千二百五十三ハウン、是ハ海軍の入用也、九百二十六万九千五百十一ハウン、是ハ雜入用也、九十七万九千三百九十七ハウン、是ハ商人手紙賃の入用、四百五十五万九千六百七十八ハウン、是ハ珍敷物ヲ諸國より取り集めし入用也、十七万四千六百ハウン、是ハシヤリヤのトール入用也、右之如き入用を差引し残りの金數ハ二百九十六万一千九百七十ハウン、此外に台場入用等にて出し金數ハ、七十二万ハウン也、是は運上之中よりは出ずして、アニウエテの金を以てす按にアニウエテと云はを貸し、金ハ政府より利息を添へ其人、一生涯の中一年に幾兩と定め年賦にす 譬ハ人ありて政府に金子

相場之事

茶 此品は前の新聞ニ記せしと変りなし、然しなから少しくハ下りし、日本出来の茶は下りて少し売買ありし○生糸 此品も前の新聞と変りなしと雖も、今よりは逐々に下直にならんと云見込なり、日本正月廿七日 今月廿二日日本前橋の糸にて、ニーポール云舟ニ於て濕れたる塩入りの品入札ありしが、一と口より外に買手付かさりき○綿

此品ハ一般の用かた大ニ減し、支那と日本の品は壹斤ニ付五分より壹兩位下りし○白臘但し日本出来 是品ハ一般の遣方多くて直も宜し○油も亦同じ、

○ロンドンのセントアナと云寺にて僧のエルデルデーと云人媒となりて、サミラルネバトンと云男とアナスタラムスレンと云女と婚禮ありし、然るに兩人共瘧なり西洋にては瘧ハ指にて文字の形を成して瘧をな、依て通事ありて指にて文字の形を成して詞を通し、婚禮の儀を執り行ひたり、珍敷ことなれハ、見物人大ニ群聚なしたり○南アメリカ国のライレンと云軍艦是ハ前の新聞に載たる舟なり フランス國を出帆なせし処、損処出来したれハ、修覆のため今コロナーと云港に入れたり、或人其舟を見たりしとて語りしに、舟の外張の鉄の厚ハ四寸あり、極而堅牢の造り方なり、大砲は四挺備へありし、其筒は何れも式百ポンドより下ハ一挺もあらざりし、水子等ハ前のアルバマと云舟の水主多く乗り居れり、

アメリカ國の部

此前の新聞には南部より北部江使節を遣りて応接に及びしとあり、又此度も南部より使節として重官三人を遣れり、是に依て北部より大頭領并時務宰相とフラーソレツマンローと云砲台ノ近辺迄出張なして、右使節と応接に及び、其応接の始末を南北共に評定所江書き成せしに其事ハ一も成就せざりき○北部大頭領の評定所江差出したる書面の大意は左之如し○今月三日^{日本正月八日三当ル}之朝南部之使節ステープン・ハンタル・ケレホル右之三人我蒸氣船に乗り込ミ、我と時務宰相と対面に及びし、其席には五人之外ハ他之人一人も居らず、其応接ハ唯口上而已にて成さんと前に約し置て談判に及びし故、書きものなぞのとりやりハなさず、又我かたにては時務宰相に申付置たる一通りの言之外ハ彼是と彼の方之心底も問はず、又込入りし事も云ざりし、又南部使節の言にも決して我国ハ以前之如く配下に成ることハ成さずとも、又成んとも言わず、憶ひ計るに、彼にて望む所ハ右様之相談は後になし、先ツ第一に兩國とも差支なき法則を極めんことを

欲する由、右之如き不極りのこと而曰言ふを以て考に、定而日限ヲ極めずして不極りに只日を延さんと欲すると見ゆ、右之如き次第故此度の応接は定らずして終りたり、応接之大意を録申して各々に告もの也、二月十日大頭領名前○南部大頭領より今般國を平穩に成す為に、北部大頭領と応接に及びしといふことを自國の評定所江書面に申出たり、其言には今般使節三人を北部江遣し、大頭領と応接に及びし、其故ハ彼國大頭領より書面を以て申贈りしに、我^{南部}より表向なくして役人を彼の方江^{北部}遣せしならば、自ら出て國家平穩に相成る評議を為んと言しによつて也、右使節応接相濟て歸りて語申しに、北部にて申処ハ互ニ言を駁め和せんニは、我國^{南部}をして已前の如く彼の^{北部}政府の支配を受けて國体をも改革成さずんバ和議成りかたきこと也^{按二國体を改革成と云ハ白人黒人の隔遠の法を立を云ふことならん、抑も兵端と雖此}黒人のことによりて起りしなり、是ハ^{皆人々の知る所なれハ此ニ声明せず}○又使節の語りしに、彼の大頭領との応接は暫時之間にて互ニ言たる言分明也、彼の語りしに如何様に成せば穩に成かと言法ハ、彼の

領より自分評定所江昨年十二月既ニ書き出したり、其法を改て穩に成すことハ成らじとなり○大頭領又云ふに、以後は表向き使節の応接ハ我國_南彼_北配下となりし後ニ非ざれハ受ずとなり、其故ハ若し今の如き模様にて表向の使節を受るときは、我國_南全く我政府の國と聞ゆれハなり○此迄は白旗を揚て_{西洋にてハ敵國に用事あると}書面等贈りしなれと、以後ハ相成ずと也、我_南にて彼に降り、彼の云ふ法を守るにあらざれば如何なること出来ずとも構はさるとなり○北部の言に従ひ國法を立てなは、畏るゝものも多らん、然しなから北部にても元と國の爲と云て成すことなれハ、許容することも有らんか○南部と北部と応接に、北部より國体を改めよと云ことを言ひ知らせしこと右之如し○レチメント_{南アメリカの都}のエキスママナーと云新聞に、右応接は北部にて他國と戦争を成さんことを欲するが故に、早く内乱を治めんとすれば也、此の他國と云はフランス國よりもイギリス國と戦に及んか○北部將軍グラントと云者より書面を以て申来りしに

自ら軍卒を卒ひて南に趣しに、リヤムステーションと云処にて敵_南の騎兵隊に計らずも出で合ひ、直様之と戦ひて大に勝利を得たり、又其処を出立なしてプロトンブランケーと云海辺江趣き、タブネメルと云処に在りし陣營を打破り、敵を逐散したり、此日午後になりて敵より急に我軍江押寄せたり、此度は必死を極めて掛りしと見へ、余程敵數攻掛り、我第三隊目を打破る積りと見へ、此の隊を目掛けて外か隊との間ニ割入り、其間を隔てられたり、然るところ其時幸に第六隊の兵卒チャロン川を渡りて来るところなれハ、砲声を聞つけ急に馳来りて敵に攻掛りたり、我兵是に力を得て相共に力戦なし、終に勝利を得たり、又アムトロンハウスと処にて敵より寄せ来りしを、暫時戦ひて亦是も逐ひ払ひたり○南の將軍リキと云もの書面を以て自國江申贈りしに、今月六日(ベグラント_人に命じて軍卒を率ひしめ、或る川筋_{按ニ南アメリカノ川ナ}らん其名)右手を廻らしめ敵を見出し、直様押寄り敵數戦ひしに、大将ベクラン打死なし、副將カルノルホフマン

トも手傷を負へり、大將斯くの如くなれハ軍卒の隊伍自然に乱れて戦ひがたく、止むことを得ず遂に以前の陣營迄引とれり○テールロと云新聞に誌るせしに、南部にてハ陸軍の遣ひ方変革に成る模様なり、其改法と云はりチメン及びチャリストン何れも地名をも引も引何れも地名をも引ひて国境を遙に隔てし処迄引込様子なり○南部評定所に於て或役人申

出せしに、十万人のスレーフを此スレーフと云は黒人の売買せらるる者を云也、日本にて云へは妓の政府にて買とり、軍卒の小遣の如きものになさば大に弁利ならん○アヤレキユレアツガー但し艇鉄給也、前の新聞に載する処のセ

イミス川にて戦争南アメリカに有る今一度ゼーミス川南アメリカに有るにて戦を成んと、ターレンと云台場の近くに淀泊し、専ら其用意を

為し居れり○北部の將軍キュラントーより申触れしに、南部の大將と約して兩國共に生捕置たる者を互に取替んことを定む是ハ士官之者何人、歩兵之者何人と定め、北部より士、官百人贈れハ南部にても亦百人を贈ると云如く為す

フランス国の部

此国より支那江出張所を造り、諸品を製造する所を建るよし、就中南京・上海に多く建る由にて、諸人之を楽ミ

待つとなん、按ずるに、フランス国の貿易は程なく尽き東の国に於て按ずるに日本支那・印度盛大にならんか○国王より命ありて千八百六十七年但し今年ハ千八百六十五年の五月朔日よりハリス都にて世界中の珍敷物を諸人に見物成さしめんとて、已に夫を取り集め方の役人を命ぜし○パリスより贈りし書面に、我國にてハ唯今の多き陸軍を減少成す法を定めたり、其法は四千万之兵は唯非常の扣へ勢となして、平生ハ其役を免して各其職業に就かしめ、三十四万人之兵は是迄の通りに養ふなり、其扣勢と云ハ政府にて非常の事有るときハ、十五日之間には尽く呼出さるゝよふになし、給金ハ年に二ヶ月分を与ふ、其二ヶ月と云は

調練成す間計りなる、残り之十四万人はパリス及ラエン此の兩処は日本にて云へは其外国の防禦の外には遣ふこと能京都と江戸と云如き処ず、右之如き扣へ勢を立て置す、誠に宜しき法則なり、

プロキス国の部

勘定方より評定所江申出てしに、是迄は国之入用甚少極にして其法を得す、今よりしては新に其規則を立んこと

を欲する也、其規則と云は総ての陸軍の入用を儉約なし
百姓之為に穀物等の十分に出来る様に世話をなし、又は
学問所・窮理学所等の教師、或は其掛りの役人の給金を
増し、又は境のモナアツポレー是ハ一人のミ免許を受
け商賣するものを云を停と
なし、且家事費をも減少し、然して歩兵是は前出陸軍とは異
り極下官の者を云の給金を増遣すかた宜からん○イギリス国のコンシユル
「ボルリンと云処に居るは此国と貿易条約を結ため也、

ヲロシヤ国の部

都下の新聞にてはヤカンドーと云処に乱起りて、浪士の
如きもの多く出来しとかや、其外珍敷新聞は有らず、

ヲランダ国の部

二月廿四日日本正月廿九日の新聞にてハ、或一人の老中争論のこ
とよりして多分ハ退役するならん○タカチコランターと
云新聞に、此国の国王大病之由なりと在りしかとも、実
に然り哉否を知らず○今年八月四日日本六月十三日世界中の画
工之画を集メ見物に出すよし○国王の誕生日にメドサー
と云軍艦に絹の旗を賜り、外にメトランクルーソー及び

ジャンビーとアムシトダムと云軍艦には通例の旗を賜り
し、右之軍艦は日本下関にて戦争なしたる舟なり、メド
サーと云舟ハ其最初に大砲を打掛けられたる舟にて、其
時能く凌ぎしによりて別段之称賜と見ゆ○茶 此品は不
景氣にして售方甚悪し○綿 此品価引下げ售物に出せし
なれとも買手付ず、

トルコ国の部（後欠）

一三二二ノ三

元治二乙丑年四月十二日、イギリス国の飛脚船此港に入
りしに依て左の新聞を得たり、

アメリカ国之部

二月十七日日本正月廿二日の朝、北部將軍シャリマンと云人コ
ロンビヤ南の地を攻取りし同夜、チャリストン南の地の軍卒
も残らず引払たり、依て又其地も奪取り、大ニ兵器輜重
を得たり、其内に大砲二百挺有りしか、大門にハ残らず
釘を打込て復ひ用る事能ざる様にして置けり、其外玉薬

及び大砲に付屬之器若干有りし○南之兵引払之時ハ、或

ハ綿藏・焙硝藏・食料藏、或ハ蒸氣車往還之橋々、或ハ

鉄船但シ、二艘、其他造船場に在るところの舟等残らず自ら焼

払て立去りし按に是ハ戦の習として敵ニ有用の品を渡さぬ為なり ○或一艘之舟ナソ

蓋フランス國より來り、察にチャリストン南の地の湊に入り

し舟北部にて曾てチャリストンは舟止になし置け有り、北部にて然りをひそかに商買なさんとて來りし舟

之を奪取りたり○南兵チャリストンを退きしと云文通ありて、ワシントン評定所之諸役人を始め衆人大ニ喜ひ合

へり○陸軍奉行より命ありて國中陸軍の陣營或ハ砲台、

其外諸役人の詰所にて祝砲廿発を放せり、是ハ北部の國

旗再びサンピールの砲台に豎つてつことを得たるによつて也

舟是台場ハチャリストンの辺に在り、元は北部の有なり、然とて四年前前に南北始て戦に及しとき番兵甚しくして防難く遂に南部に渡したり

○時務宰相シーラルと云人より命ありて、今月廿二日

日本正月廿七日ハワシントンの誕生日に當れり、依てワシント

ン中に在るところの役所ハ残らず盛に燈火を点して、チャ

リストンの再度手に入りしを祝ひし○ニューヨルクの

ヘルドールと云新聞に載するには、レチメント南の地之軍

勢もチャリストン地名軍勢に引續て退くならん、曾て南部

之重役の人より聞しに、南にてレチメントを引払と云事

ハ、茂早以前より決定なし居れり、依て其地に在りし製

鉄所の器械等は残らず引取れり○按するに、南之大將軍

リキーなるものハレンケホークと云処江引込様子なり、

然るに軍卒は猶更ニ巡警なし居、是は全く北軍の虚を窺

て不意に攻掛り、一戦為さんと欲するならん○評定所に

於て陸軍の給金と其外の入用金の高を定む但シ、此金年分

五兆八百万ドルラルなり○上の評定所にて陸軍の給金を

増んと云議論ありしに、オリシンと云人云に、一兆三千

八百万トルラルの金不足にて、猶陸軍より借りに成り居

れり○下の評定所の議論に、国内而已にて商買為す者之

税のとり方模様替に為すと云論を云出せしか、今全く模

様替に為すことを決断に及ひたり○石炭・油の税ハ少し

く増して、一ギヤランにつき但シ、二升五分の税なり○ダ

キモン加ルもの也キヤマンを・イマレド是ハ石にして物の飾ニ用ユ及合位此二品の價

物共税は高くなせし、乍然此外之小細工金物但シ、人身に帯る種々の細

一工もは税を軽く為し、五分ニ為す○ビヤ酒の名のの税を重く為すことを停止せしむ○大頭領レンコロンより評定所に

常に無き如くなる敵敷命あり、其故ハ来る三月四日に評定所詰之者悉く会合すべし、然して我より如何様なる書面を出すとも、各々違背なく評議に及び給れとなり○北部之軍艦ミリミキと名けたる蒸気船沈没せり按に南の船、然

れとも其乗組の軍卒等は其辺を巡警なし居りたる軍艦是チヤリストン港舟止の事をなし居りたる舟なりにて援けたり、其時此船には白旗を揚て南部の海に乗り込て救たり○サバナ南アメリカの内ニ有る国の綿

舟廿艘ニユーヨークに着したり、其綿之數ハ一万二千箇なり○サンフランシスコより支那江月通ひの蒸気船を出さんことを、評定所に願出でしに、是は免許ありし、

オランダ国之部

三月八日、太后事七十才にて逝去せられたり、是によつて国中之者慎ミ居れり、其病氣はアスマールと云病之由、抑此后プリンスウラン是ハ先代之國王なりに入興ありしハ、千八百十六年の二月廿一日なり、其初ナボレロン此后を迎んと

請しが、是ハ相談調ずして此人と配偶せられたり、本月十七日に葬送之儀式を執り行るゝ様子なり○評定所の重役登城なして悔を申せしに、國王の挨拶はなかりき、是ハ病氣にて有りし故也○茶 入札場に於て支那之カンヅーと云茶千六百六十九箇と二百九十半箇之二口の札に出せしに買手つかざりき、夫に応して価も下りたり○煙草 ジャバ 此品は前之新聞紙に載せしと同しことにて価も上らず、売買もよし○綿 此品ハ売買絶る無し、然れとも価少しく上りたり、其故はイギリス国之レバポール地名に於て綿を持し者猶高価を唱ひ居ればなり、

フランス国之部

三月九日日本二月十日に当プロキスの或新聞に、此国之國王自筆の書面をコンシユルに命して、サヤム国印度の内之一の国ケ国なりの王に贈りし始末を左之如くに記せり、扱右之書面を金の花入れ按ずるに此金瓶と云は贈りものに為すものならんの中ニ入れ、サヤムより来りたる結構を尽して飾り立たる迎舟に載せ、其外四十艘の警衛舟従て彼之国に趣きたり、既に場に着したる時は

廿一発の祝砲を放ち、然して後又右之書面を美麗に飾りし輦輿に入替、千人余之歩兵警衛なし、音楽を奏して城内に昇入、然して客院に諸大名及び王の親類之人々、其他諸役人詰居、真中に国王親ら出てコンシユルより書面を受けり、其時王之装束は甚美を尽したり○按ずるに、此国に於て陸軍を減少すると云ことを前之新聞紙に載せしに、是ハ出来難きならん、其故ハメキシコより来る書面之文言に穩ならざること有ればなり、マーシロバセキ是ハ仏国の役人にて此節と云役人より書面を以て申来りしに、今メキシコ国に在留之軍卒を引取る時は、此迄此国の為に金銀を費し、且丹精を尽したるものも宜敷ならん、是ニ依て猶少しく増すことを欲するなり、右之如く為さざる時ハ、再び兵端を開くことあらん○此国とヘンズタウルズと云国と貿易条約を結ひたり、貿易ハ六月一日日本五月より始ると云風説なり、

シラスホキギホレスタン国此国は昨年プロキス及びオーストレーの兩國を相手どり戦争なしたる国なり

プロキス国より書面を以て此国に掛合に及びし事左の如し、第一には、プロキス国にて(以下原本一枚分欠、刊本ニテ補ウ)若し水主入用なる時は此国より水主を出して其用を弁ずるなり、第二にはプロキスにて入用丈の地を遣す、右入用の地と云はキネラー是は大なる溝を掘りて荷物運送舟の往来する処を云を造りてシヨメン海とハルテキ海と水脈をつなぎ、然してキネラー兩端の入口には大なる台場を築きドック舟をすへる場所なりを造りプロキス国軍艦の爲になす。第三には此国のテレガラフ又は飛脚等はプロキスにて支配す。第四には、此国陸軍の役人とプロキス陸軍の役人とは互に懇意に交るべし右四ヶ条也○フランス国ハリスの風聞にはプロキスにて右の如く掛合に及びしことハオーストレーの方にては同意せざりし○プロキスにてはフランスの意を用ゐしなり○デキーニスの地面のシラスパキキ丈はデマーケに返して其余のシラスホキギホレスタンドルーデンバキクとは、プロキスにてデヌマーケと諸事相談なして共々に支配すべし○アストレーは右の相談には加らず、然れ共彼是と不承知の事は云はざり

しと、

○スウェーデン国の部

国王よりフレシス政府或は大名也、公子或は女帝(欠)大なそを云、ヲキラス但し英國女帝の適

男ナポレオンス國王フランなぞの人々が申贈りしには八九月頃

には、陸軍の大訓練なすによつて願くは見物として来り
給れと○テマール國王の若公も多分は行て見物為すよし

○オロシヤ国の部

三月一日日本二
月四日の文通には中のアジヤの外と国より海

岸の方迄水海のヤスコルと処迄は此国の領分と成りたり
故に其処に新に地名を付けてオロシヤトルコスタンと呼

ぶ○ヨーロッパ国の数多の新聞にはフランス国のミニス
トル交代なし、新規の人来りしにより此国とフランス国

との間陸敷なる様のことを成したりと云へり、然るにか
よふのことも見へず、其故はフランスにてホーレスに肩

を持つ由○去年冬より正月廿一日迄寒気も格別の事は無
かりしか、廿二日よりは近年になき寒さにて、二月初に

寒暖計は猶氷点より十四度下りて居れり、其頃は西北の

風蔽敷吹けり、然しなから此の寒さは長き間ならず、僅

に十二日の間なりき、夫よりしては好き気候となりたり

○正月の遊びにアメリカ国のヘーニと云人氷の上を走る

の妙を得たる者、其技を為せしかば諸人は申に及はず国

王の後迄も出て見物なしたり、甚面白き事のよし也○国

中にては処によりて少しの違ひはあれ共、極々寒き処に

ては雪及び氷夥敷ことにて渡海等も出来兼故に、穀物の

値段も大るに上り人民甚だ困りし、如此ことは六十年以

来になきことのよし、

○アストリヤ国の部

政府にては商人の願によつて遠き東の国但し日本支那と条約

を結び国旗を建て度とのことにて大なるフレゲット

一艘を仕立てたり、

○イタリヤ国の部

ネーフルスと云城下の新聞に二月十九日日本正月廿四日の晩よ

り、ピシマ、と云山急に白き色に變りて△時々火を吹き

出し、夜なぞハ誠に見事なり○前々新聞に記せしイタナ

一山ハ未タに硫黄^(硫)を吹き居れり、夫れを見たる人語りしに、思ひしよりも畏敷有様にて、其辺に近づく時は其響は恰茂雷の轟く如くにて、吹き出す硫黄の熱湯は一里も二里も流れ渡り、是迄平地なるものも俄に山と成り、林或は田畑なぞは黒き荒地と成れり、憶ふに今より百年も歴されバ穀物等の植つけの成るよふには成る間敷ならん右之模様ハ如何なる者も一度見たる時は忘れがたき程の畏敷有様なり、

スペイン国^{但シ日本にて云習ふところ}之部^{のイスハニラなり}

三月二日マーシロナーベーズ^名人より評定所江ビルー^{南アメリカ内}と闘論之事を治めて条結^(約)を結びし書面を差出したり然るにエホケーと云新聞に在るには、軍艦奉行パレンシャと云人は猶ビルー国に在留せり、是故はビルーにて条約を全く守ると云事明白に見へされハ引取らずと也○サニタードと云処のリノーセーと云町にて蒸気車の道を造る為に、二百人計りの職人仕事為し居れり、或時其職人を遣ふもの金之払方悪きとて、其職人等大ニ怒り、道

具を打破り仕事を罷め、遂には其者に打掛らんとせし故已むことを得ず金を払ひたり、

イギリス国の部

三月十日のことなりしか、女帝馬に騎りて遊びに出で、林の辺を通りしところ、折悪しく路の傍なる古き大木不度打掛りたり、別当は遙に後れたりしが、之を見て声を掛けしにより帝急に馬を駐めしところ、夫の大木六尺計りも前に倒れたり、誠に不審の難を免れし○軍艦奉行より令ありて、鉄張にして内車之蒸気船五艘ほど商人江詠へたり、此舟は印度江遣す軍卒を載せて往来為す為め之由、舟之長サ凡三百廿六尺、幅四丈九尺、深さ廿二尺四寸、積荷之噸^{但シ一トンにつき千七百斤位}数は四千百七十三トン、蒸気之力七百噸なり、然し十分に為すときハ四千二百トンにもならん^{総而蒸気之力を云ふにハ馬力を以て云ふものなり、然るに此にトン^噸を以て數ふるハ按ずるに、此トン數を動寸程の力有と云ふことなら、舟尾ハ一時日本之半^{んが未タ詳かならず}英國一里ハ日本十、舟内の広きこと水主を除きて千式百人を乗セらるゝ也、此舟ハ動揺なしても人の体に障らず、平安}

に参り居らるゝよふに工夫なせし○今月三日ハヲロシヤの国王位につきし日なるによつて、此国に在留之ミニストル寺江参詣為したり西洋にてハ日本と違ひ祝儀のことにても寺参りを為す也 蓋し此寺参りハ王の幸福を祈るな、其外在留之諸役人下々に至る迄残らず祝礼を為せし、其晩に至りてミニストルと妻のパロネスブロナヲ之兩人にて重役之人々を饗応なせし○是迄用ひ来りし焰硝と異なる薬を以て製する火薬を新に發明なしたり、其薬品はタネキギヤレツキーアセウト是ハ木の、キロラキテールはハナキツレーポウはハ木の、キロラキテールと云薬なり 此二品を交合せるときは宜敷火薬となる、此火薬は常の火薬と異り弾力も三倍も強くして、且入用も半はにて出来、其上発したる跡に滓残らず、平生貯へ置にも右二品を分け置時は、火の憂ひもなし、入用の時は二品を合せて用ゆ、右之火薬試ミし上にて右に云たる効能は半ハ有るとも実に古今の良火薬なり、是ハエソフヒーラキフル及びアームストロング大砲等に用ひて最も宜しからん○或る大なる商船マンフレドウ名舟去年九月以前に上海を志さし出帆なせしに、其後久しく音

信絶而なき故多分破船なせしと思ひ、其乗り組之人々の家内にてハ大に愁傷なし居れり、然ところ今度支那より文通ありて此舟別条なく着したる趣申来りし故に、今迄愁傷なせし者ハ死したる人の再び蘇生なしたる如くと思ひ、大に喜び合へり○此度アメリカ国と此国との文通弁利之為に海底にテレグラフを入れ置んとて、海の高さを測量なしたり、昔より云伝るに、海の深さは山の高さ程有ると云しが、未タ其実検を得ざりしか、今量りて見るに、一番深き処にてハ二万五千尺日本三十六丁一里にして凡三里計りなり、富来之古き物にて、先代ジョージと云し帝の造られしものにて其価二万七千パウン但シパウンは洋銀四枚也掛りしとぞ○属国キヤナダ北アメリカに在る国也にては是までの通りイギリスの属国と成り居らんか、又は手をはなれて独立なさんかと云ふことを評定所にて入札ありし是ハ元よりイギリスの方にてキヤナダの手を切りて世話なきよふに為んかと云ひ居、然りしところ属国を離る方よろしからんと云札に落札なしたり、依て其故を女帝江申出すと云風


聞也○昨年まで支那江来り居りしミニストル、暫らくの暇を請て此国江歸りて、又再度支那江行んとせし処、合衆国在留之ミニストル病氣なるによつて、此ミニストル支那行を罷めになし、一等高き位を受けて合衆国江交代に行ことに定りし○日本に來りしアールコック漸歸國なしたり、按するに支那之ミニストル此節あき居れば、此人支那江行ならん○此国の両替屋にては金利五厘程下りし此故ハ按するに金の出入すくなきによる也○茶 此品ハ不景氣にして下直になれり、其故ハ支那より際限もなく積込によりて此国全国江売りさばくことは勿論、外か国江積出しても猶沢山残り居ればなり○生糸 此品は支那のサタリーと云宜敷品は變りしことなけれども、下物は向き悪しき由、此頃着きたる糸は下物多し、日本前橋之糸は少しく売買ありしか価を引下げ、老斤につき元と直よりもドロ二分五厘程下げし、此節は宜敷品は入荷なし、故に尽くつきし○後月一月に入荷ありし糸ハ支那二千三百十二箇、日本八百八十九箇也、此頃飛脚船より申來りしに、日本と支那との

荷を合して支那より積出せしもの三万三百箇なりとそ○綿 此品は或ルロンドンの商人より書き出す相場には、此一周七曜日一回を云ふの始めにはよろしく直ひ上りかゝりしに三日程過ぎたれば又々引下げて、綿足短きもの老斤につきドロ二厘ツ、下り、日本の極上のもの老斤につきドロ二分八厘より三分位下りし○今月三日にロンドンに在る綿、支那と日本とのものを合して一万九千七百八十五箇也○日本白臘(蠟) 此品は替りし事なし、二百箱入札ありしかども売れざりし、

チュレー国の部南アメリカの西部に在り

政府にてヨーロッパ人を衆く招く企を為し居れり、按するに國中に人を多く成し、国の蕃莖する為、且此国には金山・銀山・水銀山多き故是を開き、且は田畑等をも開発なさん為なり○或城下のバラパライキノと云町の真中にて、水銀の在ることを見出したり、察するに此処には水銀多く有らん、

右のことく各国の新聞誌を日本のことにはなほし出

ス趣意ハ、各国の珍ら敷断をも知り、且物の価の相場高下をハ弁へ知れハ、貿易の為に弁利多きを思ひてなり、英国の飛脚舟ハ一月ニ二度ツ、ハ此港ニ来るものなれハ、便り有る度毎に速に出板す、尤も速なるを專一にすることなれハ、検板之暇もなき故誤謬而已多して通し難からん、且夫に童子・少年にも読なんことを欲すれハ、文章の雅俗を問はずして、唯元書之大意を撮とりて話の如くなせしもの故、読者幸に元書に就而論することなかれ、又今よりしてハ横浜在留之異人より出す引札等をも訳して添可申候、敬白、百四十一番 

一三二ノ四

慶応元乙丑年四月廿八日イギリス国の飛脚舟当港に入りしに依て左の新聞を得たり、

アメリカ国の部

三月十日 日本二月十三日 北部將軍トマスより政府江伝信機 是ハ電氣を以

て遠方の人と談しを以て注進なせしに、南部將軍チャタムを為す道具なり自ら軍勢を引率して、同しく將軍ハーリーに加勢為んとて、アラバマ地^名を出立なせしところを味方の將軍シャリマン途中に待受け之と戦ひ、大に勝利を得たり、ハーリーの方にてハ此事更に知らざりし故、加勢せざりしとぞ申送りける○南部將軍ジョンシンなるもの、北部將軍シャリマンに試に攻掛り様子を見たりしか、容易に敗り難きによりて早速軍を引上げ、其場を退きたり、其引取りし場所ハ何れの地なるや分明ならざれとも、多分はキヤーライナ国の内ならん○南部^{もの}斥候の者ワリメーギートンに歸りて注進なせしにハ、北部將軍シャリマンは既にチ^地ラ名を残らず攻取りしなれハ、此勢ひに乗して程なく、キヤーライナをも取らんこと必定なりと○北部將軍グラントよりワシントン政府江申出せしに、キヤーライナ地にて戦争ありし時に、黒人之歩兵を多く見当りたり、察するに南部にて先達てより黒人之歩兵を新に調ふと云説ありしか、果して其言の如く歩兵を調へしものならん

○北部將軍ケストールの兵南部將軍イエレーの兵を攻敗りて、リネスホル地名地迄逐ひ退けたり、其時之生捕或ハ打取しもの、上官八十七人、下官千百人、其外大砲七挺ワケン是ハ軍器食料等を運送するの車にして馬に駕するものなり百輛を得たり、北方方の即死ハ僅に十人而已、イエレーは辛うして逃れ去りたり

○北部將軍ケストールはチャローベルと云処より十里程隔てし処に、軍勢を操り出したりと云風聞なり○北部將軍シャレドンはオイネスボーツを攻とりて、今其処を支配なし居れり○大將軍グレントーは南部の城下レチメントーの外にて好き天氣を見合せ、南に当りて有るところの蒸氣車の道を攻めんと欲して、専ら其用意を為し居ると云風聞なり○南部將軍リキーは敵軍との境に多く台場を築きて、敵軍の用意を為し居れりと云風説なり○北部にてアンローションシンと云人、今月四日に扣大頭領是ハ大頭領入札のとき同しく入札有りて兼て此位につけ置き、若し大頭領に事ある時ハ入札を待はずして大頭領を嗣ぐべき人なりの位に即きしが、自ら衆人に向て存意を述る時酒に酔て述たるにより、世間の人ニ是を悪みて退役為よなど悪口

せしことを新聞紙に載せたり○北部の或老中退役なして其代りにセネターハートンセネターと云は官名にて國の法を立る者を云と云人命ぜられたり○前の新聞にイギリス国江キヤナダーの湖の軍艦を多く置かんことを云贈りしに、又模様變りて多く置ことは罷めに為すと云談判に定りたり○今月四日大頭領レンコレンと同しジョンシン之兩人、又々四ヶ年之間猶位在ることに決定なして両頭領とも祝ひの儀式を執り行ひし、

オランダ國の部

大評定所にてハ今に於ても猶医者の法立てを改むる評議を為し居る、此法だてと云は、前方に出したる書面をば逐々に評議なして、刪りて元の書面の文語は残り少きよふに為れり、夫故に此議は多分成就為さざらん○此外政府に関りし事の風聞は無し○茶 此品ハ青よりハ黒之方向き宜し、乍然不競氣にて未タ少しも売買なし、唯々今月五日に着したる両荷を各々行て改め居るを外より見て居る而已○ジャガタラ煙草 此品ハ變りしことなし、入

荷甚多くして此城下に入りし荷の数一万四十一ピコル但ヒコルは百斤なり ○綿 此品ハイギリス国よりの文通に応して二

三日以前より価ひなりしか、売買なりしハ甚少し、是は総而支那・印度より来りし品而已なり、

スエツランド国^ノ部

此国とヒルボクシロベリキンと条約を結ばんと欲して、兩國応接に及びしか、一方より出したる使節は自ら専に取扱ふことならさりしによりて、此事調ずして延引なしたり、乍然来る四月四日に再び応接に及ぶやうす也○同イタリヤ国とも条約を結ぶ為に唯今其応接にとり掛りたる模様なり、

フランス国^ノ部

三月廿六日日本二月廿九日 勅定奉行にて来年一ヶ年に入る所の

金高を見込て算当せしに、凡十四万九千百六十七ハウン也パウシはトル、バウル四枚なり、是ハ支那及ヒコーチンチャナ天竺と支那とより

償此償金と云ハ何等の償ひつくのゐなる哉未詳に入る金なり○国王より出し命令を今廿日評定所にて其答へを申述たり、国王よりの命を評

定所にて評論為すに、国を守る手立并に外国と交る手立のケ条ハ評定所人々の了簡ニ国王の命と能符合せしと也○メキシコより文通あるに彼国にてハ漸く乱治りて、人民ハ本の如くに按堵して其職業を安んずるやうになれり是に依て彼の国江遣し置し軍卒も不残引とる模様なり○此国とスエデン国との交易条約ハ弥々調ひて、来る四月十一日より始むることに定たり、

プロキス国^ノ部

前の新聞紙に記せし如く、陸軍を引立る事につき三月廿六日大評定所にて議論ありし、是に依て今月廿三日陸軍掛りの老中より申立るには、右之事は甚管要なる事なれば、等閑になしがたきによりて、早く評論を決し度もの也と○評定所にては国を強むる為に、心を用ゐて居ると之事か、政府江明白ウツクには大に概模ウツクともならんか○陸軍奉行より申たる言に、此国にては十八万人之兵にては国の固めには不足なり、只今フランス或はロシア或はアストレーなどの様子を見るに、我軍よりも多し、夫によ

りて我国にてハ軍勢を多く増し、非常の備をなさざれば、
仏国などにて万一軍勢をさし向けんも計りがたけれハ、
その備へなくてハ叶ざる事なり、

オロシヤ之部

城下ヤンペトルスボルクに於て、老中より此国在滞の各
国ミユストル江書面を以て申されしに、我国よりアジャ
に続く所の未タ開けざる処は、殊によれハ通行旅人の妨
を為すにより、此を逐々開き、且台場をも造りて警衛な
さんと思ふなり、如此なす時ハ貿易等の弁利にもならん
かと心つきて為すことなりと云たり○新聞造りの者と其
外カンフトローフと云人格式ハ日本にて云、
へば旗本位の人、此二人或時調
所にて諸大名相談ありし事を窃に偷聞なして、新聞紙に
載せたり、此相談の事からハ表向き新聞に載することを
得ざる事なれハなり○此頃ハ共和政事之如き事行れ、評
定所江出る役人ハ下々にて入札ありて、其落札の者役に
就く如くなりし、始の程ハ慣れざる事故、人々了簡に落
入らず不審をいだきて、はか／＼敷入札せざりしか、今

となりてハ夫れと相違して皆喜ひて入札なす、然しなが
ら多くハ大家の人を選び出し度よふす、且其内にも以前
に恩を受し人々に抛姑なして入札する如き偏頗の心は未
タまぬかれずと也○城下より出し文通にてハ、此頃熱病
の如き悪敷病ひ流行して、一日に死するもの百人も二百
人も有り、誠に夥敷事也、此様子にては逐々広く流行し
てヨーロッパ中江も移り行く如くならん、

イスパニヲの部

此国の今年より来年までの出入の金高を勘定掛り老中よ
り大評定所江申遣しこと左の如し、平常の入用凡二兆一
億三千九百七十万三千六百八十リヤール但シ一リヤールは
洋銀一分なり
其外の入用五億五千五百七十一万八千八百九十リヤールな
り、並に政府江納る運上高ハ、二兆一億八千四百十七万
八千三百三十リヤール也、右之出入を差引して不足之分ハ
政府の地面を売りて其金にて償ふ積り也○今月廿一日に
コビライと云新聞に風聞を記せしに、陸軍を一万人程減
する模様なり、後に聞しに、右の風説ハ全くのことなり

と思ふなり、其故は、若し左様にいたす時ハ、六十メ
ンリヤル一メキンは百万也と云の金高減少すればなり○同しく新聞
紙に風聞を記せしに、サンドーメントーと云島に於て内
乱起りたり、其乱を起せし人々は皆此のイスパニヲ国を
自国の本国となし、是に属せんことを欲して為せしとぞ、

イギリス国の部

今月廿三日日本二月廿六日と廿五日に、ブレンセストブレンス

ト皇太子の后なりに下々の者始て目見への儀式ありし○此頃ベ

ジン国の国王此の国江到着したりしとそ○評定所にて先
達より評論ありし、夫のキヤナダーの湖水に軍艦を置く
と云一条につき、始終は合衆国と戦争にもならんかとい
ふ見こみにて、其用意を為さんと云しか、然るところ合
衆国より来りし書面を重役のカルワエローと云人読し
に、其書面の様子にては前に申越せしところの湖に軍艦
を置くと云事ハ、先ツ延引なすと云由、是にて皆々安心
なし、夫の軍さ用意之相談ハ罷ミたり○アールコック是ハ五ヶ月前迄日本命を蒙りて支那北京江行くよし、出帆ハ八
人来り居りし人

月比と申事、此人の代りとして日本江来る人は未タ定ら
す○今十五日日本二月十八日 女帝或る田舎江遊ひに行かれ、其帰
城の序に病院是ハ平生の病院にて下々の人上の入用を巡見なし、
を以て病氣養生なし居るところなりを巡見なし、
親く病人の居間迄行かれて言をかけられしによりて、如
何なる者も感涙を流して難有がりしとかや○皇太子の手
当は年に四十万ドルラル也とかや○今廿三日日本二月廿六日 此
国在留のフランス国ミニストル躍りを為して諸国ミニス
トル其外格式の宜しき人々を請待なし、大のにもてなせ
し、其時客間之階子には種々の花を綴りて美しく飾り、
又上にハ数百の燈籠を照らし、然して客人入り来る時に
はミニストル自ら出で迎ひ為し、礼儀を為したり、其躍
りの間は二た間を合せて一間と為し、来人ハ其前の間に
居る如くなして、一処の音楽にて両方とも斉しく躍らる
か如くなし、総而の間毎に白臘燭の臘燭を多く照し、奥座
敷にて長き台に美しき敷物を敷き飾り、果物などを並へ
立て、其外総ての事好く手を尽して拵らへ、誠に見事な
りき○此に面白き縁組あり、ヘヒシャトと云処に一の小

き村あり、此処に或る男女窃に情を通して互に夫婦の誓約を結びたり、此男と云は随分身柄貴き人にて、女の方ハ身柄ハ稍劣りしと雖も、顔色人に優り、其上諸芸に能く通し頗ル立派なる婦人なり、此二人の者共に思ふに此事明らか互の親に請ときハ免ざること必定なりとて、無抛出奔なしたり、是によりて其二人の親共ハ大に驚き、早速処々を探索なし、漸々其居場所を聞出し尋行見れハ、既に夫婦となりて陸敷暮らし居れり、是を見るより怒のまゝに一度は叱りて見たりしか、能々思ふに此国の規則とて一度夫婦になりては離別なし難きことなれハ止を得ずとて其假に為し置きし、然しながら戒の為めとて手当をなし、オーストレー国江遣すことに定りたり○又斯に一の奇なる縁組ありし、サンダランと云舟暫く已前に此国を出帆なして支那江着せしところ或る一人の士官病ひ起りしに、其頃此国の商人夫婦にて支那に在留せし者ありて、能心切に介抱なしたるか、幾程となくして遂に養生叶はずして死したり、国に残りし妻此事を聞て其

商人夫婦の懇に看病為し呉れしを大に喜び、書状を送りて礼を述べ、且ツ申には我が夫の恩を受し人々なれハ容貌も見まほしき故何卒写真の肖像を贈り給れと申越せし、其後五六月も過ぎて嚮の商人支那より手紙をかゝ士官の妻に贈りし、其手紙に甚氣の毒なる事あり、其故ハ夫の士官の乗り居りし舟出帆せし少し後に、自分の女房死して、是も同じく士官の墓地江並て葬りしとぞ、按ずるに右の商人ハ夫の士官の妻の様子を細に聞しにより、後妻に為し度様子にて、直談に此事を書状に云ひ、且写真の像をも送り給れと云遣し、返事を待つよし、定めし女の方にて此手紙を見しならハ、一度ハ驚ならん、然しなから能々勘考セバ、元と夫を失ひし事故此男の様子も兼々知り居れハ、定て其言に従ならんか、其後一月計り過て夫の男支那より帰り、遂に夫婦と成りしとぞ○茶此品ハ五六日以前に売れし模様にて見れハ老斤につきドロ壹厘少し余下落したり、此故ハ十日比より今日迄に入港せし荷の員數於メリン百斤也○生糸 此品ハ上の品甚

少し、是に依て競気は少しく宜き方なれとも、直段ハ已前に変りしことなし○綿 此品ハ壹斤につきドロ壹厘計りも下りし、此直段ハ支那の極上にて百斤につき凡廿一枚より廿二枚半位、日本之品上中共凡廿二枚より二十三枚迄○レバホールに在る荷のこり数ぞ六十萬三千筒也、昨年の三月在りし筒数ハ卅萬六千九百九十筒也○五倍子 此品ハ支那と日本との少しく直段よろし○三月廿七日日本三月一日 ロンドンより伝信機を以て文通ありしに、アメリカ南部の軍艦ストムラール舟名のホルトガル国のレスポムンと云港に入りたり、然るところ此国にてハ元来南部と条約を結ハざりしによりて、直に逐出したり、其時に北部軍艦ナヤガラとサクラメントと名づけし二艘港の外に碇泊し居れり、此南北の軍艦多分ハ戦争に及ふならん○同廿九日之文通にホルトガル国の台場より北部軍艦江大砲を打掛りたり、其故ハ南部の軍艦を逐出す時に、北部軍艦是を逐ひ打為んとて錨を揚るを見しによれハ也、抑軍艦の法として他国の地に於て私の戦争為すことならざ

るは勿論、其地より敵船を逐ふにも廿四時を過ぎされは相成らざる筈のものなればなり、然るを北部軍艦此規則を守らざるによりて也○四月朔日の文通には、アメリカ北部政府よりホルトガル江書面を以て掛合に及びしには如何なる故にて我軍艦ナヤガラに向て砲発せしと云事を難せし由按するにホルトカルにてハサクラメントの錨を揚しに依て定しとのならん、是に依てナヤガラも錨を差上るならんと思ふてはやはり大砲打掛けハ難せずして、ナヤガラの方のミ難するならん○支那香港相場左の如し、四月廿八日日本四月四日 日本樟腦 百斤につき拾七枚より拾八枚迄○椎茸 同卅二枚より卅八枚○疏黄硫 二枚より六枚○鉄 四枚より五枚○消石 九枚より十枚○大豆上の品 二枚より二枚七分五厘○蜂密蜂蜜 四十枚より五十枚○鮫鱈 廿五枚より卅枚迄なり、

一三二二ノ五

慶応元乙丑年五月十一日、イギリス国の飛脚船比港に入りしによりて左之新聞を得たり、

イギリス国の部

三月廿七日日本三大評定所諸大名集に於或一人の大名此国

総ての属国取締り手立の法につき、自ら存寄を申出せし

には、属国の国々ハ其自国にて海軍を調へ、自ら守備を

なし、且入用も其国にてとり扱ふやうに成さば弁利なら

んと○四月三日日本三大評定にて或大名書面を以て申出

すに、政府の入用を以て人々修行なす様なる学問所を建

て、其法則ハ是迄有り来りし学校の法と同じことになし、

然し不都合の所ハ少々ツ、取替る如くなすこと宜しから

ん○下の評定所町人会合に於総裁職某なるもの曰、茲に

一の甚憐なる事あり、役所にてコブヂン名人死したり、此

人ハ能広く学に通し、且勉強する性質にて、何事にても

なさんと思ふこと成就せざる事なし、故に國の為に大

ゐに功ある人なり、是によつて最も愁傷するところなり

此コブテンと云人の徳ハ穩なる人にて、戦争等を喜

す、成丈無用のことに手出しすることを嫌ふ風なり○海底にテレガ

ラフを張る前新聞にアメリカと此國との間にテレガラフヲ造ると云事あり

面を以て申出せしにハ、海の底に張るテレガラフ針金ハ

遠き処に達するときハ、是非深き海底を潜るものなれば

昔より試むるに僅に二年の間も持つことなし、然しイタ

リヤとコンカーにあるものハ別段のことにして、是ハ十

ケ年計りも持ちしことあり、此針金の長さハ一百十里

英の一里ハ日本、深さは百尋より三百廿尋位、重みハ一里に

十四町四十三間、つき七噸半なり一トンは千、七百斤なり、元来海底のテレガラフ針金ハ

若し一処損することある時ハ、総体役に立ざる如くなる

もの也、是ハコンカーとスハゼーにて左様のことありし

によりて知る、又軽く造りしケーブルにてハ浅き水にて

ハ用ひ難し、其故ハ切れ易く且錨等に引掛り、或は潮に

て揉磨れなどする害あり、若外面磨れ損するときは心の

針金更に用をなさず、最も潮の中にてハ錆び多き故、磨

れ強し、故に太くして且重く為る方宜し、左様なす時は

少しの損所有りとも(マヤ)擻(マヤ)ひ直すこと出来るもの也、元来海

の深さハ百ひる位の処に張るは大海と思はずハならず、然

し二百尋、三百尋の深さに入れしものも、外掩ひの針金

朽ち損するときは、心の針金を浮へ擻ひて又沈めしこと

もあり、重きケーブルハ一里につき二噸位なり、夫より

も軽きものを総て軽きケーブルと云、然し右針金の軽重ハ鉄の性にもより、且海の深淺にもよるものなれハ、一概に重きもの宜しとハ定め難し、外掩ひの鉄針金を巻くにハ、麻とベトマンと云ものを間に入れ、然して巻ときハ軽くしても持ち宜し○同七日日本二月十二日或一人の大名政府に向て云けるに、此頃ポクンポクン国に乱起りしと聞しか、政府にてハ如何なる取扱ひを為す哉、思ふにポタン国を印度に付け一ツとなすことハ、甚宜しからざらん、又或大名曰、左様なることあるも只今評議するに及す、此後定て此事につき評定所江書面出るならん、其時に及びて能々相談なすかた宜しからん、政府にてはポタン国を印度国江付け成すよふの了簡はあらず、然しなから茂早陸軍は差遣して印度の表の緊要之台場を固めし、又或大名曰、我思ふに其陸軍ハ引歸す方、宜しからん、其子細と云ハ、昔も兵を遣し取締りなせしこともありしかども、十分の効なきによりて、此度罷めになすかたよろしからん○ヨーロッパ諸国の帝或王の手元金一ケ年に入る員數

凡左の如し、ラストレーの國王七十六万七百八十七パウン一パウンと云は、トロ四枚なり、フランス國王百六十八万パウン、イタリヤ國王六十五万パウン同國教師にて天下を支配なす人の給金は百万パウン、フロキス國王四十五万パウン、オランダ國王五百七十万パウン、イスパニヤ國女帝五十二万三千五百パウン、スキデン國二十六万六千五百パウン、ハビリヤ國二十四万九千六百五十三パウン、トルコ國卅三万三千八百八十二パウン、イギリス國女帝三十八万五千パウン也、抑此國の領分ハ一年中日の照さざることなしと云程広大なるものなれども、金高は外國に比較すれば甚少し○綿にては大ゐに損失なせし者多くあり、一軒につき凡百十萬トルラル程の損にて、或ル旧家の大なるもの戸を閉したり、其外損を為せし者多き故に、売買極而不競気なり○茶 此品ハ支那の黒きもの直段よろし、日本の茶は向き悪し、其故ハ着せし荷物ハ入用よりも多きによれハなり、支那と日本との荷數二月晦日日本三月五日に在りし所百十五メレン百方斤也、昨年の今日ハ百六メ

リン四十万斤有りし○生糸 支那の上品直段ハ極々高き
ところ迄上りたり、並に日本のものも然り、支那極上品
老斤につき凡七枚一分位、日本前橋極上凡七枚五厘位な
り○綿 前相場付に在りしよりも老斤に付洋銀半厘ツ、
下りし、四月六日日本三月十一日 ロンドンに在る員数一万八千
三百六十箇、昨年の今日ハ二万四千五百十五箇在りし○
烟草 此品上物ハ直段宜しく、且向き宜し○五倍子 日本
と支那との品は売買なし○朱 価ハ少しく上りしか、売
買は更になしとかや○ローユルユナキトイフステーション
ユン 是ハ単に達せし上に会合なして是まで無りしことや見ざりしこと
など見出し探出しなとする様のことを議論するための所なり
に於て、或人申けるは、地球ハ元と丸きもの故に、北海
よりして南海江一周すること出来ざる所以なし、然し是
迄数々試し而遂に果し得ざりしが、氷を切り破らずして
通らるゝ道も有らんかを今一度尋んことを欲することな
し、依りて今其評論を為し居るとかや○今月廿四日日本三月
廿九日ヒヤサス名地より送りたる書状には、タヌビと云川に
ハ今に猶氷り張つめ居れり、而して寒氣甚た強くして寒

暖計ハ氷点より十二度下り居れり、此寒さは三日の間つ
ゞきたり、斯よう事ハ千七百四年より已来ヨーロッパに
ては遂に有りしことなし○同廿五日、スキデレ国の新聞
に在ルには、大風吹き且雪降ること夥敷ことにて、昔よ
り其伝へにもなき如くなる大雪なり、是によつて人々ハ
時候若し早變りて雪解にて大水出で来ることも有らんか
と恐れを為し居る由、アリーンと云村にて積りし雪を測
り見たりしに、平地よりも六尺程高く積り、森の中にて
ハ一丈程、山の上は二丈程も有りしとぞ、夫故に蒸氣車
の通行は止りたりしとぞ○又新聞に在りしにハ、第一の
ゾアーブと云陸軍此村を出立なして卅五里計り隔てし処
に野陣を張りて、晩の二三時日本にてハ凡ハツ時頃まで居り
よりハツ半時迄になりしに、漸く又以前の村まで逃れ帰りしか、
雪降こと弥蔽しくして遂にハ身も埋め込るゝやう
になりしによりて、漸く又以前の村まで逃れ帰りしか、
其余の軍卒ハオードアコシ川まで来りしところ、水の流
れ急に來りて渡り得ざりしか、其後如何なしたるや未タ
様子分らず、此川愈水荒くなりて遂には堤など押流さん

と云勢に見へしにより、防のために多人数出て大ニ働きたり○ハリスの或新聞に載せしにハ、三月晦日よりフランスと此国とのバルメートル晴雨儀忽ち上り忽ち下りて急に変化なし、其後大なる風吹たり、

オランダ国の部

此国のアレフレータータムと云人、若き時よりして諸国江往来なすことを好ミしか、其内一艘之舟長となりて支那国よりキヤラキナ島江キノ買に行き、数々往来する内に此島之王の娘を妻となし、身には入墨などしてかたちを此島の風に改め、自ら軍兵を引卒して或島々と戦ひ、何れにても勝利を得、多く大名の人質を執り帰し故、王是を喜び官位を給り、島の奉行となしたり、此島ハ煙草と綿の宜敷品々を多く産する故、此人一艘の舟を仕立此の産物を積てオランダ国のアムスタス江帰り、親ニ逢ふたり、扱此親の思ひしにハ、此人久しき前に此国を出で、其仮音信なかりし故定て死したりしと思ひしに、計らずも逢ひし故大に喜びしとぞ○テータムプロキス国江

申せしこと有に依て、政府にて支那に居りし軍艦にキヤラキナ国江行、能様子を見来れと命したりしとぞ、是ハ定而キラキナ国を自分の属国になさんと欲してのことならん○茶 此品ハ前の新聞に在りしよりも少しく競気立しかども、売買はなし○樟腦 宜敷品ハ買手多く、価も少しく上りたり○国王ナボレラン此頃アラジョレリ国江行よし、其行きし後に後もジュールスルン国江行く様子なり○パリスの新聞に在りしには、イギリス国の重役コブデンと云人死したりしとかや、抑も此人は性質温和にして才智人に優り、能正直に事を行ひて其人物は仲々今の老中の如きものならず、夫故に人々惜ミなげくよし○或新聞紙の様子にてハ蒸気船オーレントウ船名何に故に南部アマの加勢を為せし哉と云ことを政府より敵敷吟味あるよし、

プロキス国之部

陸軍掛り老中より大評定江書面を以て、前き六ヶ年の間の入用金を見込て書き出すに、十九メレンテラ老メトラは凡

半トなり、此の入用と云ハ港を造り且台場を築き、軍艦を造る等の為なり、此内十メリンの金ハ用金を当て、用ゆるよふの法に成し、又其金ハ千八百七十二年今年ハ千八百六十九年なれハ、今より六年迄には尽く返済なすこと出来るやうなる法も立てしよしにて、右書面は已に重役の方江廻りて居る由、

アメリカカ国之部

今月廿日南部將軍ジョンストン書面を以て申送りしに、前日ベントンベレーと云処にて敵に押よせ、大に敗りて大砲三挺を奪ひ取りたり、其時敵の援兵ハ十里斗り後の方に扣たりしが、此方の軍兵の勢ひ鋭きに恐れしにや、押よせ来らず、日暮頃に至りて退き去れり、其翌日には敵より攻来りしによつて之を迎へ戦ひ、又勝利を得たりし、後に聞しにハ、此戦ひに敵の將軍ホガラは打死なせしとかや○南部將軍フラキギはケンジンと云所に於て四万人の軍兵を以て、北部將軍スコーフキルと云人に攻掛り暫く戦ひたり○南大將軍レキーと北大將軍クラントー何

れも戦の用意調ひし由、定て近き内に戦ひに及ぶならん○北部大領頭(マ)レンコロン此頃將軍グラントーの処に行かれ逢れし由、是に依て世間の噂には、多分和睦なりて相談に行れしならんと云合へり○此頃金の相場下落したりしに依て諸商買甚不競気になれり、夫故に損失なし家産を破る人多く有り○南部大領頭大評所江申出すに北部と和睦なすことハ出来難き故に、何国(マ)までも勝敗を決せずんハ成りがたしとぞ申ける○レチメント南部の都なりに於て黒人の兵揃ひを為せしに、其様子随分用立ところの歩兵ともならんかと喜ひ居る由○或テレガラフの文通には、北部大領頭并に時務宰相殺害せられし由、是ハ如何なることによりてのことや分明ならず、按するに南部の者か或ハ二心を抱きし者忍ひ入りて害せしものならん、又南部レチメントは北部に攻取られ、剩へ大將軍生捕られし由なれとも、此事ハ何れも次の便りにあり、されハ分明ならず、其故ハテレカラフの知らせ故聞取る時に殊によりてハ間違ふものなれば也○キヤラホーナ此地には日本と

支那の兩國ニ出す飛脚船を大評定所江願ひ出したりに
此事免しありて政府より手紙賃として年々五十万トロ出
すことに定りたり、按ずるに來年の頃ハ飛脚船全く出す
やうに成ならん、然る時は日本横浜并支那の港々は益繁
昌に成ならん、

一三二二ノ六

慶応元乙丑年五月廿六日イギリス國の飛脚船当港に入り
しによりて左之新聞を得たり、

アメリカ國の部

四月六日日本三月十一日 南北戦争ありて南部大いに敗北し、將
軍イユウヲエルを始五人の將軍ならびに兵卒五千人程生
捕れ、大砲十四挺奪ひ取られけるとぞ○同七日北部將軍
グラントより南部將軍リーに書面をつかハしていひ
けるは、汝たとへ死力を尽して戦争せんと欲するとも、
必ず力及ぶまし、それよりハ早く降参なすかた宜しかる
べしとぞ申送りける○同九日リー右の書面を披き見て

大に其ことワリに服し、遂に降参なせしとかや、此外兼
て処々に出陣したる諸將ハ、此後如何なる所置を為すや
未タ分明ならず○北部大頭領レンコロンより命ありしに
ハ、我軍艦の行き滞留することを免さざる國も往々有に
つき、今よりしてハ其國々の船乗港に來る時は我にても

亦滞留を免さざるべし按ずるに、万国一般の法として兩國戦争あるときハ其一方の國より出せし軍艦他國の港に入る時ハ、十二時限り出港する筈なり、然ども今南北戦争ハ一通りの戦争ならず、一方ハ反逆人なれハ是ハ内乱也、然るを一般の戦争の如くに見えず國有るによりて北部○同十四日日本三月十九日の夜、北部大頭領レンコロン「ワシントンの芝居を見物に行しに、十

一時ともおぼしきころ忽一人の狼藉ものありて偽りいふ
にハ、大將軍グラントより書面を持來りしとて俄に
棧敷にかけ上り、大頭領のうしろより袖銃を以て一発に
打倒し、劍を抜て舞台の上へ飛ひ下り、劍を揮廻しつゝ
裏口よりにげ去りける、余り火急のことにて殊に思ひよ
らざることなれハ、人々驚き狼狽なし、遂に捕へ得ざりし
とぞ○同日同時に時務宰相シーワールも害せられたり、
其子細を聞に、シーワール其頃怪我是ハ同月五日馬車にて怪我なせし也なし

て臥し居たりしか、或一人の狼藉ものシーワールの館に行偽りいふにハ、或医者より薬を持ち来りし故差上度、夫につきてハ目通りの上用ゆる法をも委敷口授致し度由申せしところ、取次のものを是を拒み目通りハかなワざる趣を申せしかハ、直に其取次の者を打倒し奥の方に立入りたりしに、計らずもシーワールの適子^(適)日本にていふときハ若年寄位の格式也に出逢ひたりしかハ、直様手に持し鉄杖にて頭をひたゝかに打しにより目暗みて倒れたり、其間に病間江踏込居合せし介抱人二人を立ところに打倒し、手早く刀を抜き放し病床に走り上り、無二無ざんにシーワールの胸顔のきらひなく刺し透して速に逃去りしとぞ○医者此疵を療治なしといひけるに、金瘡は左程大いならされども、從來怪我にて氣力衰へしところなれハ、殊によらハ命に係るならんとぞ、其適男も頭に大いなる疵を蒙り痛甚敷よし、介抱人共も頗る大いなる怪我なるよし○大頭領を殺せし者ハ芝居の役者ブーツと云者ならんとぞ、其故ハ此夜にわかにブーツと其馬の行方しれずなりにけるとぞ、

是に就て其者の衣類の箱等吟味なせしに、一通の手紙を得たり、其手紙文面の様子にてハ、三月四日に已に此事を成んとはかりし由、シーワールを害せし者其時如何したりけん、氣憶せし故其事遂に果せず今迄延ひしと云様子なり○右之事に付てワシントン町中の者皆々驚きなかざる者なし、依て諸商買残らず止みたり○同二時に將軍アレガト^{ワシントン市中}より触れしに、若し右の狼藉者捕るものハ褒美として一万ドルヲを与ふると云ことを申せし、間もなくブーツ召捕れし由○扣大頭領ジョンストンは大調役なるチェイスと云人の前にて誓詞の式ありて、大頭領の位に就きし○四月十五日北部將軍クラント^はレチメンを出立なし、昨日ワシントン江着したり○クラント^は陸軍老中江申出せしに、陸軍の入用金以前に比較すれハ大いに減少して、一日に漸く百万ドルヲル程に成れり^{按するに茂早南部の城下迄も攻取りしこと}○リーイの事は世間にてまち／＼の噂を為し居れり、或曰、彼ハ將軍ジョンストンの処江相談のこと有りて行き居れり、或

曰、北のキヤライナ南部の地に用事有りて行きし、或曰、今

猶レチメントに居りて是迄の始末を彼是と世話なして居る、或妻子を携ヘヨーロッパ江出立なせしとも云合ヘリ
○ニューヨーカーの新聞にハリイーの勢は三万人ありしといひしがとも、今捕江見るに八千人に過ぎず○或る南部之ものいひしに、リイーの降参せしは兼てより其心ありしと見へ、其兵卒逐々に拔出で、キヤラキナに居るところのジョンスーンの方江多くにげ行しとぞ○レチメント此頃手に入りしによりて、合衆国中の陣營及台場毎にて祝砲を放ようにと陸軍掛り老中より命ありて、何れも二百発つゝ放ちし、

オランダ国の部

四月廿三日日本三月廿八日 此頃ハ茂早十分度の景色になり、寒暖計七十五度より七十九度迄に成れり○評定所ハ今に猶休み居れり是休みといふハ年ニ定例にて三四十日の間なり ○政府のことに就而別して変りしことなし○チャガタラ茶ハ競氣少しく宜敷、砂糖も亦競氣宜し、煙草ハ誠に不競氣なり、フリツキ直段

少しく上りたり、

フランス国の部

四月廿九日国王オランといふ国江行、又アモジャといふ国へも陸にて行よし、其帰りにはアジキヤンヨと云処江立よりて、来月廿日にストロン迄帰るとぞ聞に、国王の此旅立の主意ハ温泉を試むる為に行由、是に依て考るに多分此頃病氣にて有るならん○国王の留守は后仮りに大老職に為りて、国王の相談相手の役人に万事相談の上国事を取扱よし○同廿三日アメリカ国のミニストルにてビキローといふ人自国政府の書面日本にていふ御証文を以て入城なし、国王に對面なせし 極日前の新聞に此國在留のアメリカ國人其代りとして行しなり ○絹織屋の奉公人共ハ此頃商賈不競氣に成りしかは、暮しかたに差支しにより、政府よりもいろ／＼手当なし、暮しの出来る如き様に成したりしかとも、猶又ラエン町の名の奉行より市中江書面を廻しいひけるに、此者共の暮し出来る如きように手当なし呉るゝへし○セーホーといふ処に病流行なし居る、抑此病といふハ、オ

ロシアの城下センヒトロスボルロドに兼而流行せし病と
 同しことにて、多くは老人或小供、或婦人に伝染なしや
 ずく、且山中に住居なす者ハ平地に住居なせし者よりも
 多し、然し煩ふ者にハ貧究の者富貴の者の差別なしニ按
貧富の差別なしと云ハ人々の体并に住居の清きと清から、
 ざると、食物のよし悪しに係らざるといふことならんか、 其病氣の
 始りと云ハ、先第一に頭痛なし、而して後耳鳴り、夫よ
 り目廻る如くなるよし、子供などハ僅に廿四時日本凡を
 過ぎずして死す、誠に烈敷病にして、其様子ハ怡も熱病
 の如きものなれとも、未タ定りし病名ハなし、セーボー
 地に流行なせしハ、鋳物なる鉄ドーコを始めて用ひし時よ
 りして流行なし始めたり、尤も其ドーコに当りし人ハ
 煩ひし者多し、外かに出て働き居りし者は多く免れしと
 ぞ、或学校にて寒き日書生の人々寒氣を凌んとて土製の
 爐に当りし者ハ病を免れしかとも、鉄製の爐に当りし者
 ハ多く煩ひし、然しながら漸く全快なしたり、新敷鉄爐
 に当りし人々ハ皆大いに煩ひて、四人程死せし、他の場
 所にて鉄爐を用ひざる人々ハ此病の憂なし、余りに不思

議のこと故、或る大医此理を考へて医学館江申出せし言
 にハ、盛に火を焼く時ハオクスアキトーカーボンといふ
 物を生ずる故に、其物を鼻孔より嗅入るゝときハ此病を
 起すなりとぞ、

テヌマーケ国の部

四月廿五日日本四 四五日以前迄ハ老中内にて争ひのこと
月一日

ありて、多分老中替ならんと思ひしに、十九日漸く治り
 て老中替らず、猶是までの通りに勤ることになれり、

ロシア国の部

此国の太子ナキシと云所にて、廿日程以前より風邪を煩
 ひしか、十六日にテレガラフを以ていひ送りしにハ、大
 いに快くなれりと、然る所其明る日又々文通ありしにハ、
 俄に脳瘵衝を起し余程の重症となれりとぞ、余り急に容
 体変りし故聞人何れも驚かざるハなかりし、后ハ廿三日
 に出立なしてナイシ江行かるゝ積りなり、国王ハ十七日
 に直様出立なし、ハリスを通りし故フランス国王親ら出
 迎ひなし、供に王城に入りける、此所にて蒸氣車のラエ

ン江出る迄滞留なし、漸く廿二日にナイシ江着し、廿三日に太子に逢れし、親類等も皆会合なせし、惜哉太子の病氣弥重くなりて、廿四日の朝遂に逝去せられたりし○前の新聞紙にイギリス国より此国城下江医者を遣し、流行病の様子を見せしむと云ことありし、此者愈城下江着して此国の様子を自国江申遣せしにハ、病人ハ逐々減少なし、此頃処々の病院にて日々死する者の数ハ、朔日より十三日迄の間、ならして一日に八十四人なり、十三日に新聞紙に載せしにハ七十二人なり、然し此員数ハにし陸軍所の病院にて死せし者ハ加り居らず、尤も陸軍所ハ病人にきよし、且此頃ハ市中江清き水を引入るゝことを工夫なし居る、遣ひ水清からざる故多ハケ様の病氣起るものなりと、

テヌマールケ国の部

四月廿四日日本三月廿九日 碑を建てんとて國王親ら出て差図なし、地形をなしたり、此碑といふハデヌハハケとの戦争治りしによりて、此始末を明細に録して死せし人の為め

又後來の人の為に建て置くもの也、

イギリス国の部

四月廿四日大評定所にて諸役人立合評議ありしか、別して変りしことなし、今年の入用金の積りあれハ明日差出すよし○風聞には、九月廿一日にハノボルと國の太子江女帝の三人目の姫宮を嫁さるゝよしとそ○又風聞に、グリースの國王ジョージユといふ人オロシヤの天子の姪オルガーと云姫宮を娶るよし、然し此姫宮ハ漸十四歳位なれハ、全く娶るにしても猶三ケ年も過るならん、全く右様のことになれハ、グリースハ小國と雖もいきほい出なれハ、オロシヤ國にて能く心を用ひて世話なすならん○御勘定奉行より出すところの今年一ケ年の入用金積り書ハ、多分昨年と同じ様ならん、昨年総入用六千六百八十九万パウンルハウントルラ、税などにて入りし金ハ昨年六月より今年六月迄に七千三十一万三千パウンなりき○ロンドンのメトポロテンポリス是ハ町奉行の役所にて昨年中捕ひし悪者を書面に認めしに、品物をぬすみしもの千九百三

人也、其外重き罪の分一万四千七百三十八人なり、此町中にて盜賊にあひ、其外悪者の為に失し金ハ、四万七千七百五十七バウン、其内元江取返したる金一万二千七百七バウンなり、市中取締役所にて召捕ひしは総て三万二千三百八十七人なり、其内取調相済て罪に落しもの三千四十二人、罪なくして赦されし者五百五十七人、其外二百一人も罪なく間違にて捕へしなり、其罪無きものゝ内にて読ミ書き出来さるもの、男にて六百六十五人、女にて二百四十七人、かなり読ミ書き出来る者、男にて千五百四十六人、女にて四百三人、能く出来る者、男にて千三十三人、女にて三十人、其外男七十四人、女一人ハ十分学問に達し居れり、此者ハ少々の掛り合にて預けられしなり○バルンテル是ハ町人の兵にて事あると此頃調練なせしか、甚美麗にして進退駆引能く調ひて在りし○ニユヨ一カ新聞に在りしに、アメリカ国の軍艦ジャヨラーリオンといふ舟凡六百人程の人数を載せ、オリメントン名地を出立なし、フラーウレスマンローといふ処志してハトラ

ースと云処を通りかゝりしに、いかゞしたりけん、朝の十時頃に火事出て彼是する内に逐々延蔓したりしか、載りし人々ハ多くハ病人故急に避けがたく、且風強き故舟か風下に吹流され、渚江近づく故に助舟も如何とも為しがたく、船主ハ避けんとて急ニ端舟を卸したりしか、余りに狼狽なせし故端舟を覆し、船主始水手八人溺死したり、其外の人々も互に助らんと欲したりしか、漸く助りし者ハ廿九人なり、後に其舟を見たりしか、水際まで焼け渚ぎワに浮居れり○茶 支那の黒き品ハ景氣少しく宜しく、日本の茶も直段少しく上りたり、然し是ハアメリカに向ける積りにてあげしと見ゆ、長くつゞくこと六ヶ敷ならん○糸 前橋の極上は競氣少しく宜し、其故ハ上物の品ハ甚少けれバなり、朔日より廿四日迄に売買ありしハ、支那之品千八百四十五筒、日本の品二千六百六十九筒なり、人々云合るにハ、日本の糸ハ当節製法鈍末になりて品甚だ下りたりと○綿 此品ハ直段下すは叶さるところ、アメリカより文通有りて、又上りたり、百斤に

つき四枚程上りたり○椰子油 直段宜し○大黃も少しく
競氣宜し○麝香 甚弘底なり、直段も宜し、

支那香港の相場大略左の如し

檳榔子 百斤につき三枚より三枚七分ト○スルメ 同十枚
より廿枚迄○丁子 七枚半○銅 十九枚より廿枚○象
牙 二百枚より二百五十枚○鉛 六枚○于貝 四枚より
八枚○白檀 三枚半、

一三二二ノ七

慶応元乙丑年閏五月十日イギリス飛脚船入港ありて左之
新聞を得たり、

アメリカ国の部

四月廿九日日本四月五日ボウツ大頭領を殺せし者・ハルトウ時務宰相を害せし者と
も逃去し処、騎兵に追掛られ、百性ギアレトウなる者の
物置に走り込たり、然るを追兵より直ちに此内に鉄炮を
打かけしによりて、ボウツは首を打れ三時計にて死セリ、
又ヘルトウは生捕れ、ボウツの屍とヘルトウをワシント

ン府江送りける、其外ボウツの足是ハしもくの杖を腋に挟
を直せし医者ムツト、亦ボウツの兄弟等も捕れしと○北
陸軍の老中スタントンより専ら触しにハ、自分にて此事
を穿ざくせしに、大頭領を殺んとせし手段ハキヤナタに
おみて其事を工み、後リチメントより内命を受けてなせし
と○時務宰相ストラツロ疵を受しに追日全快に及び、其
嫡子も同様にありしと○南の方の者々もモンドカムロー
と云所を北軍に追れ立除とき焼たる綿の数九万四千行李
なりと但し一行行李ニ付凡三百斤位○サンフランシスコよりコロンビ
ヤ英の属国なり江初テレカラフ而伝信機を渡し用るとぞ○同十八日北部将
軍セレメンと南部將軍デヨンストン兩軍安穩の事を計れ
り、此場に南の將軍ブリキンレイデも在と此事を書面ニ
ワシントンに達せしによりて、新大頭領チョンスン並ニ
大將軍グラント其外老中共立合、此度セレメンの和議を
計りし事何レも不同意によりて、直くセレメンの方江連
約及び再戦の事を命セリ、尤將軍グラントは戦を指揮す
る為に、即日北のキヤライナ此間数字欠廿四日にリイレと

云所江到着し、セレメン江例の書面を渡せり、依之セレメンより南チョンストン江破談を申送り、北將軍ハレク・シヤレトン・ミイトン・レイトの四將江チョンストンの逃路を邀撃せん事を命せり、都而進退の事ハ將軍グラントの命に従ひ、誤て敵の術中江おちいらざるへしといへり○同廿六日チョンストン軍卒を率てセレメン江降参せり、其始末ハ先達而南將軍リキイが北將軍グラント降りし如にありしと、此事ワシントンに達し、陸軍老中方に於て早速入費を減少せしと○南部大頭領デヒスウはレチメントを逃出し、南キヤライナに入しと其時彼の持行し金高ハ凡六百万より千三百万トル程車に積、馬に引せしと風説セリ○北の政府に於て南將軍リキイに属せし兵の役人とも江切手を渡し、若外国江行ならハハリハキス迄送り、夫より船に乗る様に取扱へれしとぞ○新大頭領ジョンソンの説に、南部の徒頭共ハ蔽戒を加へ、其上交りを絶ち、また南にありといへとも我方を思ひし者江ハ手宛をなさんと、

フランス国の部

五月七日英の月アメリカのミニストル夫婦江フランスの後対面あり、其時后よりワシントンの大頭領害に遇しを弔ひ、且大頭領の妻江内証を以悔状を送しと云へり○今八日政府より評定処江書面ヲ以問合にハ、三百六十メレンプランケツス、右之高ハ國中入用の為に備候様評議被致度申入しとかや但し一メレンは一百万なり、又四半フランケス一ケ年に六十メレント宛、此金子ハ並統の余、りと材木其外田地等売買の金にて備え候由

イスパニウ国の部

ミニストル付の役人レイト云者、五月七日ニナルラート申処を出帆して南アメリカのヒルウと云処江行しと、其訳ハビルウとイスパニウは従来不通之処、近頃中直りせしに付定約の書面を取替す為なりと、

ランタ国の部

五月七日評定処に於て砂糖税の事ニ付入札ありしか、逆に吟味は翌日遂候模様でありしと○樟脳ハ前と同様なり藍玉ハ随分向きよろし○綿ハ当時売買多し、三行李よ

り四千行李計り外国江輸出せしと、此品多くハ日本と印度なりと、

アフストレイ国の部

評定所ニ於て一人の者建白にハ、此度アメリカの大頭領被為害候事ニ付而ハ、甚氣の毒の事故、悔状をワシントン江遣候方よろしかるへしといへり、衆説相服し、ワシントンにある自国のミニストル方江書面を以厚く大頭領方江申達候様申越候由、

イギリス国の部

四月廿七日大評定に諸大名集會し、其時時務宰相いひしにハ、此度アメリカ大頭領被為害候事承り候ニ付てハ、甚氣の毒の事故、来月一日迄ニ悔状をアメリカの政府江遣度故、女王よりアメリカ政府江被遣被下度旨申達す○五月一日右之悔状を認め大評定処江持參す、此とき時務宰相いひしにハ、アメリカ大頭領被害候てハ我国内にても憤愁致居候趣をアメリカ政府江通し度故、連書の諸人に取計ひを頼む○其とき時務宰相いひしにハ、女王より

ハ疾に悔状を認めアメリカリンコルンの妻江内状を遣せしと○リンコルンわ生質廉直にして仁義深かりし人故、アメリカ國中ノリンコルンをしたハさる者なかりし、近來戰爭之為諸人苦むといへとも、リンコルンの徳を仰き苦とせず、今害せられ甚氣の毒、副頭領ジョンスン今大頭領となりしに、リンコルンの志を継ぐ事を願ふつかハリンコルンの意を遂げ、且ツ諸人も安堵の思をなすへし○四月廿七日下の評定処に於て御勘定奉行より当年の出入金高大凡の積り左の通り、

出金の分

金利の分政府にて大名或商人より借用の 二千六百三十五万パウソ但一パウソハドル四枚余

頼母子金の分 百九十万パウソ

陸軍の分 千四百三十四万八千パウソ

海軍の分 千三十九万二千パウソ

御勘定懸り入用の分 四百六十五万七千パウソ

其他役人の給金 七百六十五万パウソ

飛脚船の収入 八十四万二千バウン

総計 六千六百十三万バウンなり

入金の方

運税の分 二千二百七十七万五千バウン

商人御役金 千九百三万バウン

スタンピス手紙の税 九百五十五万バウン

地代商人住居の 七百八十バウン

並の税 三百三十五万バウン

ポーストラヒズの税飛脚屋 四百二十五万バウン

王侯の地代いわゆる天領を借 三十一万五千バウン

右之外種々の税 二百六十五万バウン

支那より償金 四十五万バウン

総計 七千七万バウンなり

右之出入金指引入金余分四百三万一千バウン、政府江納る趣を御勘定奉行申出ス○依而近年茶の税高くして諸人安からず、右之四百三万一千バウンの分を以茶の税を少ふせんことを思ふ○五月一日下評定処に於てもアメリカ

大頭領被害ニ付悔状遣す事の評議決す○五月九日ロン

トン府にて支那の綿百四十行李うれり、但し一斤ニ付ド

ル式枚一厘より式枚二厘迄、日本の綿ハ五十行李一斤ニ

付ドル三枚三厘より式枚三厘五毛迄売れり○茶ハ先きに

税を少ふせんといへし説あるに付、競争少しくあしく○

絹糸、上品甚少し、夫レニ付競争少しくよろし○砂糖直

段少シ競氣よろし○日本の木倍子ウツコ少しく直段下れり、

此度は他の国別に珍事なし、依而しるさす、

一三二二ノ八

慶応元年乙丑閏五月廿六日英の飛脚船入港により左の新
聞を得たり、

フランス国の部

英の五月廿六日先達国王ヨウロッパの諸方へ遊樂廻りせし所、此頃恙なく帰りし○同月廿六日パトラーなる新聞にフランスの政府より伝聞所アメリカの内乱大抵穩なりしに依り、閑暇を得たる軍卒多勢群集なし、メキシコ国

江押寄大頭領江援兵いたすへき模様なり○然る所今(由)由断

到しなハ兼て此方より遣ある処の国王危からんと、上評

定所より下方民に致(至)まで種々こゝろを碎き、寢食を安し

得ざる故、軍艦奉行デーデーレットは彼国大軍艦を指向

け、亜勢を防禦せんとこゝろ組居るよし噂あり、或は右

奉行は西インドへ交代の為なるに出帆するならんともい

ふ○パレーヌ(都府)の新聞にハ右様の取沙汰共実に虚

説を唱るものなりと記載ありしが、アメリカの風説并密

書を見るに、若し亜国の浮浪の者ともメキシコの大頭領

方へ加勢いたしなは、右の奉行総軍艦を率ひて亜勢へ敵

せんこと赤然たりとの風評なり(但しメキシコ国に大頭領と國王

昔よりかわるく即位して國中の幹たる者なり、大頭領なる者は往

ス江切斷かされて後、仏の王よりメキシコ江遣置し処の王をいふなり

○五月廿四日ムネットウなる新聞の記載を見るに、合衆国

の内乱創りしより亜国双方の軍艦仏の諸港へ入なむ、漸

く日本十二時の外碇泊を可鎖様先達中触置しに、近頃亜

国治平せし後、更に元の如く宿泊を緩すへき趣き触出た

り、

但し此上一般の憤ひとして、何国にか戦争ある時何れへも泊
の外宿碇を禁果方せざる国江若し右既国の軍艦の巷なきハ唯
に一するこ
とを法とす

アメリカ国の部

南部將軍ジョンストン北の將軍シャリメンと応接なせし
時、シャリメンジョンストン江向て申けるは、先達てハ
爾の士卒并武具等総て奪取へき旨申贈候所、我政府に於
て此義甚宜からず、依而尙一戦に及び速に雌雄を決せん、
將此方より申ケ条にて降參致さん哉と問けれハ、ジョン
ストンを始として一座に連なる大將ブレケンレジー・ボ
レカール・ハーリー及び小役士卒等都合二万七千人何れ
も猛威に恐れ、言を揃て降參したりける、然るにジョン
ストンの次役フムプトン耆人ハ大に憤を發し、何ぞ爾如
きに從へきやと言ひけれハ、ジョンストンは速に小筒を
以て擊留たり(又一説に南ア大頭領と共に何國へか逃去しと) ○南部役人テラーは
北部役人ケンベール江降り、大將コーベースメットはアカ
マワに於て降り、軍艦掛り老中はヘニンセコックにて北
部軍ゲブシンに降服す、南キヤラナイの奉行は捕となり

ワシントンへ被送る、其他両三將を取逃したる已、余は大抵靡き属せざる者なし○北將軍ハレックより南ア一統の諸役并商人ともへ早速に誓状可致、若し誓状不整内婚姻いたしたとも、表向難成よし、嚴重に申渡たり○ワシントン政府よりキヤナダのミニストルに先達而大頭領を殺害せしもの、殘党等を不洩召捕へ可申様、其地の政府より申達したるへき趣申贈りたり○五月九日ニューヨーカーカアメリカの大港なりの新聞に過日よりメキシコの役人当港に滞留なし、多勢の軍卒を聚んと種々心を尽し、若し我国へ被雇援兵いたす者あらハ、尅人ニ付当座の手当としてドル千枚并地面五百八十五万六千四百十歩を与ふへし但し士卒の分なり但し役掛りの者は其役向ノ次第によりて右に準し相応の手当与ふへき旨触れ伝置候所、只今にてハ其法を仰き諸方より馳集る者饒し○同月十七日ニューヨーカーの新聞に同月十日未明のころ、北ア將軍ウエリシユンの騎兵隊南ア大頭領并ニ家族・老中其外付属の者等を見掛け、一隊に別れて左右より打てかゝれば、暫時にして大に勝利を

得、終に尅人も不殘擊取たり、其頃は未だ行闔くして敵味方わかち難き故、北ア方不計も同士打五人あり即死三人手追三人○南キヤライナ内グリーンボローフの書状には、北ア大將スコーフヒ是迄此地に於て置置命也たる黒人共、以後何処へ参り候とも不苦趣触出せしかは、黒人とも無頼の振舞日々に増張し、折節哲人と喧嘩をなし、手追即死等も不少之よし噂あり○北部陸軍掛りの老中よりウシーニュー地名にスメット云ふ者あり、右之者を召捕へ訴人いたす者あらハ褒美として洋銀二万五千ドル可遣者也と触出したりとかや○此頃フランスより新ミニストル名役ワシントンへ交代の爲着せし○時務宰相の手疵大抵全快せし処、下頤の辺り疵痕残し故、細工者を以て常に是を覆ふ、嫡子も逐而快方なり○北アキヤライナイの町奉行ワンスと云者、ワシントンの命に依て生捕らる、南ア陸軍掛りの若年寄も己が住家にて被召捕、直に軍艦中へ被引容、

メキシコ国の部

国王の政府より若し当地へ他勢入込、大頭領コリヤス方

へ援兵致す者あらハ、急度嚴罰たるへき旨触出したり○
スウーリン^{名地}の風聞にハ、大頭領付の將軍ネヂレット千
五百人の勢を率ひて、去月廿九日マヒダムラへ押寄、地
役人江向て、この市中貰受度よし応接に及し所、役人と
も其意に不従して、終に兵端を開しか、勝敗の次第ハ不
分明なりと云伝ける、今日十日ネジレットの勢何国へか
引取たり、

フランタ国の部

五月十七日上評定所に於て在勤之者多く集会なし、先達
而国王の母逝去ニ付重役人衆より悔状を遣へき評議にて
其日は終りけり○茶 此品少しく競氣よろし、併入札の
外未だ売買ともになし○煙草は前之通り○綿 此品印度
の産物大に競氣よろし、直段も登りたり、日本の産も追
々景氣よろし、

イギリス国の部

ロンドン府に於て芝居の家数二拾五軒、其内人家四万一
千一人并大よせ四拾壱軒、クウイストパルス^{海外}壱ツの大

見セも
の処 ○此度イギリスよりアメリカ江伝信機を渡さん為

五本柱の大船江伝信線を積みし工合を見んか為、太子自
ら右の大船にのりしと○支那の黒茶少しく景氣よろし、
併買人少し、青茶は随分アメリカ江向く為に買々ありし
○絹糸 日本と支那の糸極上は甚少し、併相場の義は前
之新聞より少く景氣よろし○綿も少しく景氣よろし、

ホルトカル国の部

英の五月十二日晝六ツ時三度続て地震あり、処々の鐘自
鳴せるほと震動セリと云ふ、

アストレー国の部

此国より不遠日本へ使節を便し、定約取結度様申伝ふ、
冊子原寸 縦二四・二種 横一六・二種 三三枚

三三 伊達伊予守ヨリ島津大隅守殿へ

長州問題及蒸氣船修業ノ件

(包紙ウツ書)
一島大隅守

密再貴啓

伊予守

□

」

暮春念四発之貴酬書昨日照手拜見仕候、今以不均之時令ニ御座候処、先以御闔門愈御安康御揃奉恭賀候、併例之御腰痛時々御発動之由、天質云々之御歎息、全左様被有御座候、未々御清快之時ニ不相至故と奉存候、実ニ持病は時々ニ而も勝手となるものニ御座候、自是密陳之条々ニ付尚御教示被下度奉存候、方今ハ亦一層

官武之御都合を始、各国民心不一擾乱之機切迫、別而閣東御各分墜地候様、奸閣賊吏蔑如之所為不悪可痛之至ト奉存候、既ニ去月脇坂(安斐)・加蔵(加藤カ)・縁児之三人(伊達宗徳)ニ而、大膳父(毛利敬親)子伏罪ニ付出府候様程能可被御扱云々、閣老より以封書被 仰渡、愕然仕候、右ハ旧臘伏罪之時 大樹公も御上坂相成居、昇府候、被命出京云々候ハ、可然御義候処、何等之訳哉、今日ニ成り右様之発令、尤不可解、且此義被経奏聞候末之御処置にハ有御座間敷と奉存候間、当の家老上京申付置候、分次第取扱之儀否難易ハ暫閣、及御断心得ニ御座候、実語如此ニ御座候、

○蒸気船修業之義、再度希ニ付、万次郎等被召寄候義杯

尚縷々被仰示敬承仕候、尤是非ニ而召出候義候ハ、無御差支趣、誠に忝仕合、雀躍之至奉感謝候、就而ハ不遠最前申上候愚直共差出可申候間、夫々御下知被成下度希上候、いろはも不知者共、不及論義ニ御座候、恐惶頓首、

首夏十四日 伊与守

大隅守様

再貴啓

二伸、御端書忝奉存候、扱蒸気船往来ニ乗廻候云々申上候処、縷々被仰下候趣、是ハ御尤ニ奉存候、万一南方航海得時宜候ハ、立寄候義を希置申候、三伸、御国法も可有御座候間、愚直共罷出時之都合杯尚御家頼へ御一声奉希候、已上、

文書原寸 縦一七糎 包紙原寸 縦二七・五糎

横九九糎 横三八・五糎

二三 合衆国ノ形勢「リンコルン」殺害等新聞

記事

二冊

一三一四ノ一

〔表紙〕
「南軍大酋長テウキス擒俘略記」

南軍ノ大酋長デウキス擒俘ノ略記

ニユーヨーク府ニ於テ第五月十六日書 我四月二十三日

一南軍ノ首魁デウキス及ヒ其ノ宗族及ヒ其ノ將師レガン
及ヒ其ノ同党、「ヲセロルシャ」地名府ノ「イルウキン
スウキル」ニ於テ襲撃シ、去十日我四月十七日 払曉ニ
「メーコン」地名ヨリ七十五里西南ニ隔テ、我カ將「
ウキルソン」騎兵隊終ニ之ヲ生擒セリ○首魁デウキ
ス四方我兵ニ囲繞セラル、ヲ見テ、忙シク其ノ妻ノ巾
褌ヲ穿チ樹林中ニ身ヲ遁レント欲セシヲ、我カ兵ニ発
覺セラレ、速ニ俘囚ニ為リシト謂ヘリ、我レ思フニ、
此説原ト士卒ノ口ニ出レハ確信スルニ足ラザルベシ、
「デウキス」卑劣ナリト雖モ、南軍ノ首魁トシテ何ソ
婦人ノ巾褌ヲ着シテ命ヲ遁ル、ニ至ランヤ○敵魁擒囚
ノ夜我兵ハ兩部ニ分レテ兩方ヨリ直ニ其ノ牙陣ニ進ミ
シニ、時シモ暗夜ニシテ我兵ヲ敵ノ守兵ト錯認シ、互

ニ鋒箭ヲ交ヘ、二卒ヲ失ヒ、一人ノ士官、三人ノ兵卒
ヲ傷劇セリ○セオルジャ地名ノ鎮督フローン人名ヲ俘囚ト
為シテ檻車ニ乗セ、我兵之ヲ護送シテ昨日ナシウキル
地ヲ經過セリ、彼レヲ擒護セシ地名、時日ハ未タ之ヲ
知ラス○敵魁デウキス及ヒ其ノ護兵ト共ニ華盛頓府ニ
解送セラル、便路ナレハ明日此ノ地ニ着スベシ○我將
セルメン敵將ノ「ジョンストン」ヲ攻メテ、其ノ地邑
ヲ囲ミシニ、彼ノ請ニ応シテ和ヲ許シ、和親ノ盟約ヲ
為セリ、我將ハルレッツキ之ヲ聞キテ大ニ非トシテ、既
ニ撲滅ニ就ノ勢ヒアリ、今和ヲ許ス時ハ、彼レニ利ア
リテ我ニ利ナシ、何ソ彼ノ術中ニ墮ント云ヘリ、爰ニ
於テ「セルメン」ト「ハルレッツキ」兩將終ニ不和ヲ生
シ、曾テ「セルメル」ノ「リツチモン」南都府ニ在ル
時、「ハルレッツキ」来リテ面謁ヲ乞フニ之ヲ否ミ、且
ハルレッツキ」ノ軍兵ノ其ノ地ニ駐屯スルヲモ許サ、リ
シナリ、亦タ「ハルレッツキ人ニ告ケテ云ク、先ニ「セ
ルメン」大軍ヲ卒ヒテ出征セシ時、我レ之ヲ戒ムルニ

能ク刺客ヲ防クベシト云ヘリ、豈料ランヤ、今彼レ我
 ヲシテ刺客ヲ防カシムルニ至ルト、互ニ絶交ト為レリ、
 嗚呼今数年心力ヲ勞セシ巨寇撲滅ニ就ヒテ、其ノ巢窟
 ヲ覆ヒセシニ、両將斯ク呉越ト為リテハ大ニ全国ノ人
 心ヲ動揺スベシ○我大統領リシコン「」ヲ暗殺セシ犯
 囚ノ詰問從來秘蜜ニシテ、衆人之ヲ知ラサリシカ、漸ク
 公案ト為シテ之ヲ公ニセリ○去土曜日全国ノ人民政府
 ヘ貸金ヲ願フテ損納セシ洋銀三千五百萬元ナリ、此ノ
 一七日ノ総額洋銀九千三十八万四千六百五十元ナリ、

合衆国ノ形勢於テ「ニューヨーク」府六十五年
 第五月十二日、我四月廿日書ス

数年風雨ニ櫛沐シテ心肝ヲ碎キシ巨寇一朝撲滅ニ就キ、
 其ノ巢窟ヲモ覆シケレハ、後善ノ万機ヲ整頓スルニハ数
 年ノ心血ヲ嘔カザルヲ得ス、此レ常人ノ恐懼スル処ニシ
 テ、非常人ノ發憤出力スル処ナリ、サレハ故大統領林閣
 氏ノ職ヲ繼ヒテ擁立サレシ重孫氏ハ、其ノ任重ク、其職
 繁ク、外国ノ常人ヲ以テ之ヲ見ル時ハ、危険眼前ニ懸リ

テ、正ニ難事集リテ勇智ノ人ヲ驚嚇愁苦セシムル秋ナレ
 トモ、我國人ノ慷慨猛烈ノ性ヲ以テ之ニ居ルハ、正ニ青
 天白日中ニ在リテ一点ノ陰翳ヲ見ザルカ如シ、方今全部
 ノ版図ノ廣大ナル地球上ニ比スル国ナク、且ツ其ノ田疇
 モ未タ尽ク鋤犂ヲ施スノ人民ヲ欠ク、爰ヲ以テ年々歐羅
 巴洲ヨリ流離シテ糊口ヲ求ムル者万数ヲ以テ數ヘ、戸口
 日々ニ増加シ、都邑月々ニ繁旺シ、將ニ開闢未來未曾有
 ノ大国ニ至ント欲ス、其ノ流民ハ皆ナ強壯有力ノ輩ニシ
 テ、欣々トシテ職業ニ就キ、冬寒夏熱ヲ避ケスシテ新地
 ヲ開墾シテ、我カ国益ヲ補助シテ怠慢セス、國中ノ人民
 ハ聯邦ノ再ヒ合約スルヲ踴躍シテ、唯々此ノ一事ニテ全
 国日旺ノ勢アリト祝シ、人心一致ニ歸スレハ、吨ノ南北
 ノ一統頗ル泰西諸強國ノ胆ヲ冷シ合衆国南北ノ戰爭數年解セ
 スシテ砲嶺ノ堅牢兵卒ノ敏
練其ノ纏與ニ至ルヲ大ニ諸國之ヲ憂ヘリ、
 今南北ノ連結正ニ英仏ノ嫌ヲ処ナリ
 テ焦心竭力セシ兵士、漸ク凱歌ヲ唱フレハ、所剩ノ小事
 ハ易々ニ弁明スル事疑ヒナシ、爰ニ於テ我レ今蒼生ニ替
 リテ万民ノ為メニ選立セラレシ大智大勇ナル新任ノ大統

領ニ望ム所以ノ大目的ハ、専ラ裕達寛裕ヲ旨トシテ、万機ヲ執リテ瑣細ヲ忘レ、南方ノ烈將智士ヲ採用シ、其ノ無辜ヲ殺戮セス、前ノ国会ニ議定セシ律例ヲ確守シテ、木綿・米・麦・糖・煙所産諸畿ヲ蕃育セシメテ、其ノ職業ヲ勉励セシメテ、寛大ノ恩詔ヲ降シテ南方ノ衆民ヲ赦シ、魁首デウキス及ヒ三四ノ首寇ヲ四裔ニ投シテ首領ヲ保タシメ、南北ヲ治ル事一視同仁ニシテ、從來曾ツテ分離セサル者ノ如クシ、深ク心魂ヲ政務ニ付接シ、止コトヲ得スシテ国政ヲ改革スルトキハ之ヲ兄弟ノ諸国ニ佈達シテ万民ト共ニ之ヲ議定シ、而シテ后チ全国一定ノ律例ヲ設立スベシ、然ル時ハ黒奴買売ノ弊風ヲ嚴禁シ、一新ノ徳沢ヲ顯ワシ、諸務ヲ整頓シテ更ニ渡世興廢繼絶ノ人ヲ要セザルニ至ル、

我カ聯邦ノ一旦分離シテ再ヒ合約スルハ、譬ヘハ人身ニ病症ヲ得テ病症劇重ナリシカ如シ、身体疲倦スト雖トモ精神定マリテ性命恙ナケレハ必ラス元氣回復ノ期アリ、

南方ノ諸部モ四年間ノ兵刃ヲ經過シ、多少ノ塗炭ニ苦シミ、今漸ク原ト同昆ニ歸スレハ、速ニ黒奴買売ノ弊風ヲ絶チテ北部俱ニ昇平ノ遐福ヲ享スヘシ、今我黒奴ノ買売ヲ廢シテ之ニ工錢ヲ給与シテ使役スルノ便益ヲ云ハン、抑々黒奴ハ無智無文ノ賤隸ナリト雖モ、造物主ヨリ体軀知覺ヲ受ケ得テ、此ノ地上ニ生シ、人種ニ齒スレハ、豈禽獸ノ如ク之ニ羈勤(約之)ヲ加ヘテ、終身役使スルノ理アラシヤ、人倫ニ悖ル而已ナラス亦天帝ノ道ニ背ケリ、若シ此ノ苛風ヲ脱離セシメテ工錢ヲ給与シテ使役スル時ハ、彼モ喜ンテ群集シ其ノ工錢モ随テ減下シ、且ツ大ニ開墾ノ助ケヲ為シ、便益之ヲ買売スルニ比スレハ、優勝スル事實ニ亮然タリ、若シ偶遊惰ノ奴輩アル時之ヲ境外ニ放逐スレハ、竟ニ生活ノ術ヲ失ヒ道路ニ餓死スルニ至レハ、謹慎服役シテ怠慢セサル事必セリ、且我國兵禍相連リテ以來、国帑ノ失費万億ヲ計リ難シト雖モ、国脈疲弊シ上下踟躕スルニ至ラサルハナシソヤ、之レ此ノ救復スルノ資アル而已、其ノ一端ヲ拳ケンニ「カルフアルニヤ」

カローラ」及ヒネフハダー」ノ三部諸鉦ヲ除キ、唯タ金銀鉦ニ於テ而已使用スル処ノ人工五十万人ニシテ、其ノ工錢洋銀三十万^(符之)元ヲ給与スルニ至ル、是十ヶ年中年々相給シ来ルモノナリ、曾ツテ我カ沿海ノ諸港ヲ視ルニ、千万ノ男女日々ト大西洋ノ波濤ヲ凌シテ此ノ大西ノ富饒ニ就ク、原ヨリ辛勞ヲ期シテ糊口ヲ需ムル輩ノミナレハ体軀健壯ニシテ顔色ニ欣色アリ、此ノ数万億ノ人民ハ則チ数万億ノ貨弊^(マカ)ヲ出スモノナリ、昨年流民ノ総數ヲ算計スルニ、老幼ヲ除キ強壯而已ニテ我國ノ農業掘鑿^(鉦)貿易ニ補益スベキ人口三十万ナリ、而シテ其ノ人民各赤手ニテ着岸シ、唯タ日々ノ辛勞ヲ以テ得ル処ノ工錢ヲ、一年一千定メテ總計ノ工錢三百^(符カ)萬元ナリ、今年ハ流民ノ飄來猶ヲ其ノ數ヲ増シテ、既ニ七日前ニ着岸セシ一艘ニ千百七十八口ヲ載ス、此レ未曾有ノ入口^(入カ)ノ人貨ナリ、若シ此ノ比例ヲ以テ十年ヲ過ス時ハ、此ノ大戦ニ借貸セシ國債^(入カ)其ノ時迄ニ清算シ終ルベシ、且ツ慶賀スヘキハ万民政府ニ貸金ヲ乞フ者許多ニシテ、昨日損輸セシ洋銀千七百万

元ニシテ、一七日間ニ湊集スル高六百^(符之)萬元ナリ、爰ニ於テ南北一致ニ歸シテ此ノ後ノ交鋒ヲ絶チ、北ハ厭フ処ノ黒奴貿易ヲ忘レ、南ハ苦シム処ノ兵禍ヲ免レ、此レ所謂暴風大雨ヲ凌ク時ハ、青天白日ヲ享スルモノニ齊シ、此ノ一篇ハ方今貴賤ヲ論セスシテ戸議家論スル処ニ、上一般ノ人心新統領ノ良政美法ヲ刮目シテ、其ノ徳沢ニ浴セント欲スルモノ遠鄙ノ漁農ニ至ル迄皆ナ然リ、此論ハ合衆国人ノ口頭ニ出テ其筆下ニ書スモノナレハ、自己ノ國ノ稱讚嘆美セサルヲ得ス、我カ外国人ノ意ニ拠ルトキハ、其ノ國ニ數年住居シテ亞國ヲ好ム癖アリト雖モ、亦タ斯ノ如キ自讚ヲ否ムヘシ、如之數年ノ干戈一朝之ヲ偃息スト雖モ、全國後善ノ所置豈ニ英賢ノ危険ト思フ大事ニ非サルヲ得ンヤ、方今新統領登職後ノ政務ハ、自己ノ独意ニ任スルカ、亦タ全國ノ旧来ノ良政美法ニ仍ルカ抑モ^{ソモ}万民ノ衆志ヲ採用スルカ未タ計ルベカラス、國脈ノ盛衰国民ノ憂樂未タ其定極ヲ得ス、爰ニ新統領ノ出身ヲ尋ルニ、自ラ曰ク、予ハ原ト一個ノ裁衣師ナリシニ、才

徳モ亦タ敢テ常人秀ツルニ非サリシニ、諸民ノ虚誉ヲ得
 テ始メ議院ニ補セラレ、大学士ナリ武闈ノ督官ヲ経テ、
 今此ノ合象國(衆)全部ノ大統領職ヲ汚セリト、是レ正ニ実論
 ニシテ、普ク庶民ノ知ル処ナリ、然ルニ今我カ合象國ノ
 為ニ憂愁シテ、其ノ禍乱ノ未タ全ク結局セサラン事疑ヒ
 ノ事故アリ、抑合象國南北ニ分離セシ以來(俗)以來北部ハ規
 画能ク整フテ略井田ノ法行レ、富家ト雖モ仟佰ノ田ヲ占
 拠セス、南部ニ至リテハ之ニ反シテ田疇ノ買売ヲ限定セ
 ス、富家ハ之レ貧家ニ買フテ日々増加シ、貧民ハ漸々ニ
 売售シテ立錫ノ地ナク、終ニ傭工佃戸ト為ルニ至ル、然
 ルニ此ノ前ノ廟議ニ新統領大ニ之ヲ惡ンテ、此ノ富民ノ
 檀占(檀カ)ヲ革シテ普ク衆民ニ配与セント云ヘリ、是至當ノ論
 ニテ評スルヲ待タス、然ト雖モ南部モ亦富強ノ数部連合
 スルモノナレハ、一旦力屈勢窮リテ一統セラル、ト雖モ、
 其適意ノ事ヲ改革セラル、時ハ必ラス亦タ分折シテ独リ
 竜断ヲ貪ルノ議ヲ興スベシ、且ツ新統領ノ素意ハ抑モ此
 ノ兵禍ハ南部ノ富民万仟ノ田疇ヲ占シ、綿糖ノ利ヲ檀(檀カ)ニ

スルヲ以テ政廷ノ所置ヲ不便ト為シ、叛逆ヲ謀リシニ至
 ルモノナレハ、幸ヒ今マ来リテ会盟ヲ乞フノ時ニ乗シテ、
 其ノ禍根ヲ絶ツニ如カズト謂ヘリ、是彼レノ未タ議院タ
 リシ時ノ論ナリ、今マ彼レ全国ノ政柄ヲ握レハ断然ト之
 ヲ所置スルハ必セリ、故統領ハ之ヲ非トスルニ非レト
 モ、事激急ニ過レハ却テ禍害ヲ醸スト云ヘリ、是レ頗ル
 因循ノ論ニ近ケレトモ、敵國ヲ服セシムルニハ其ノ強富
 ヲ安堵シ、窮民ヲ撫恤スルニ在レハ、是レ則チ方今全国
 ノ良策タルベシ、惜ヒ哉、今其ノ人ナシ、其人ナクシテ
 之ヲ奉スルモノ在ル時ハ、其ノ人アルニ齊シケレトモ亦
 タ之ヲ奉ス、

何礼之介訳

冊子原寸 縦二四・五釐 横一六・五釐 十一枚

一三一四ノ二

和聖屯戲場(ワセントン)ニ於テリンコルン

大棟
梁名

殺害セラレシコトヲ聞

テ、諸人未ダ惶驚ヲ止ムルコト能ハズ、頃日漸ク此國四

ケ年ノ争乱始メテ鎮静ノ緒ヲ開カントス、リンコロンハ殊ニ和家ナリシニ、今如斯殺傷ヲ被ルコト国ノ不幸ト衆人傷悼ス、然ラハ仮令ヒ一二ノ謬過アリトモ、遂ニ大義ヲ傷フコトナン、若彼ヲシテ病死セシメバ議論生スル所ナカラン、当時ノ形勢ニテハ又リンコロンノ政治ニ復スルコト難シ、

去ル金曜日十二時過キ俳優ブーツ和聖屯フリツ街ノ戲場ニ徘徊シ、親シキ棧敷方ノ者ト面話中、不図大棟梁即リコロン其族人亦一二ノ友朋ト今夕此戲場ニ来ルコトヲ聞テ、ブーツ別レテ或街ニ到リ旅館ニ入ル、此家ニアドロウジヨソソ今ノ大棟梁在リ、ブーツ或房ニ入りジヨソソノ友ニ面会シ、祝シテ一盃ヲ飲了、書記房ニ趣キ名刺箋ト書翰紙一枚ヲ請ヒ、机辺ニ立テ余御辺ヲ妨クルコトナン、アンドロウジヨソソ君ト書シ人ヲ以テジヨソソヘ呈ス、ジヨソソ僕ヲ以テ今繁多ニ面会スルコトヲ得ズト答フ、ブーツ机後ニ行キ又書翰ヲ書シ、之ヲ封シ街上ニ出テ其知因ニ逢テ再ヒ書記房ニ入り、書記者ニ今夜足

下ヲアルツノ戲場ニ不行ヤ、彼所ニ花々シキ技芸アルベシト曰フ、書記者否トイフヲ聞捨テ旅館ヲ去リ、借馬所ニ行キ良馬ヲ借り、晩ニ此馬ヲ借ラントイツテ去ル、其動作怪ムベシ、遂ニ戲場ニ行キ知因ニ由テ容易ク舞台ヨリ大棟梁ノ為ニ設シ棧敷ニ行キ、戸ノ鈎ヲ容易ク離ル、ヨウニ為シ、大棟梁ノ曲水ヲ舞台ニ向ケテ置キ、其他十分用意シテ戲場ヲ去リ、凡四時申再ヒ借馬所ニ行キ馬ヲ得テ之ニ乗リ、戲場ノ後方狭小ナル路ニ入り、此ニ所在ノ殿ニ馬ヲ繫キ、処々ニ行テ酒ヲ飲ミ、晩ノ八時戌後戲場ニ行ク、却説大棟梁ノ家ニハリンコロン夫婦、ラツボン人名ハハルリス女一堂ニ集リタリ、ガラント人ハ戲場ニ陪行センコトヲ約スト雖モ、所用アリテ其妻ト共ニポルリントン地名ニ行ク、大棟梁ノ車駕已ニ整フ、リンコロンノ夫人陪行センコトヲ請フ、リンコロン之ヲ許シ共ニ戲場ニ趣ク、戲場門前ブーツニ邂逅シ互ニ一揖シテ、リンコロン等ハ設ケ在ル所ノ棧敷ニ入り、ブーツ設ケ置キシ曲茶ニリンコロン着座シ、其左ニ夫人着座シ、其次舞台

ノ方ニハルリス女着座シ、後方ニラツボン着座ス、棧敷ハ紅蔦色ノ紙ヲ以テ張り、同色天鷲絨ヲ以テ覆フタル床一脚、同色天鷲絨ヲ以テ覆フタル曲家三脚、榻六脚ヲ設ケタリ、棧敷ノ前ニハ合衆國ノ旗ニツ掛タリ、豈國ヲ無益ノ遊興ニ此旗一ツ殃ヲ蒙ルコト後ニソ思ヒ当ラレケリ、幕開キ戲場ヲ始ム、リンコルン之ヲ笑觀ス、ブーツハ八時戌牌後戲場ニ入り、初幕中ハ離レタル所ニ在リ、ブーツ此日ハ殊ニ衣服ヲ飾リ、彼所ニ在リテ処々ニ眼ヲ配リ、頻リニ大棟梁ノ棧敷ヲ覘フ、二幕開カントスル時座ヲ立チ馬ヲ繫キシ所ニ行、鞍ヲ置手繩ヲ掛ケ馬ヲ俳優ノ出入スル所ニ牽来リ、之ヲ或少年ニ托シ再ヒ返リテ群集ノ中ヲ分テ棧敷ノ方へ行ク、人々之ヲ怪ム、此時三幕已ニ開ク、ブーツ進ンデ大棟梁ノ棧敷ノ外戸ヲ推開ク、從僕之ヲ叱ス、ブーツ欺ヒテ余ハ或官ノ者ナリ、リンコルンノ招ニ由テ来ルト曰フテ遂ニ此ヲ通り、通りシ跡ニハ用意ノ木ヲ支ヘ彼從僕ヲ隔テ、直チニ内ニ入ラントス、ラツボン名之ヲ見テ何所ニ行クヤト咎ム、ブーツ礼ヲ為

シ外戸ノ方ニ退ク、大棟梁彼カレ已ニ退キタリト思フ時、ブーツ左手短炮ヲ放ツ、其丸内戸ヲ貫キリンコルンノ頭後ニ中リ死ス、ブーツ棧敷内ニ飛入ル、ラツボン之ト抗ス、刺客ブラツツ刀ヲ以テラツボンノ右腕ヲ肘ヨリ肩ニ切ル、ラツボン手ヲ弛ブル時ブーツ之ヲ斥除キ、リンコルンノ夫人トハルリス女ノ間ヲ超ヘ棧敷ノ前ニ飛下リ、舞台ヲ經テ彼馬ニ打乗走り去ル、ブーツ短炮ヲ放ツヨリ舞台ノ後ニ到ルマデ僅ニ三十世紺度ニ足ラズ、

北島又三郎改名

伊東二兵衛訳

冊子原寸 縦二四・五糎 横一六・五糎 五枚

三三 仏公使ヨリ幕府ヘノ極密申立

長州再征ニ付

〔編纂書〕

「上国ヨリ宇和島江到来之書付」

〔編書、朱〕

「乙丑」

九月廿九日ノ飛脚十月七日宇和島へ着

外国奉行より書上

四月二十一日仏蘭西公使より極密申聞候趣

此度御進発之義ニ付私日本臣下ニ代り而篤ト勘考左ニ
申上候間、其御心得ニ而御聞取被下、閣老方并飛驒守(酒井忠彪)
様江は徹底御領悉相成候様ニ被仰上可被下候、

一 此度長州御親征之義御成功速なるへし、併一体四国・
九州之大諸侯之内長州同意之者も難凶、御猶予相成候
得は右大諸侯之内如何様之義相巧候哉も難計、誠ニ御
大切之御場合と奉存候、

一 一体先頃中より申上置候製鉄器械之義、御使節を以本
国政府江御頼被遣たる者表向ニ而、内実ハ長州叛逆之
始末并ニ夫ニ付御征伐之御趣意等御懇親を以、巨細之
事情大君之御口上ニ而右使節より本国政府江被仰遣候
事ニ有之、夫故一日も早く使節出立ニ相成、表向本国
政府并英國政府江も被仰遣候様仕度候、

一 当時御国在留各国公使之内私共ハ右等之義内実御国之
臣下同様ニ存シ、御心派申上候程之義ニ付、其思召ニ

而諸事無御心置御同府之臣下と被思召、表向は極疎被
遊候方外公使江被対御都合宜敷候、尤外公使は如何様
ニ而も宜敷候得共、万一只今英國之氣配を御取失ひ被
成候而は、誠ニ一大事ト存候間、当時之英公使とは格
別ニ御厚御取扱御座候様仕度、其仕向ニ依而は味方ニ
も成り、又敵ニも相成候事ニ御座候、仏国ニ於而は
義ヲ弁へ御為第一ニ存居候間、如何様之義有之候共決
而敵ニは不相成事ト存候間、私共は疎ク被遊候而英公
使を御立被成候方、却而於私も都合宜ク御座候、

一 右ニ付此度長州御親征之義も大君御発程前早々英公使
計江戸江御招被成、御老中方御逢之上御懇話有之候様
仕度、其懇話之次第ハ、長州叛逆ニ付、此度御親征被仰
出候、就而は前任公使コソク同様我國之為格別ニ被尽
心力候ニ付、極密事情打明ケ相頼候は、右叛逆之長州江
外国より密交致候旨方々有之間敷トハ存候得共、万
一 外国商船等長州海岸江船を寄せ、密商ハ勿論如何之処
置有之候様ニ而は甚不安心ニ有之候間、諸事心付右様

之義無之様取計具候様致度、尤英国政府江も使節差遣

し、右等之義可申入候得共、其元ニ而當時在留ニも有

之候間、厚心添頼入候旨御頼被成候方可然奉存候、

一 右御頼御座候得は、仏公使江も御話被成候哉と可申上

候間、未同人江は何共不申聞旨御答可被遊候、左候ハ

、仏公使江も御相談有之候様ニと可申上候間、然は其

許より仏公使江は可然前文御頼被成候得は、英公使よ

り私江何と咄咄可有之、其上ニ而表向私も御相談ニ加

り可申候、

一 右之通英公使御呼寄之上御老中方直々御懇話之其上ニ

而、各国公使江改而長州御親征之義御書翰を以被仰遣

候様仕度候、前文伺之通御処置ニ相成、猶又閏五月十

日出帆ニ而、柴田日向守殿英仏江為御使節被遣之、
(稱中)

○於兵庫各国より申立候条々、

一 將軍様長州御征伐として御進発之処、今は御滞坂之御

様子如何之御様子如何成儀ニ御座候や、

一 長州御征伐ニ付而ハ、若兵器等御不足ニ候ハ、何成共

御用被仰付度、猶又応接ニ而も被仰付義ニ候ハ、早
速援兵差出可申事、

一 兼而御願申上候通、兵庫開港之趣此度御願濟被仰付度
事、

一 長征ニ付御混雜ニ被為在候ハ、追而御成功之上ニ而
宜敷候間、開港之儀は是非共預御許容度事、

一 長征ニ付御混雜ニ候ハ、其模様ニより国元へ通達申
渡候間、此地ニ碇泊仕御成功之儀拝見仕度事、

右五ヶ条大意也越藩よ、
り伝写

○長州使者松原音三と申者、去ル十六日広島表江罷越、

御再命之趣奉畏候、固より兎哉角申上候義ニは無之、

速ニ登坂為仕可申と種々配慮仕候得共、難行届次第も

有之、不心期限切迫之今日ニ相成候、尚追々様子可申

上候得共、不取敢相届候、執成之程頼入候趣、右芸藩

より届出、九月廿四日大坂着之由、

○今度上洛前肥後より建議ニ及候は、長州御呼出之期日
相過候とて、直ニ御打入と申儀は余り御迫切ニは有之

間敷哉、期日迄不罷出候ハ、一先閣老監察等ニ而山口迄御出張御糺問有之、其上ニ茂不遜悖戾之義御座候ハ、其節御征戰可然と奉存候との趣ニ候処、閣老答ニ、至極尤之義、勿論此度御進発と申候而も暴卒ニ御攻撃ト申訳ニは無之、先彼近地まで兵馬を被進候上、彼等御呼ニ而罪狀御糺被為在、其上ニも不服候ハ、初而干戈を御用之思召有之候間、其段ハ安心有之候様との事ニ而、肥後も承服之由、

(正外)

一阿部侯御下坂之上廿二日軍艦ニ而兵庫御出張之処、洋客共兵庫開港之儀、幕府ニ而御裁ニ難被及候ハ、急速京師江可罷出旨、烈敷申述、片時も猶予不致勢ニ付、何分幕府ニ而御裁断之御答も難出来故欤、遂ニ彼等入京之義御諾相成、廿四日御帰坂相成候処、会・桑二藩其義大ニ不服ニ而、洋夷入皇城候様ニ而は我輩職分難相立ニ付、左も相成候ハ、不問理非加誅戮候外無之との事ニ付、然ハ不及是非開港之義幕断を以御許容ニ相成候外有之間敷と御座候処

是亦至而不服之義、乍然此事不服迎親藩ニ在而幕府ニ致背反候訳ハ毛頭無之候得共、我職分ニハ一日も難安事故、開港と相成候ハ、早々守護・所司代等之職を辞去可申との義、又閣老ニハ今入京を不許、又開港をも不許は忽干戈ニ相成は必然之義、然時ハ無罪之千萬之生靈を死地ニ陥レ候事故、仮令蒙

勅勘候共生民之塗炭ニは難易候間、彼之入京不許ハ是非共開港ハ御許容不可無と申事ニ被相決、遂ニ廿七日

(徳川茂徳)

(長行)

阿部侯右伝命之為兵庫御出張、尾玄同公・小笠原老州

(徳川慶喜)

御奏問之為欤、同朝御上京、一橋公も阿部侯洋人之入

京を御許之事を御承知ニ付而、京師御届捨ニ而御下坂有之候処、玄同公扨ト同時御上京ニ御座候、然処阿部侯前度応接後井上市尹又応接有之、其応答之時機ハ如何有之候哉、洋人共右開港御許否之義早々とは存候得共、是より十日之間相待可申候間、夫迄ニ御答承度ト申候付、其義報上之為井上市氏帰船相成候処、西宮洋ニ而阿部侯出張之船ニ出会、候其事を聞、其御返相

成、又玄同公・老州をも御呼返シ之御沙汰ニ相成候由、
右十日之間ト申ハ廿七日より来月七日迄ニ御座候由、

然ハ其間之形勢ニ而治乱安危之機相判可申候、

一大久保一藏朝家江建言之次第猶又承合可申上候、

一薩長英船へ乗組候を幕吏横浜ニ而見届候と、

一薩、外ハ洋人を誘引し、内ハ征長之事ニ付

朝幕を攪擾すと、

一西郷等帰国之義賀陽宮より御留之由、然共皆々引去候

由、仮令王命無之共此大事件ニ居留も可仕処、意外之

儀、是も征長一件付而之建議不被行を憤り候而之義歎、

又此面々帰藩之儀(島津久光)近年來隅州侯事を御用以來、追々諸

名士御拔擢有之候処、旧來之愚輩失意之者共、君側之

士之小間隙ニ乗シ、少壯輩を鼓動シ内乱之機を發シ候

付、急ニ帰藩之由ニ付滯留難出來勢歎、

文書原寸 縦一六種 横五八四種

一三六 長岡良之助殿ヨリ島津大隅守殿へ

時勢觀望ノ件 追啓共二通

一三一六ノ一

(包紙ウツ書)

「島津大隅守様

御直展

長岡良之助

緘 返書済

桜雨蕭々晴陰變幻之候益御清勝奉恭賀候、野生も碌々罷
在候条御放念可被下候、扱先頃申上候末國議今以決定仕
兼、且再思仕候ニ、逆茂方今天下之形勢大憤発之尽力ニ
無之候而は成功有之間敷、依而相考候ニ、未機會とも被
中間敷、且又

大樹公御上坂被仰出候上は、今暫見据候上之事と被相考

申候、其中機會到來國中も勿論天下憤発之時も有之候は

、尽力も可仕意中ニ御座候付而は、拙兄澄之助登京東(船川廣久)

行ノ議ニ相決居候処、是以暫見合候事ニ御座候、長面老(伊達宗徳)

侯より之貴柬如例御廻達申上候、要用迄如斯御座候、恐

々謹白、

首夏廿二

長良之助

島大隅守様

御直展

二伸、御自愛奉專祈候、

(松平春徳)
大蔵大輔公よりも宜敷可得御意旨被仰越候、万事申

上度、愚衷近便又々可申上候、早々不具、

文書原寸 縦 一七糎 包紙原寸 縦三〇・五糎

横一四七糎

横四四・五糎

一三二六ノ二

(包紙ウツ書)

「島津大隅守様

追啓

長岡良之助

緘復

「

(伊達宗城)
追啓仕候、長面老候より之貴束ニ付御返書被成候義、御

好便も御座候は、御手許より直ニ御返却奉願度、尤御便

無之候は、此許江御廻達奉希候、畢竟弊邑よりも道程相

隔居候間、得貴意申候事ニ而御辛便無之候は、無御遠慮

御廻達可被下候、右相認居候中只今

皇都飛脚到来、

大樹公も愈御進発ニ相成候模様、且牧野(忠恭)・諏訪(忠徳)両閣老退

職ニも可相成勢申参候間、御承知も可有之候得共、奉得

貴意候、尤野生愚考仕候ニ、御上坂有之候而も旧春之模

様通ニ而は又々御成功如何可有之欵、何卒此時世を

桜咲遠山松もしら雲も

ひとつに霞む春のよの月

蜂腰呵々 早々不齧

清和廿二日夜

長良野生

呈

南海老公

玉案下

二伸、御自愛奉專祈候、(小松) 帶刀・(大久保) 猪太郎カ、高崎五(六) 蔵初伊太郎列も堅剛

精勤と遙察仕候、御鶴声奉希候、不具、

文書原寸 縦 一七糎 包紙原寸 縦三〇・五糎

横一三一・五糎

横四四・五糎

三三 柴山良助報告書

將軍上洛ノ件

〔表紙〕
上

承及候形行

一此節ハ御進発弥相違無之向ニ御座候、初御決定相成候は、全く松前侯(兼心)・阿部侯(正外)之御力之様ニ而、斯申内第一ハ松前侯と被相伺申候、御議論之次第、委細ハ貫兼申候得共、右御両侯御談合之上御同席へ御向ひ、此節朝廷之御模様且長州御所置等、何れ御進発ニ不相成候而ハ、天下之治定付兼候勢を御説得被成、我々上京致し候仲間ニ而ケ様申候而は、何欵御不可を謀る様一同之疑不被免儀ニ而、何れ京師御出無之御方々篤と御勘考、御進発之有無何れ欵義欵不義欵、公平之御胸を以決断可然、御銘々之御存慮承度旨被仰候処、本多侯第(忠繼)一ニ御同意被成、夫より酒井大老御同意ニ而、夫迄之間水野侯(忠精)は行司御勤被成、御両侯御同意之処を以御決断被成候と申事御座候、
一諏訪侯(忠勝)・牧野侯御進発ニ相決候を御不服ニ而御引入相

成候処、酒井大老・松平伯州再御登城有之様類ニ御周旋、御進発之儀ニ付、御同意被成様強而御進ニ相成、

表通り御同意之筋ニ御取成し、其儀 將軍様へ御伺ひ思召茂被為在候段を以、御同席へ御議論御座候処、松前侯御不服ニ而酒井大老と大ニ御激論相成、酒井大老御席を蹴て御退出被成、七日八日と御引込、九日ニ御登城、又右之御議論ニ被及候処、其砌りハ松前侯彼両侯再登城於有之ハ、御同席ハ不仕とまで御言捨御退出御座候由、然る処終ニ酒井大老・松平伯州之方御議論不相立、阿部侯ニも松前侯と御同論にて、右之御議論ニ付兩日御引入之処、十一日より御登城有之、其儀御無事ニ治り、諏訪侯十四日、牧野侯十六日御病氣御申立ニ而、御役御断之御願出ニ相成、十九日御両侯ながら願通り被差免と申事ニ而、病氣平癒之上ハ追々登城可有之旨御口上相添候よし、

一是迄会津之処幕府ニ而至而不都合御座候処、此節御進発ニ相決候以来、水野侯より留守居被召呼、是迄御嫌

疑筋甚深く、色々悪様ニ聞及居、甚不相濟式と御託被成、以来之事何欵依頼之段至極丁寧之御会釈御座候由、水野侯之表裏反覆其頼母しからん評説御座候、

一將軍様此節之御一挙ニは至而御進ニ被成候由、当分て

ハ御上京なしに直様姫路城まで御差入之御趣意と被相

伺申候、御宿割左之通、

品川 御泊 川崎 御泊 神奈川 御泊 程ヶ谷 御泊 戸塚 御泊 藤沢 御泊

平塚 御泊 大機 御泊 小田原 御泊 箱根 御泊 三島 御泊 沼津 御泊

原 御泊 吉原 御泊 浦原 御泊 興津 御泊 清見寺 御泊 駿府城 御泊 德音院 御泊 駿府御

岡部 御泊 田中城 御泊 金谷 御泊 掛川城 御泊 袋井 御泊 中泉村陣屋 御泊

浜松 御泊 新井 御泊 二川 御泊 吉田 御泊 赤坂 御泊 岡崎城 御泊

池鯉鮒 御泊 鳴海 御泊 名古屋城 御泊 稲葉 御泊 起 御泊 墨保 御泊

大垣城 御泊 垂井 御泊 関ヶ原 御泊 醒ヶ井 御泊 彦根城 御泊 高宮 御泊

愛知川 御泊 武佐 御泊 守山 御泊 草津 御泊 膳所城 御泊 大津 御泊

伏見御役宅 御泊 淀城 御泊 橋本 御泊 牧方 御泊 佐多 御泊

大坂 御泊 尼ヶ崎 御泊 瓦町 御泊 兵庫 御泊 多留美 御泊 明石城 御泊

御休泊共 加古川 姫路城御着

四月十八日細川越中守家来差出候書付

一此度御進発被 仰出候ニ付、右之趣於国許越中守承知

仕候ハ、不取敢御先陣相勤度段奉願候由可有御座候、

尤 御進発之上ハ御沙汰之筋も可被為在奉恐考候得共

国許之儀は遠境掛隔候事故、往復手間取候而軍期を失

候様成行候而は、甚以残念之次第奉存候、依之何卒此

節茂最前之通御先陣被 仰付候様有御座度、左候ハ、

於越中守茂面目無此上難有仕合可奉存候、右は越中守

承知不仕儀ニ御座候得共、前文之次第ニ付此許限り奉

伺御差之趣、急速国許江申遣候ハ、時宜次第何時ニ

も出陣差支無之様、兼而覚悟仕居可申奉存候、此段可

然御沙汰可被下候、以上、

四月十八日 細川越中守内 青地源右衛門

同十九日加賀中納言差出候書付

一拙者儀、当夏中御警衛として上京之儀奉伺候処、追而

御沙汰有之候迄上京之儀は先ッ見合候様被仰渡候、然
処今般 御進発就被仰候 禁闕御守衛、弥大切奉護專
要之儀ニ付、予而被 仰付置候御警衛向も御座候間、
拙者儀致上京、嚴重守護可仕心得ニ御座候、 御進発
御日限も被仰出候御儀、因茲此節御暇被下候様奉願候、
御聞濟之上ハ早々発途国許へ相越、人数配且自国之取
締向等、夫々所置申付、迅速登京仕候ニ而可有御座候、
以上、

四月

加賀中納言

御付札

御進発御日限も被 仰出候儀ニ付、当地より早々上京
御警衛嚴重可被相勤候、尤參勤年之儀ニ付御暇は不被
下候、国許江立寄候儀は難被及御沙汰候、

同十九日別段達

上杉彈正大弼
(齊憲)

一年來精勤其上領内政事向格別行届、一段之事ニ被 思
召、先達而隠居之儀も御差留ニ被遊候事ニ而、当今不

容易御時勢ニ茂有之候間、尚此上精勤可被致候、依之
出羽国御願所收納上り高を以、其方一生之内被下候、
右於御白書院縁類替席伯嗜守申渡シ、(本庄宗秀)
(酒井忠繼) 雅楽頭老中列座、
同廿日家來呼可渡書付伯嗜守

細川越中守家來江達シ覚

一此度御進発被 仰出候ニ付而は、越中守承知以前之事
ニは候得共、格別之存意を以申立之趣、各及言上候処、
厚心入之段 御沙汰有之候、依之別紙之通被仰出候、
此段相達置候事、

別紙

細川越中守江

此度毛利大膳父子初為御征伐五月十六日 御進発被遊
旨被 仰出候ニ付而は、申立之趣茂有之候間、其方儀
御先手之先峰被 仰付候間、可被抽忠勤候、
同廿二日宅へ家來呼可渡書付

伊達遠江守
(宗徳)

一毛利大膳父子始江戸表へ被 召寄候ニ付、右取扱之儀
最前相達置候処、此度長防為御征伐 御進発被遊候間

被 仰出候ニ付而は、取扱之儀先ッ不及其儀候事、

同文言

加藤遠江守(奉秋)

同文言

脇坂淡路守(安斐)

密々(淺野長訓)松平安芸守家来呼達之覚

一毛利大膳父子始江戸表へ被召寄候ニ付、右取扱之儀最

前相達置候処、此度長防御征伐 御進発被遊候旨被

仰出候ニ付而は、取扱之儀先ッ不及其儀旨、脇坂淡路

守・伊達遠江守・加藤遠江守江相達候間、得其意、先

達而相達置候警固人数等之儀も相心得候ニ不及段、松

平安芸守家来呼可達候事、

右申上候、以上、

丑四月廿七日

柴山良助

(裏表紙ニアリ、朱)
「丑四月廿七日 柴山」

冊子原寸 縦二八種 横二〇種 六枚

三六 久光公ヨリ長岡良之助へノ書翰草案

熊本藩論及幕府ノ事情

廿二日之芳墨今朝相達拜読仕候、如貴論霖雨之候愈御清

福奉欣喜候、於僕も無異消光仕候間、御放慮奉希候、扱

御国議云々、詳細ハ示論之件々御尤至極御同論奉存候、

賢兄御登京御東行之由も粗伝承仕居候処、是以暫時之猶

予之由御尤奉存候、方今之時勢実ニ雨晴変幻同様と思考

仕候、(伊達宗城)長面君之貴東鑑ニ落手仕候、御副質之趣承知仕候、

先般も御面働とは奉存候得共、随貴意奉託候義ニ而、此

節は近々幸便も有之間、此方より廻達可仕候、大樹公御

進発、(忠恭)牧野・(忠徳)諏訪両閣老退職云々、未伝承不仕、又々変

幻之義欵と奉存候、賢考之趣御尤之至、高詠感吟仕候、

僕ニも去春之旧詠ニ候得共、

弓草之道一すちにならめなは

ゆしまの波も静なるへし

先は右貴答旁如此御座候、恐惶敬白、

首夏廿九日

南海老漁

小松英明賢君

貴酬

再伸、御端書忝奉存候、貴君ニも御自愛奉專祈候、

(松平春繼)

越老君より御伝声忝奉存候、御便宜之節宜敷御執成

(小松) (大久保)

奉願候、帶刀・一藏等江御鶴声被下忝奉存候、帶・

(高崎五六)

猪は滞京中ニ御座候、尚後音奉待候、以上、

文書原寸 縦一六・七種 横四九種

同二日

御目付(守應)

高木宮内

木村撰津守(喜政)

右御進発御用被

仰付之、

本多美濃守(忠民)

右御進発之節御供御免

遠山信濃守(友群)

三九 將軍江戸進発ニ付御供衆姓名書

四月朔日ヨリ十六日ニ至ル連日

四月朔日御沙汰書之内

大目付(忠宣)

大久保紀伊守

駒井相模守(信興)

右同断之節御供

同五日

(本在宗秀)
松平伯耆守

(正外)
阿部豊後守

(榮広)
松前伊豆守

御目付(義直)

合原伊勢守

小侯稻太郎(景行)

竹内日向守(幸麿)

右昨年之通

御進発御供并御用被

仰付之、

右御進発御供被

仰付之、

同日之内

御目付
小俣稻太郎

右御進発ニ付宿割御用被

仰付之、

同十日

土岐山城守
(頼之)

右御進発御供ニ付、当月御用番田沼玄蕃頭勤之、
(意等)

同十五日

酒井雅楽頭
(忠頼)

右御進発之節御供御免御留守、

松平式部大輔
(久松定昭)

右御進発之節御供被

仰付之、

酒井河内守
(忠博)

右此度

御進発被為

在候間、養父雅楽頭御供可被 (酒井忠頼) 召連之処、御手薄且御政

事向御委任ニ付、御留守被 仰付、右ニ付養父為名代御

供被 仰付御中軍江可被

召連候、

御使番 (勝安)
松平左金吾

岡部三右衛門
(右近)

池田録三郎
(録三郎九、正樹)

右御進発之節御供并御目付介、

同十六日

詰合布衣以上之面々

雅楽頭事、今度

御進発之節御供可被 仰付処、当時不容易折柄、深御心

配被為 在候間、御留守被 仰付候、都而御政事向御委

任被成候間、年寄共申談、万端厚相心得、精勤可致旨被

仰出之、

文書原寸 縦一四・五糎 横一三九糎

二三〇 將軍江戸進発一件聞書

承及候大略

一 將軍御進発弥無相違形、尤御自身より大ニ御進シ御催
促之御沙汰等追々被為在、可成御急ニ而、当分でハ先
ツ来月十日過ニ是非御發途ニ相成向ニ被相聞申候、

一 此節ハ京師へ御立寄なしニ直さま長州江御打入被成候
御趣意之由、

一 御老中御供人数も無用之人をはぶき、百五拾人を限り
ニ御召列れ被成候御申合之よし、

一 先ツ御陸行之御積ニ而、御道中之御宿割等之儀ハ未御
取究無之よし、

一 来ル廿一日於駒場野大調練有之、將軍御出馬長州へ御
打入、萩城御乗取之上凱陣ニ及候御式迄茂御座候よし、

一 阿部侯(兼松)・松前侯夜を日ニつき、右御供之仕舞方ニ而、
此節ハ何事も実用之手当而已、野陣野宿之器具まで悉
く手当御座候向ニ被聞申候、

一 諏訪侯去ル十三日、(忠懸)牧野侯去ル十六日御役御断之御願
(忠懸)

被差出候よし、

右申通触れ申候、

文書原寸 縦一四・五種 横六六種

二三一 將軍征長進発ニ付随從諸隊割当並軍令

一三二一ノ一

慶応元乙丑五月朔日、(本莊宗秀)伯耆守殿御渡

大目付

江

御目付

御進発御供之面々、組合出立日割別紙之通可被心得候、
尤御当日前後出立之向ハ銘々先触差出出立可被致候、

五月

右番隊

歩兵頭

戸田肥後守

騎兵頭

貴志大隅守

同並

山角礪之助

五月五日

同六日

歩兵頭並
城 織部

騎兵二小隊

歩兵一大隊

歩兵奉行

河野伊予守

歩兵頭並

徳山鋼太郎

御持小筒組之頭

大平 隲次郎

歩兵 一大隊

御持小筒組三小隊

大砲 一座

式番隊

大御番頭

米倉丹後守

齊藤撰津守

御旗奉行

齊藤佐渡守

御先手

藤沢讃岐守

同九日

同十一日

佐野欣六郎

御番医師

小野勲敵

同外科

山本甫斉

三番隊

御書院番頭

本多日向守

太田筑前守

御先手

大久保与三郎

水谷弥之助

寄合医師

坂本元安

御番医師

谷辺玄珠

四番隊

講武所奉行(トウブ)

渡辺甲非守

御鑓奉行

花房近江守

仙石播磨守

同日

講武所頭取
佐久間真輔

同并
秩父栄橘

千人頭鎗隊
石坂弥次右衛門

萩原頼母

千人同心鎗隊

千人頭見習
窪田喜八郎

原 嘉藤次

千人同心銃隊

五番隊

講武所奉行
遠藤但馬守

歩兵頭并格
砲術師範役
榊原鏡次郎

同
大砲師範役
飯田庄藏

大砲 一座

同十三日

銃隊一大隊

講武所頭取
一色半左衛門

同并
伊藤格之助

御番医師
小柴池庵

同外科
曾谷仙庵

六番隊

中奥御小姓
蜷川左衛門尉

久貝相模守

大屋伊賀守

岡部加賀守

稻葉紀伊守

水野河内守

久永出羽守

牧野伊予守

松平伊勢守

同日

同日

八番隊

関 越前守

中奥御番

大沢主馬

三上半兵衛

本多将監

山下中務

鈴木万次郎

渡辺修理

筒井治左衛門

向井喜八郎

森 宗兵衛

加藤右近

御旗奉行

山名老岐守

御先手

上野七太夫

本間弾正

加藤織之助

同十五日

九番隊

徳山五兵衛

酒井河内守

陸軍奉行
竹中遠江守

歩兵頭并
都筑録太郎

歩兵一大隊

大砲 四門

御持小筒組一小隊

老中 四騎

御側衆 四騎

御留守居格
御勘定奉行

松平对馬守

御書院番頭

水野伊勢守

柴田越前守

御小姓組番頭

井上志摩守

酒井安房守

室賀伊予守

陸軍奉行并

溝口伊勢守

步兵奉行

小出播磨守

大砲組之頭

成瀬対馬守

歩兵頭

富永相模守

森川莊次郎

御持小筒組之頭

天野帰一

大砲四門

小筒組二小隊

歩兵一大隊

御作事奉行

岡松伊予守

西丸御留守居

林式部少輔

新番頭

同十六日

須田久左衛門

勝田左京

中川備中守

御持之頭

松平侶之丞

曾我主水

朽木大和守

御先手

田付主計

三枝左兵衛

戸田寛十郎

近藤力之助

御鉄砲方

田付四郎兵衛

井上左大夫

御徒頭

松平式部少輔

川村清兵衛

中条金之助

本多隼之助

朝比奈兵八郎

宮崎七郎右衛門

小十人頭

余語金八郎

桑山次郎八

稻葉清次郎

講武所鎗劍師範役

加藤平九郎

駒井志津馬

榊原健吉

今堀登代太郎

同頭取

伴野七之助

国領市太郎

同鎗劍方

三百人

御勘定吟味役

岡田安房守

奥御右筆組頭

佐山八十次郎

片山与八郎

表御右筆組頭

佐久間三郎兵衛

両番格

御右筆

湯浅貫一郎

奥御右筆

中島彦四郎

北角十郎兵衛

柳沢勉次郎

佐久間三蔵

清水寛九郎

表御右筆

山田録太郎

山中権右衛門

三橋国之進

御馬預

諏訪部紋九郎

村松万蔵

曲木仙之助

同并

大武藤助

御馬方

鶴見忠兵衛

御賄頭

力石勝之助

御膳所御台所頭

柴田八十郎

御休息御庭之者支配

倉地次郎太郎

馬医

落合十三郎

桑島新助

寄合医師

井関正英

御番外科

丸山昌貞

御同明頭

半田丹阿弥

御同明

村田京阿弥

十九日

九番隊之内残要員

運送

御数寄屋頭

星野隆円

御徒頭

蟾川邦之助

奥津甚左衛門

平岡鐘之助

新番頭

岡部備前守

御持之頭

水野主膳

小十人頭

諏訪庄右衛門

講武所鎗劍方

百人

御小姓組番頭

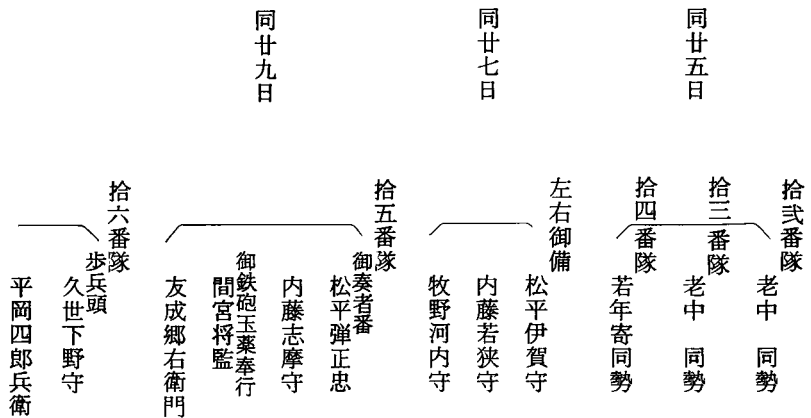
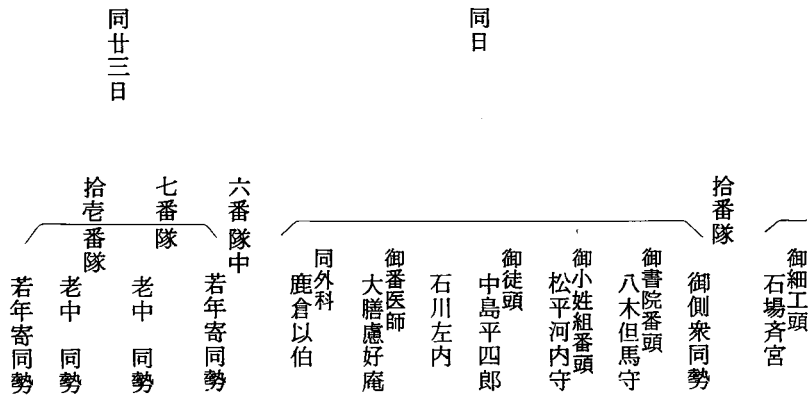
島津伊予守

御納戸頭

寺西直次郎

御腰物奉行

大平三五郎



閏

五月二日

同并

岡田左一郎

深津弥左衛門

井上啓次郎

歩兵二大隊半

御持小筒組之頭

松平信濃守

小筒組三小隊

大砲組之頭

高尾惣十郎

大砲一座

同四日

松平式部大輔

御後備

内藤備後守

松平丹波守

同六日

紀伊中納言殿

一三二一〇二

慶応元乙丑年五月毛利大膳為御征伐

御進発ニ付、御軍令被 仰出之写、



条々

一 今度毛利大膳為征伐進発ニ付、旗下并諸軍勢万事相慎
不佐法之儀無之様、下々ニ至迄入念可申付事、

一 喧嘩口論堅令停止之、若違背之輩有之おひてハ、理非
を論せず双方成敗すへし、或は親類縁者之因を存し、

或は傍輩知音之好ニ依り、荷担之族於有之は、其科本
人より重かるへき之旨、急度はを可申付、自然用捨せ

しむるにおゐてハ、後日相聞るといへとも其主人重科
たるへき事、

一 軍中相討堅禁製なるへし、若不得止事相討する時は、
慥成証人を立可申事、

一 先手を差越、仮令高名せしむるといへとも、軍法ニ背
く上は重科ニ処すへき事、

但先手へ相断らすして物見ニ出べからざる事、

一 子細なくして他之備へ相交る輩於有之而は、武具馬具
共ニ是茂とるべし、若其主人意儀ニ及は、可為曲事、
一人數押之時不可協道之旨堅可申付、若猥ニ通輩ハ曲事
たるへき事、

一 地形又ハ敵之機に応し時宜ニ指揮可有之候間、此旨兼
而可得心事、

一 降人・生捕候者猥ニ不可殺害候事、

一 時々使として如何様之者差遣すといへとも不可違背事

一 持鎗・持筒を可為軍役之外、長柄さし置持すへからさ
る事、

但長柄之外持たするに於てハ、主人馬廻り耆本たる

へき事、

一 陣中に於て馬を放すへからさる事、

一 田畑作毛を苅取或は竹木切り取事堅令停止、付押買・

狼藉すへからず、若違背之族有之おひては可為曲事、

一 小荷駄押は右之方ニ付可相通軍勢ニ交らさる様兼而堅

可申付事、

一 船渡之儀、他之備に相交らす一手越たるへき事、

一 下知なくして陣中人追之儀一切停止之事、

右之条条々堅可守、此旨此外載下知状者也、

慶応元年五月四日

御墨印

一三二ノ三



覚

一 御軍役之人馬負數之儀は、慶安度御定之通ニ候得共、

大小銃ハ増加可致事勿論ニ候事、

但弓隊之儀は勝手次第たるへき事、

一 御行列前後之次第堅可相守、若猥なる輩有之おひてハ

可為曲事、

一 御先手之大名一日代り可相勤候、右ニ準シ毎隊之先鋒

も申合番代り可相勤事、

一 押前之時用事有之行列を離れ候ハ、其趣其筋江相断器械・僕従ハ其場江残し置、用事終は速ニ馳付行列ニ馳付へし、若病人有之候節は、慥成証人相立其筋江断置可申、若証人又ハ断なくして後れ候者は、敵科ニ処せらるへき事、

一 押前之時山谷森林等之所は敵方より伏兵可有之も難計候間、諸隊心付通行致すへき事、

一 騎馬之者用所有之時ハ必馬を脇江ひかせ用を調へ、追付乗へき事、

一 馬ニ沓をさせ候節ハ道脇へ乗のけ沓をかけ、本の馬次江井ひ乗へし、其後如前乗入るへき事、

一 馬はりつく時は後の馬道脇江乗のけ、前の馬次へ乗へく、其後追付可乗入事、

一 乗馬小荷駄共持主之名前何番隊と申事相記し候札立聞之辺江結付可申事、

一 軍中におゐて若馬を取放つものハ過料出させ、口取ハ

其品ニ寄可為沙汰事、

一 御陣中物静に可致候、たとへ何様之儀有之といへとも下知なくして立騒くからざる事、

一 御宿陣ニて毎夜四方江篝火を焚き、御先手番之者ハ式三人にて遠見番相勤可申、篝火之人夫ハ陣場奉行より差出、薪ハ御代官より差出可申事、

但御宿陣四方ニ限らず毎隊ニ而焚候茂不苦候事、
一 毎夜寝す番は一隊ヲ十分一之心得ニ而寝す番いたし、

巡邏懈怠なく相勤可申事、
但頭支配ハ節々相廻り、毎隊之番兵茂是ニ準シ、昼

夜守衛專一之事、

一 御陣中火之用心油断あるへからず、尤火棄之儀は別而念入取扱、昼夜ニ限らず番兵敵重付置相守可申、若誤ち有之節は曲事たるへき事、

一 御陣所跡ハ籠略之儀無之様毎隊諸向隊長之面々、急度心付、組支配下々等ニ至迄敵重可申付事、

一 陣中味方之変を聞、或ハ敵の様子を聞候ものハ、昼夜

ニ限らず早速其節江訴可申事、

一夜討并忍之者警衛無油断可相嗜、敵方之様子ハ昼夜に
限らず穿鑿いたし、其様子ニ依差図次第有之候間、諸
向遠見并間之者ハ懈怠なく相遣し置、敵之様子相探ら
セ可申事、

一 謀書・矢文・捨文・張訴有之節ハ、見付候人其佩にて
大小目付江相達可申事、

一 諸向并頭支配ハ勿論、下々ニ迄公用なくして互ニ往
来いたし候義、無用たるへき事、

一 銘々得道具ハ勿論、御貸渡し相成候器械損失有之節ハ
早速其筋江可申出、若器損失之為に後れを取候輩有之
候ニ至つてハ可為曲事事、

一 落人之儀は男女幼少之者ニ限らず即刻擲取差出すへし
若隠し置者有之おゐてハ曲事たるへき事、

一 陣中ニおゐて伝染病相煩ひ候もの有之節ハ、小屋内ニ
差置申間敷、早速其旨其筋江相断、薬用手当可申付事、

一 御出征中ハ親族之忌服受へからさる事、

但父母之忌ハ三日勤番相除へく事、

一 毎日夕七ツ時御本陣ニおゐて大小目付より合詞合印を
諸向頭支配主人江申渡し即刻諸向并面々之組支配下々
之者江申渡へき事、

但時宜ニ寄り本文ニ拘るへからさる事、

右之条々於違背之族は随科之輕重可被奴敵科之旨、依
仰執達如件、

慶応元年五月四日

- (松平康直) 周防守
- (松前榮広) 伊豆守
- (向部正外) 豊後守
- (本莊宗秀) 伯耆守
- (水野忠精) 和泉守
- (末多忠民) 美濃守
- (酒井忠雄) 雅楽守

横帳原寸 縦一四種 横四一種 九枚

三三三 土岐新兵衛ヨリノ報告書

長州再征ノ件

〔宋〕
「乙丑五月七日」

長州表之動靜取沙汰等承得候形行は、先月廿六日御届申上置、尚亦當時之世評等相伺候処、今般 將軍御上洛之上長州御征伐之向ニ致風説、右為御手当 公義御目付近日当所江下着相成候上、九州表御大名様方御出勢之向ニ專申触、下賤之風評実否分り兼候付、当藩中新井唯右衛門儀は台場掛役相勤、兼而近国之動靜向等致探索候者ニ而心安知人相成居候付、今朝同人所江差越、細密承得候次第左ニ申上候、

一長州為御征伐去冬各国御出勢相成候処、〔毛利敬親・広封〕大膳父子無異儀致降伏候而已ならず寺中ニ走入謹慎致恐怖、殊更慕〔カ〕臣之魁首差出シ且山口之城破布之上上奇兵隊等可致鎮靜段も申出候処より、出勢陣營を引弘候処、無間茂大膳儀は萩城江、長門ニは余多之奇兵隊等相從へ山口城江致籠城、当分ニ至り全悔悟之体不相見得候付、当月十

六日 將軍蒸氣船より御上洛之上 播州姫路迄御進発ニ而、大膳父子江御達之趣御目付江被仰含、伊達〔宗徳〕遠江守様并脇坂中務〔安斐〕太輔様御同伴ニ而、御旗本衆被相添山口城江為幕使被差立、御命令之趣於無承伏は即より今度は御旗本并御譜代大名之分ニ而御征伐之哉ニ茂相聞得候得共、何分両日中ニは大御目付塚原〔昌徳〕但馬守・御目付御手洗幹一郎当所江下着之賦御座候間、其上樋成儀は相分り可申段唯右衛門より承得申候、

一当所御家老小笠原内匠事、江戸江相詰居候処、右就御征伐急務之訳有之、夜白致通行大坂より便船ニ而一昨五日致下着候由、右通重役ニ而便船より罷下候儀は未無之事之由候得共、適々小倉より大坂江罷登居候船ニは、右御征伐為御手当不日ニ 公義役人被差下候乗船用ニ都而差留相成候由、

一大村丹後守様御儀、当三月下旬江戸江為御參勤当所より御出帆相成候処、京都より御引返シ之由ニ而、昨六日当川口江御着船相成、肥前唐津侯御儀茂御參勤之御

先触迄茂当所迄相達、当月二日御国元御発駕之由、然

ニ御中途より御病氣ニ而御引返シ相成候由、就而は御

実病ニ候哉段々承合候処、別紙 公義より被仰渡候一

冊唐津之藩中江戸ニ而写取致所持罷下り候を、御中途

ニ而御披見相成、直様御引返シ相成候由、

右通承得候旁之次第ニ付而は長州御征伐之御模様無

相違向ニ相聞得、不日ニ公義役人当所江差入之上尚

亦承得候形行は追々可申上、尤別紙一冊唐津之藩中

致所持候由ニ而、当町唐津御用達之者写取居、御筆

跡不分明候得共、是以御見合之端ニ茂可罷成存、別

紙相添此段申上候、已上、

丑五月七日

琉球産物方掛
御裁許掛衆

文書原寸 縦一六・五種 横二二〇種

小倉出張
唐物締横目

土岐新兵衛

三三 南部弥八郎ヨリ西郷大久保等四人へ

蒸氣船注文ノ件

御軍船御注文之儀ニ付、一蔵様江御問合申上越候趣御座

候処、(兼田)伝兵衛様より三月廿七日付ニ而被仰越候御問合之

趣相達、委曲承知仕候、右は三月下旬絵図面并船製造仕

様帳等差出候ニ付、(福舟)勝安房守殿江内々御相談申上候処、

御同人存慮之筋も有之、其折柄緩急之事情議論之旨も御

座候ニ付、最初被仰渡候御趣意之通、私共限何分決断御

調文も仕兼候儀ニ付、堀平右衛門御用上京便帶刀様・(小松)佐

次右衛門様江申上越、其後書面を以佐次右衛門様江尚亦

申上越趣御座候処、右は其 御地江御廻し相成候段被仰

越候付而は、既ニ御一覽被成下候儀と奉存候、右様之儀

ニ付、右仕立帳一ト先翻訳為仕候上と之相談ニ而、英学

者福沢諭吉江篤と申談候処、右は船仕立ニ付夫々之ケ所

ニ寄木品何をもちひ、或は釘は何様ニいたす等、殊之外微

細之所迄相認候書面ニ而、翻訳仕候とも物名等中々相分

り不申、去ながら出来之時分現品ニ引合夫々質問いたし

候得共、精粗好悪共相弁し候事ニ付、於御注文は此書面尤
大切ニ有之、幕府ニ而是迄注文等ニ右様之書付類差出候
事共更に無之、余程入念取計候儀と被察申候旨申聞候間
一卜先請負英人江応接可仕と存候折柄、御趣意之御旨被
仰越候ニ付、則右之趣ヲ以来ル十一二日頃応接之上、巨
細申上越候様可仕と奉存候、尤当中急被差立候前ニ応接
仕度奉存候処、先達而より 大樹公上洛等ニ付品々風聞
認物等有之、何分運兼候付、右日限迄延引仕、便宜を以
早々申上越候様可仕と奉存候、此段柴山良助江も申談御
請旁申上候条、宜様御取成奉願候、以上、

但本文之趣撰津様(倉入久高)江別段不申上越候間、宜被仰上被

成下候様奉願候、以上、

丑五月八日

南部弥八郎

簗田伝兵衛様

大久保一蔵様

西郷吉之助様

市来正之丞様

尚以琉球江異船相越候儀ニ付而は、是亦被仰越候御
趣意ヲ以、極密相論置候様可仕候、外国風聞等之趣
申上候儀ニ付被仰下候趣、恐入難有仕合奉存候、此
段も申上候、以上、

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第四卷第三四九号
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一八糎 横一二糎

二三三 横目土持平八ノ長州事情探索報告

長州諸隊戦書

共二通

一三二四ノ一

〔端裏朱書〕
一乙丑五月十一日〕

長防之動静先達而申上置通ニ而、其後相変事新敷承得候
儀無御座候得共、当二月初比より熊本藩寺尾太門・田上
仲介兩人為聞合、芸州広島より岩国又は徳山領迄も致奔
走、同三月同人共帰掛於小倉致面談、段々承得候儀有之、
且此節交代被仰付乗船より帰帆ニ付諸国致汐繫候浦々江
流入候雜説等探索仕候旁之次第左条ニ申上候、

一寺尾太門等江承合申候処、奇兵隊共事、去冬時分より三田尻辺諸浦々山口又は亡益田右衛門介領須佐江相掛致分居、其砌五卿方筑紫江御移座相成候際限ニ依而、長府領分隊之一徒は五卿方五藩江御引渡之処随分致承服候得共、須佐滞留之同隊服心不致、剩商家江踏入致乱取候拳動有之、萩之番頭粟屋帶刀一手之人数召列、兵器迄も携為鎮撫須佐江出張致説得候処、帶刀兵力を以人氣折之意味ニ曳受、激論約兼其場一旦曳取候、同夜暴走より不意ニ夜撃を懸られ、帶刀少人数故利を失ひ、斯而財間新之丞等遂戦死、無為方鉾を曲而退居等之折柄、帶刀一味之輩援兵として追々駆加勢ひを得、漸く取押候得共、其後兩三度及戦争、夫より益々致涉騰候付、逆徒為退治既ニ萩より撃手被差向御軍議ニ候処、末家清末より再往鎮靜之使者勤、強而大膳様江願出御免許之上、山口江參陣説得いたし、併其時諸隊江清末之応接振等相分不申候得共、大膳様江白封を以致上書、山口より直様自領江曳返し、其後萩江登城不致、

依之吉川藩中評論之趣ニは、清末之領内山口辺暴徒分居之間ニ挟れ、脱体微力之小家、兼而彼等ニ致恐怖候処より前段説得之使節却而内心ニは凶徒ニ情を通し候半哉之嫌疑も有之、然ニ清末曳取後諸隊暴動増長ニ及ひ、吉川堅物^(監物、経略)不得止御征伐之趣屢致建議、御両君御許容相成、当正月末二月朔日ニ相懸長門様^(毛利広封)ニも明倫館迄御出馬相成、堅物ニは凡四百人余之手勢曳列国境柳井迄致出陣場合之処、本藩柏村主計・山田宇右衛門・野見右衛門等同二日山口江出張、諸隊江談判之趣意は、別紙戦書ニ載処之掠梨藤太其外要路之奸臣等、最早君則退られ、有志之士追々御撰挙且昨夏 京師変動後之御国辱被為雪度思召ニ而、

皇国之御為御尽力之処は聊已前ニ不被為変御趣意ニ候間、軽々敷邦内ニ干戈不動様臣子之名分をも致覆勘、速ニ令解兵、左候而、天下之通路江屯集往来之諸人等江妨不相成辺野ニ致潜居可然段、程能致理解候処、暴徒より相答候ニは、戦争更ニ好所ニあらずと雖共、御

追罰之時機ニ臨ミ難忍雌雄決度必死存詰罷居候得共、
訳筋ニ依而は何ぞ承服不致心底ニも無之、去は此内大
膳様御父子方より追々御沙汰之趣、

皇國之御為致勤勞候は、往々知行被成下との御命令ニ
応し、去夏 上京已來是迄艱難辛苦致したる其御取持
可有之哉、且又當時出頭不義奸佞之臣悉退られ、勿論
尊王攘夷之道被為望可然、其路ニおひ而ハ随分領承可
致旨申答、其場主計等三人之説得ニ半服納得為致形ニ
而 引取、右形行主計より御両君江具ニ申上、吉川ニ
も同断、夫より長門様ニも御帰城被成、堅物儀も致退
陣、其後病氣と唱、萩江登城不致、然処岩國領江浮浪
輩等拒而不入付候処、堅物家來本家之領土不為踏様互
ニ取締敵數有之、若哉暴徒侵入致し候は一戦可及決定
ニ而、只今籠城同様之致手配、國境山岳江相凶之為松
火矢等仕懸、或は陸地江炮台ヲ築諸所江關番所取拵、
將又驚破之時芸州侯(後野長訓)よりも御援兵之御約定罷成候由、
一前条柏村主計等より諸隊江鎮靜之説話入候節、知行被

宛行度諸隊より願意之趣、且主計より之返答は勿論御
所持振相分不申、跡以段々承合候処、知行御扶持米被
成下、夫より平穩被成候哉ニも風説有之、然ニ大膳様
御親子御間御隔心ニ而、諸隊より長門様致扈從、再ひ
山口之城守返し籠城被成候哉ニも申触、又一説ニは、
御父子方俱ニ陥入奉り、暴徒御同意ニ候得共、脇々響
合之為右御鎮靜有之との作説起候半杯、雜説区々いた
し、謀実何れ之筋取留難申上様御座候、乍然吉川領江
侵入可致世評は諸國湊々江流入、右熊本藩広島辺ニ而
伝承之趣相變不申、左候而、当分諸隊頭取高杉晋作・
赤根武人等ニ而、此已前益田・國司等如き曆々大身之
者不罷居、自然我不劣隊長之権柄掌握之暴威ニ募、無
故同隊暗殺いたし候事共多々有之、將又防長諸浦々江
是迄本藩其筋役々より触渡相成候法則も不被行、何事
ニ不寄諸隊より取捌いたし、商民承服不致者は直様殺
害ニ及ひ、又叮嚀致会釈者江は恩義加候儀共有之、然
ニ去冬より同國端々浦人迄も一同謹慎之勢ニて、鳴も

の等禁製相成候処、近比ニ至り而は先々通不相変通商不苦候段申諭、追々遊惰之風を起し、諸所江踊芝居等為取企候由、

一右太門等より伝承仕候処、当時何方之他藩ニ而も名義正敷者は岩国領江入込候而も不相拒、至極叮嚀致会積候得共、長滞在不為致、如何様子細可有之哉之旨吉川家来共江太門より為致尋問由御座候処、返答之趣ニは堅物事因循姑息之致周旋、終ニ本家可得為之奸策を以他藩江交結ひ候哉と悪様ニ言触し、又或時吉川家中和親之友達名前相分不申候得共、互ニ取遣之似文相認長門様可奉暗落(殺カ)隠謀取企候趣意書面ニ相顯し、右之蜜書暴徒より岩国領ニおひて窃ニ拾得、萩江持越候筋ニ取繕遂披露候処、大膳様御親子方始官中一座仰天致され段々御穿鑿有之、謀書と申事跡以明白ニ相分、夫より漸く疑も相暗候儀共有之、右ニ準し様々無形浮説受大小嫌疑之目廉有之、別而心痛ニ堪入次第ニ而、恥敷詛柄ニ有之候得共、彼是致推量可呉段堅物家来涙を流し

右太門江致説話候由、

一肥前唐津小笠原佐渡守領呼子浦城下より五里程相隔湊口江、台場三ヶ所且津口番所式ヶ所有之、一身者より致勤番、其外大炮隊士分より拾人余繰廻ニ而城下より混と繫動致し、当時旅人取締嚴重ニ相見得、尤先月初比長藩三人国名等相謀長崎表江廻船掛、呼子浦江致汐繫候を見咎られ、程能追払候儀共有之由、

一松浦肥前守領平戸之城海岸ニ築顯し、同領田助浦より海陸俱半道位も曳隔候場所ニ而、津々浦々江台場数ヶ所有之、専天山流被行候形ニ而、台場又は広野ニ多人数出張、毎々致調練等、当時随分士風震立、銃武盛之形ニ相同れ申候、然ニ小笠原領隣国ながら藩中之交不親取沙汰有之、段々承合申候処、先年来より松浦侯萩様御親和ニ而、昨夏時分比迄は長藩共平戸江毎々相渡候得共、京師之一拳ニ付音信相絶候処、又近比より防長之浮浪輩等相見得候哉ニ取沙汰有之、然ニ小笠原侯脱体御譜代家ニ而、御隣国柄政事向旁御檢察之趣一

々幕府江御蜜奏有之、畢竟右体之処より御不和被相成、然ニ呼子浦等ニおひ而は、長之国是至極悪様ニ申候得共、平戸田助辺ニ而は防長致美嘆候形ニ相見得申候、^(箱懸)一大村丹後守領松島之儀は、城下より十八里程相隔廻三里之端島ニ而、炮台等も無之、士分浦横目一人、一身者大庄屋、都合兩人島元江致在番、耽と国之形容分兼併防州之金恵丸船主名前等不相分候得共、平戸より松島・樺島辺江每度入湊滞船中、酒色ニ耽敷多之米錢費、夫而已ならず浦人等致合力候儀も有之故、如何様積荷余計之商売いたし、得用筋ニ而も有之候欵旁承合候処、無其儀徒ニ廻船致し、左候而、乗頭之者兩三人は凡下体とも不相見得、長より之廻者ニ而は無之哉評判仕候、然ニ松浦領平戸并大村領松島より御領樺島辺ニおひ而は、萩様御名誉一方ならず、仮初ニも悪敷は不相唱、甚敷ニ至り而は去秋馬関江外夷船襲来戦争之事さへ全長軍得勝利、異人地雷火ニ係忒三百人致焼亡、又は昨冬御長征各軍被差向候得共、山口之城堅固成る故御擊

入難調処より御猶予寛大之道ニ運立候様致下評、左候而、関東之御政道致誹謗、右は畢竟奸智深き長藩昨年より所取之農・町兵等其道得手之職分を以、商人・船方・大工等賃取稼品ニ姿を變、諸国江紛入、彼より人を以令言、自国之美を飾、他邦致誹謗、前条金恵丸等之手段ニ而廻込、御譜代等ニ而故障付国柄江は因・備・芸州等之国名謀候儀も有之、尤樺島辺は纒耆里廻有之小島、素取締之役筋不罷居場所ニ而長防ニ不限諸国より浮浪体之者流集、当分山口之者入込候由、将又近來ニは幕府之手先長崎より天草諸所江差廻し、御譜代家等之手弦より導入候者段々有之形ニ而、且遠国ながら会津藩ニも同断、右外九州ニ而は熊本・久留米等よりも無油断、当時長防之動静は勿論、各国之形容相同候形ニ相見得申候、

一右ニ付防長之国是、君上臣子之内情追々他藩等より伝承仕候評論ニ応し、猶亦觀察仕候処、乍恐大膽様臣子之堅愚奸曲之御見留無之、近來御側ニ暴臣を御近寄、

良臣を退られ、

勤王攘夷を名とし、公卿方江手弦を率合屢暴計被致候、其機会ニ臨、去亥年已来未前ニ時を識機を察せし譜代恩顧之士令痛心、傍觀ニ過候者も有之、或は不得止致忠諫候ても讒者要路ニ登而忠言を破己之徒類語ひ求、頗若談野説之暴論得失利害不考候暴臣浮浪輩之拙策ニ浅間敷も迷れ候処より、終ニ大盤石之基を被為失ニ至り候も、畢竟御国政不正、賞罰不明、御徳化無之、方今御国難到来、吉川堅物活然として尽力及び候得共、一己之力不足ニ哉、穩順一致之道不開得、無為方不平懐微意隔居之為体、然は得益田等三暴臣御誅罰後ニ至り、于今清廉之良臣御撰挙無之、夫故堅物之周旋難被尽、凶徒時ニ生れ致蜂起、人心別離隔意之有姿、諸民時勢ニ怠様々之国論建党を結び、紛々之人氣罷成、依而は小邦と違ひ大国幣乱之端緒ニ係、再ひ太平之化ニ被沐候期有之間敷哉、觀察仕候、

但諸隊より粟屋帯刀江差送候戦書老通相添差上申候

右通御座候、以上、

丑五月十一日

横目勤
土持平八

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六三七号
文書ト同文ナリ)

一三二四ノ二

諸隊戦書之写

昨年秋季師變動之後御両殿様深御憂慮被為遊、御恭順御尽力被為遊至不得止候而も、年来之微衷以死奉報鴻恩之外無之候付、其節ニ至而は一致いたし尽力候様被仰聞候付、乍恐御意之旨深奉体居候処、奸悪邪佞偷安苟且之臣其節ニ乘シ、冥頑不靈不忠不義之徒ヲ嘯聚シ、かしこくも君上ヲ朝敵ト申立、御恭順ニ事寄、要シテ萩御帰城ヲ奉促、椋梨藤太其外之奸物要路ニ登、正義忠讜之士ヲ退ケ、剩太夫其外之正史数十人ヲ斬戮シ、或ハ幽囚投獄シ、且御屋形ヲ毀チ、関門ヲ破リ、所謂清光寺党ヲ楯トシ、御国是ヲ変シ、恐多モ御名義ヲ天下へ失セ奉リ、未曾有

之御国辱ヲ引出シ候ニ付、私共不憚忘諱去冬來數度數願書ヲ奉候処、御前ニハ尤之義ト被思召難有奉存候、然処彼奸臣トモ讒佞奸謀ヲ以テ塵散シ奉、妄ニ居意ヲ矯シメ、遂ニ今日ニ至リ而ハ、諸隊追討之御廟議一決、既ニ太夫其外先鋒トシテ御出馬被為在候由、干戈ヲ邦内ニ動シ候事臣子ノ至情不忍儀、泣血之至候得共、事至于此候儀ニ付、可及御一戰候、尤私共目差取は壳国無君不顧御国辱、掠梨藤太・岡本吉之進・中川宇右衛門・諫早乙次郎・工藤半右衛門及財間新之丞・進藤吉兵衛以下之清光寺党數拾人ト一戰決雌雄度旨、太夫其外之面々ニ於而ハ御国家ニ取リ寸怨無之候間、無謀岡本吉之進首領只今御渡シ被下候而、早々御引取御国是御挽回之御尽力、為御国家肝要と奉存候、泣血再拜、

乙丑正月

栗屋帯刀殿

諸隊各中

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六三七号
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・五糎 横七四五・五糎

二三三 市来六左衛門ヨリ長崎伊地知壯之丞へ

綿船賠償金差引云々

修覆向之儀茂何様之運ひ相成居候哉、是又取しらへ被申越候様有之度段も致承知候付、旁被相舍相連次第早々形行取しらへ御返答可給候、尤前条平運丸着之上御買上願之儀は、小倉沖焼失船料金差引算面等被振付候懸念もなきにしもあらず、依而旁此節は先ツ御取止之方可然故、夫等は御自分御勘考も可有之存ながら、此儀も申越候様帯刀殿より致承知候付、此分御掛合申越候、以上、

丑五月廿二日

市来六左衛門

伊地知壯之丞殿

文書原寸 縦一四・五糎 横九〇・五糎

二三六 山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ

国事掛増加、岡崎調練等

「(包紙ウツ書)島津中将殿

見

○(朱「緘」三ツ同ジ)



「

楳雨殊ニ濛々敷候、随分〱御加養專一ト存候、并石見
上・町田以下無相替精勤候間、御安心可給候、不備、

其後は御無沙汰、扱々失本懐候、先々御安康哉、猶承知
候、小子無事乍憚御放念可給候、京師も

公武御一和万事御委任申入候、先々静謐の形勢ニ候、御

安心可給候、併例ノ風説離間説へ行レ候而苦々敷事ニ候、
国事掛りも右之父子・九(義仁・熾仁親王)九条道孝(一条実良)鷹司輔政)・一・鷹被加、合十人ト相成候、

不測ノコトニ候、此間へ岡崎ニ而調練見物、扱々見事〱

之事共甚以而感心候、小松帯刀・大島(西郷隆盛)以下種々取持、深

々忝存候、

内大臣殿同伴甚御満足候、御気色是又忝存候、御便りの

節宜御一声希入候周防殿御上京は如何哉、日々御待申居(久光)

候、両高崎如致何し居候哉、村山(斎助)・志々目風説不宜候ニ(歌志)

付如何ト存候、猶御憐恕希入候、さぞ〱急度御心得に
も相成候、万端承り申入度候へ共、浮説ハ申入がたく、人
界ノ趣ハ小松以下より不絶申入事ト存候間、令省略候、
又々後便ニ万々可申入候也、恐謹言、

五月廿七日

見

島津中将殿

机下

文書原寸 縦一六糎 包紙原寸 縦三二・五糎

横四五糎

横四四・五糎

三三 石垣銃之助等ヨリ大島吉之助等へ

ロンドン着ノ報告

「(封筒)大久保市藏殿

養田伝兵衛殿

大島吉之助殿

石垣銃之助

上野良太郎

「

先度ゴールより申越候通、飛脚船乗合多、此方人数はボ
ンへー江相廻候筈ニ而、同所四月廿四日出船之処、ボン

へーへ同廿八日着、則日飛脚船乗替一日滞船ニ而、同晦日同所出帆、テーデンへ五月七日着、一夜滞船、石炭積入翌八日同所出帆、シユイスへ同十五日昼時分着、則夜蒸氣車ニ而アレキサンデリヤへ発車之処、同十六日昼着直ニ飛脚船へ乗込則日出帆、同十九日セルタへ入港、石炭積入則夜出船、デブラルタへ同廿三日夕着、一時計滞船直ニ出帆之処、昨廿八日未明ソーツエムプトンへ着船、夕七ツ半時蒸氣車之手当相整発車之処、則夜五ツ時分ロントン客舎へ着、一統異儀無滞罷在候、余事申越度候得共、着涯大混雜ニ付英着之一左右迄、此段申越候、以上、

丑五月廿九日

石垣^(鏡)統之助

上野良太郎

大久保一藏殿

蓑田伝兵衛殿

大島吉之助殿

文書原寸

縦一一・八寸 封筒原寸

縦一一・七寸
横三三・二寸 横 五寸

三三、長崎商人？ト薩藩トノ清国貿易ノ件

御面会之上御直談申上候次第左之通、

一御国元島ニ而唐方商法之儀御取組仕候事、

一荷物島元江御揃方御都合相成候ハ、私方より帆前船

式艘計手当仕、右島江差廻荷物運漕為致可申事、

一此商法ニ付、別段蒸氣船本国ニ而造立可仕候事、

一右造立蒸氣船代銀等之儀都而私方より出銀仕置候得共

此内半高は御国方より御出銀前ニ付、一ヶ年ニ銀錢百

枚ニ付六枚宛利足被下候事、尤残半高之儀私方より出

銀前之事、

一此商法自然故障相付又は時世相変御取止之節は、右蒸

氣船之儀、都而御国方江御買請被下候事、

一商法利潤損亡共ニ半方宛可存事、

一ヶ年ニ式度勘定可仕候事、

一御国元ニ而は荷物買集之上島元迄御積送、私方ニ而は

右荷物島元ニ而請取、唐国諸所ニ而売捌方之事、

一島元諸都合向精々可然御取計被下候事、

一 荷物直段高料相当り商法被相行不申候節は、御取止之事、

右之条々御取極申上置候、

丑五月

文書原寸 縦一四・五極 横一五二・五極

一三三 和蘭コンシユル「ボードエン」ヨリノ共

同營業規約及「ゴロウル」商社トノ共同

營業規約

林徳左衛門等ノ伺書

三通 合五通

一三二九ノ一

「表懸」
「上」

此節御内条ニ付相考候次第左之通仕度奉存候、

一 御国元口永良部より唐国江相掛候商法ニ付、利徳損亡

共ニ半方宛双方可存事、

一 初ハ蘭ノ帆船を以荷物運漕仕、追々蒸氣船新規ニ打立

右船と引替ニ可仕事、

一 蒸氣船新規打立之上は專唐国運漕而已ニ造立仕申候事

ニ付、此船造立代銀双方より相弁可申候事、尤代銀惣

而私方より出銀仕置、内半方ハ私之存寄、跡半方ハ御

国より御存分之事ニ付、年々銀錢百枚ニ付六枚ツ、利

足被仰付候事日本利足五、
朱ニ当る

一 此節之御一条自然故障ニ而も差起り、御取止ニも相成

時宜ニ成立候ハ、新規打立之蒸氣船御国方江御引請

之事、

一 唐国江荷物積入往来之節は、紅毛之旗印ヲ立置、口永

湊口江参掛候ハ、御定之旗印くり替可申事、

一 荷物請負銀之儀相掛可申候事、

一 私方は口永ニ而荷物請取、口上唐国ニ而売捌方可仕候、

御国方ハ荷物諸所より御買入之上口永迄御届之事、

一 六ヶ月目ニ惣算用可仕候事、

但半年之事也、

一 往々時世相代り、自然商法之品々直段之高下引当り兼

候ハ、速ニ勘弁候付取止可致事、

一御国蒸気船多艘被為在候ニ付、速ニ御修覆被御加、此節之運漕ニ可成御用ひ被遊候ハ、少々ニ而も御為よろしく候事、

右十ヶ条別紙蘭紙ニ有所也、

一出銀双方共ニ無利足、

一双方出銀之本代不同有之、余計出銀仕候而も無利足ニ可致事、

一本代金は時々相渡、可成丈ヶハ心配仕銀高都合可仕事、

一此度之一件ニ付荷物運漕之為、今老艘之大船新規御打立之代金之儀、御国方より惣而御弁之事、

一双方本代ニ相備出銀之金私方ニ而は別段ニ仕置、毛頭手も掛不申候、勿論唐国より売立代銀到着仕候ハ、

早速御しらせ申上、御入用次第右金何時も御渡可申事、

右五ヶ条約定之内也、

右拾五ヶ条和蘭コンシユルボードエン江約定書

一本国御詠船新規造立之儀御取究之事、

船長 馬力之事、

此船当座見合御国許より否可申越、

一長御奉行所より近々御金御払渡有之筈、尚又明日より催促仕、速ニ元代御渡可申上事、大概此涯五万両程も御渡申上、跡ハ往々差上候事、

一北国其外江御手当共相成候ハ、横浜江手紙を以申遣候ハ、金ハ何程ニ而も御渡可申上、其都合共相成候ハ、旁仕合之事、

一正銀江戸も凡三万両位之高持合申候、是も近日横浜江相廻シ金と引替仕、右商法之方江御渡可申上候事、

一近日横浜より銀錢五万ドル積參候筈ニ御座候、是亦於当地ニ老歩銀ニ引替、追々御渡可申上候事、

一此節別段ニ過急之御入用ニ付、火輪船老艘^{上海}間^{ホソコン}之間

ニ而御買入方之事被仰付奉畏候、右は当地之振合より

直段余程相違仕、格別御為宜敷儀ニ付、屹と御世話仕申候間、尚明日も御談示可申上候事、

右は当座之内話ニ御座候事、

冊子原寸 縦二八・五種 横二二種 六枚

一三二九ノ二

(表紙)
「上」

表通井筒・待岳・河浪に会し、彼之領地なる逢島にお
ゐて一致の商法を取行ふため、長崎・横浜・上海にあ
る商人ゴロウル商社と茲に約定する事明白なり、

一一方は右三人、一方は右コロウル商社にして、則右一
致之商法たる左の廉々を取極、且左の時限及ひ仕法を
互に一致して、正直に取行ふへし、

第一

一此方は右三人關届商法の荷物等積卸のため、且商法を
取行ふため逢島の内アイシ村の港内に蒸気船又は帆前
船を差越儀ニ付而は、コロウル商社の旨に任せ免許を
与へ、同所に在る中充分商法を遂さて、則其商法を遂

る蒸気船又は帆前船江は十分の守護を与ふへき事、

第二

一此方は其配下之者を以大坂又は日本中の諸市場にて、
白米等双方にて商法に可成と勘考する品は、市場誠実
の代価を以買入るゝ事を心掛へし、右買入之ためにハ
産物を得へき諸場所江其配下を差越儀取極候事、

第三

一買入之諸品ハ此方の蒸気船にて雜費を不掛逢島江運送
いたし候事、

第四

一此方は売買の諸勘定を誠実正直に為して、右コロウル
商社江一見為致候ため、同人等の配下たる矢間多江其
勘定書を差送候事、

第五

一諸品此方の蒸気船或は荷船或庫内に差置、中ハ此方の
守護にて其の運命に因る所なり、依て其中難船火災其
外にて差起所の損亡は、此方の損失ニ候事、

第六

一 コロウル商社は逢島江蒸氣船を差越、買請ある諸品を積入、上海又は其他の都合能場所江都而雜費を不掛運送いたし候事、

第七

一 コロウル商社又は其配下を以て積請し品物を運上所税銀之外、都而雜費を不掛可相成最上之直段に売掛、双方一致之勘定之内に相立候事、

第八

一 コロウル商社は無延引諸売買の差引書を矢間多江一見為致候ため、長崎に在る同商社江差送候事、

第九

一 矢間多屋及ひコロウル商社は四半季の末^{三ヶ}月毎に勘定の差引を立、利損を分ち、其半高は則三人及其配下にて之を得、尚半高ハコロウル商社にて之を得候事、

第十

一 極秘密の儀ニ付双方互ニ相慎、決而日本人英人の差別

なく三人及ひコロウル商社にて双方熟談之上差免し候者之外ハ一切此義に加入不相成、且逢島之外他の場所にて商法取行ふ義不相成候事、

第十一

一 諸品物コロウル商社の蒸氣船荷船又は庫内其外ニある中ハ、同商社の守護にて、火災難船其外より差起ル所の損亡も其運命なれハ、同商社の損亡に候事、

第十二

一 一致の商社を取開くためコロウル商社より右三人及ひ其配下の手江拾三万ドルラルを差出、此高之内拾万ドルラルは白糸又は其他希望の品物を買入の用に備へ、残り三万ドルラルは手に入次第又余品買入のため備へ置、此商法にて利益あらハ其為に備へ置へし、乍然若コロウル商社にて損失又は不都合之儀と勘考する時は右拾三万ドルラル又は其内を取戻すへし、其義無之相当とする迄は差出置候事、

第十三

一此一致の商法盛になりて利益もあり、尚召仕ふへき者も数多相雇、其上にて商法を不都合なく取行ふに要用とする高の金子ハ、右一致商法の内にコロウル商社より相備候義取極候事、

第十四

一コロウル商社より右高のトルラルを差出次第三人は其配下をして右三万トルを以て余品買入之儀、且拾万トルラルを以て白糸買入之儀速ニ取掛候事、

第十五

一一致商法の事件は、此日付より五ヶ年之間充分強力ありて、其中ハコロウル商社及び其配下の者に限り逢島に於て商法の免許を三人より相与へ候義、茲に取極候事、

第十六

一五ヶ年之終にハ諸勘定全く差引相立、金子不残三人又はコロウル商社共利損を除き、全く双方に方割可致事、

年号

井筒某印

月

待岳某印

河浪某印

冊子原寸 縦二八・五糎 横二二糎 八枚

一三二九ノ三

(表紙)
「上」

白糸買集方ニ付而は、村田外屯人兼而奥州出羽・越後之土地は能案内之事ニ而、買方ニは最安相円可申哉ニ奉存候得共、白糸直段唐異國時々変化仕候間、此節新糸より御買入方ニ付、乍恐愚考之程左ニ奉申上候、

一去秋より当春白糸直段異國大キニ捌ヶ宜敷候ニ付、右ニ準唐国并横浜次第二直段昇立、一昨亥年之直段より凡銀目式割程も高価ニ引上売買仕候、然処当春ニ相成白糸異國之直段行当り、凡壹割位も相下り為申由、夫か為に英の大商人何某横濱・上海等江出店ヲ構、白糸専

ヲ取扱候大商人、旧冬より当春迄白糸千丸余買込積送候処、いまた本國迄荷物皆目不届内より、此節白糸の直段下落ニ打合、唯今之相場ニ而凡銀錢四拾万枚位之損亡ニ相及候由之評判仕候、右旁之処を以愚考仕候ニ此節新糸之儀昨子年同様之直段ニ而は、異人共江は買方仕間敷奉存候、然ルニ日本白糸出產之國々昨年之振合を以直段強氣ニ相心得、急ニ引下ケ不申候、右ヲ買方より無理買ニ相掛候ハ、無益之商法と奉存候事、

一 当年白糸下直ニ相成訳は、アメリカ戦争平定より綿之価大キニ下落百斤銀錢十二三下ル之品戰爭時分、四五十下ル迄、當時十七八下ル、綿下落仕候ニ付白糸迄も氣配相下候、是迄アメリカ兵乱中は英仏綿商人・職人綿仕業一切無之、職方相休、無坳白糸仕業而已仕、或は毛物織方計之処ニ此比弥平定相成、アメリカ持廻之綿積出等之事ニ付、自然と綿直段相下、夫ニ準し白糸迄も下落仕候、其上近年は唐國之兵乱相鎮り、白糸作業は弥増ニ作広、且亦当春唐國雨勝ニ而桑の木盛太ニ御座候由、糸作至而宜敷と之事也、日本

ニ而も東國其外兼而白糸出產之場所は勿論、其隣國迄も糸作業相助、仮令糸不作と申候而も毎年出来増ニ罷成哉ニ奉存候、左様之儀ニ付異人共ニも新糸買方は勘考仕、自然と國々下落仕可申欵と奉存候、

一 每年新糸其國々ニ而買円は六月比ニ買集、七月盆後より京撰・横浜等江持出候得共、前文之訳合ニ付此六月御買円方之儀暫時御見合、其内ニ世間之模様并唐異國之振合得と御探り之上御買入之方可然と奉存候、併余り十分見合過候而も、却而他ノ商人より被買取候訳も御座候間、右旁は兩人之思慮も可有御座と奉存候、

一 洋銀當時大キニ高価當時六十四兩下、直五十六七兩、当地并横浜之間ニ而洋銀と沓歩銀操替方之商法相企、當時は沓歩銀ヲ相集置、追々茶・白糸直段下ケ、詰之時右沓歩銀を以買入申候ハ、余程利口ニ相付、少々茶・白糸高直ニ買入候而も元代銀錢之利潤を以買入候ニ付、割合宜敷候、

一 銀錢直段相下申候節は、矢張白糸も下落仕候、右は異人元代ハ都而洋銀之法立ニ付、銀錢直段高下ニ付諸品

高下御座候、唐国上海之洋銀相場ヲ目当ニ仕候、上海

洋銀唐銀七兩或三分より
八兩位迄之間ニ而始終高下変化仕候、異人は此直段

之工合ニ而五六部も相違仕申候間、此掛引ニ而売込方

ニ種々相違仕候、全体白糸は薄口銭之商法ニ而、異人

共ニも年中ノ平均五歩年欵老割位之利ニ相廻リ可申哉ニ奉存候、併

銀高莫太之事故、利潤相応相見得可申と奉存候、

一奥州并出羽庄内彼近辺之白糸御買門之上は、越後新潟

方江荷物津下御弁利罷成、尤荷高相備候上御国船より

御積下、積船之儀至極糙成船より御撰、六七月はへ風

時分御取仕立、秋風ニ帰帆仕候様御都合可然奉存候、

一白糸本代送方之儀村田大坂出立之砌、其身才領仕応し

丈ニ而、其後之送方は凡六月中旬比より内ニ越後新潟

迄蒸氣船を以御仕送、此帰帆ニ米積下候事、尤六月中

旬より内ニ自然白糸ノ下直ニ而手ニ入候欵も難計候間

可成丈村田出立便より持越候方可然と奉存候、途中御

懸念は別段付添人御加被下候御都合ニ而御仕送可然奉

存候、

一長崎より唐国之模様時々書中以掛合仕候節は、大坂江

書状同所より仕立飛脚以越後問屋又は何方なり共兩人

居所ヲ申残置候様被仰渡候事、

一糸買入請取方并津下才領新潟より金銀持運ひ、往来旁

余計手数相掛候得共、多人数ニ而は却而害ニ罷成、又

は御国人ニ而は一涯目立申訳も御座候付、可成人數御

減少可然と奉存候、兼而兩人彼地之手先又は問屋等糙

成ものも有之筈、右旁人數召仕候事は同人共相好候も

のより召仕候様御沙汰可然奉存候、

一越後新潟へ金銀取扱送方白糸請取積入、且米買入方ニ

付大要用之場所ニ御座候間、至極糙成人柄より老人御

差出、此もの召仕ニ式人計御添被遣候ハ、用弁可仕

哉ニ奉存候、

但白糸津下し才領并金銀之持運ひ又は米請取旁之為

一米買入方第一新潟宜敷、尤直段も下直ニ相付申候得共、

運漕ニ付遠海之場所ニ而往来幾度も出来不申候、雇船

ニ而は不相叶御儀ニ付、当秋迄之処は蒸氣船式艘を以

兩度ツ、運漕仕、凡米壹万石御買下

尤是ハ急ニ御買付之上ニ而六月ハ蒸氣船ヲ積ニ御遣、積船先キニ御仕出相成候而は米之価ニ相障り可之事

申候、

一 往々米買方ニ付而は新瀉ヲ第一と御定、此処ハ遠海之

所ニ而評判も世上ニ薄米所ニ而、直段も安直ニ相付、

少し運漕之愁イ御座候得共、明春より御国売船大五艘

計別段御仕立、蒸氣船も式艘御宛行罷成候ハ、此秋

新米式万石買付彼地江田置候方可然奉存候、尤北国船

九月末切ニ而強寒之処ニ而、大坂廻り米積船通船相留

り、其節新瀉米直段下落仕候間、此時買付明春迄田置

候事、

但米積下御国船之儀三島下船ニ明春島元より春登り

仕申候ハ、いづれ白糖方相初申候ハ、春登り

砂唐も積足輕目ニ相成、大坂御仕登ニ上り候時ハ

外船々之砂唐を積合申候ハ、船手明船も御座候、

右船より相応之運賃を被仰付、北国江米積被仰付

被下候ハ、船主も難有奉存候、右船三四月三島よ

り上着、五六

月北国江直走り、八月山川江下着、夫より持前之船、働キ、島下仕候様被仰付候ハ、可然欵と奉存候

一 下之関は北国米入船時分は米買場所ニは最上之所ニ御

座候処、近來は御案内之通ニ而御座候ニ付、当時米買

入方専兵庫ニ而、頃日商内御座候、右兵庫直段は日々

大坂相場高下ニ而商内御座候、然ルニ大坂も存外高価

之砌も御座候得共、又国方より下落仕候時も御座候間、

其節は無油断買入方仕候様、尤此六月迄ニ四五千石は

御買入被遊候而も御仕登砂糖積熨帆便ニ相応之運賃ニ

而御積下被遊候ハ、却而御弁利宜敷哉ニ奉存候、右

米買入方ニ付而は、買入方兵庫・大坂之人より買入、

其米を御国商人江買入候様之御手数を以御取入可然、

無左候而は直段ニも相掛、且又兵庫之米主は北国人計

ニ御座候間、新瀉江も相響キ旁御都合ニ相抱可申欵と

奉存候、

一 中国并芸州米御買入方ニ付而は、兼而芸州御仕組之訳

合も御座候ニ付、少しも目立不申哉ニ奉存候、広島辺

之米ハ米柄余り宜敷無御座候間、此米より早く島下可

被遊候、且四国辺之御取組、九州豊後岡米杯ハ〇印を以御取入之手数も御座候間、夫等之事は御賢慮を以御取扱被仰付候事、

一筑後肥前米は毎年老万石位は御国元江御買入相成申候

間、彼兩國ニ而老万五六千石 内五六千石古米、老万石新米、然共彼地

振合を以御買下可然奉存候、此代銀之処過半〇印を以

御払込之任組ニ而、誰そ取馴候もの買ニ御濃被仰付、

專〇印捌キの為と 御趣意被仰渡御都合罷成候ハ、可

然奉存候事、

右高崎覚兵衛・中村八左衛門兩人より申出候書付、

冊子原寸 縦二八・五糎 横二二糎 一〇枚

一三二九ノ四

〔表紙〕
「上」

一彼地之俵ニタ通り相届申候間、此節御持下被遊候事、

此度手初之儀ニ御座候間、双方半高宛誂文被遊候而は

何様ニ御座候哉、価拾俵ニ而銀錢十ドルツ、双方同し

直段ニ而候由、此涯式万俵位も初船より御取寄被遊候

方可然哉ニ奉存候、今日蒸氣船買方ニ渡唐仕申候間、

委敷申含差遣段申出候、

一相図旗何印を御用ひ候哉、右品も相拵方申出候、是ハ

印相分候ハ、彼方ハ寸法印申付候ハ、自然御申付、

此御方ハ御帰之上木綿を以拵、印の所は墨染の木綿を

以ぬひ付て可然哉ニ奉存候、紺屋ニ染方仕候而は不可

然哉ニ奉存候、

一久知栄ニ而は旗立場所は兼而は柱不立置方可然と奉存

候、六月中旬より先キ遠見ヲ出し置候様御差図被仰渡

置、且遠見鏡も買渡候事、逢島方も右同断之振合を以

被仰渡候事、

一今日諸品ニ見本少々ツ、相渡具候様申出候ニ付、数品

手本相渡置候、自然御引当之品は追々御手を付被遊候

様御都合可然奉存候、

一久知栄、逢島、客振廻道具双方共先方江老式注文仕候

事、

一久知栄方道先キ通事人來月十日比迄之内出崎仕候事、
逢島方ハ七月中旬迄ニ而可然と奉存候、尤此方も海上
通弁人無御座候而は不自由仕哉ニ奉存候、

一当地亦は御国元御帰之上ニ而も、久知栄与と逢島与と
同席之時は被仰渡事ハ少し相障り哉ニ乍恐奉存上候、
笠野杯は全逢島之事ハ存不申候、先日より波江野より
笠野江いろく買物杯之事を尋候由候得共、笠野ハ毛
頭相分不申、甚不審仕居候、波江野も久知栄支配人と
疑惑仕居候、

一御国元ニ而口外之事を敵敷被仰渡、左候而、御用之者共
は西目辺田舎もの宜敷哉ニ奉存上候事、

一荷物相渡候請取書之儀は、都而御手元江御請取上当地
江御送り之事、

一逢島・久知栄共ニ御国元ニ而ハ銅錢過分琉球辺江在合
御座候付、密々取扱可申欵と奉存候、是亦官府ニ而御
商法ニ被遊候而も可然哉ニ奉存候事、

一去夏長崎船役方江御取上ケ錢六百六拾貫文程御座候、

近日御下渡ニ相成筈ニハ成立申候得共、御滞崎中尚亦
相下候様御申残置被下候事、是又御国廻り之上久知栄
江御廻之事、

一御付人様此節中御戻リニ付、其内ニ大出双方より之出
銀之金相下り候而、御国送り又は御藏格護等之儀何方
様江御窺可奉申上哉、内々被仰残置被下候事、

一ゴロウル十三万トル都而林江相渡し、右を以白糸其外
品買入候上は、追々七八九月迄ニ品物積下可申候、然
ルニ当冬新瀉江越年仕、品々買込方仕候ニ付而、金子
相応相及可申候、右金ハ出保より壳立代又は追々出銀
為致候金を以、御さし続ケ被遊候方可然奉存候、右ニ
付冬向キは北国陸路通行不相叶、船路も蒸氣船ならて
ハ通船相叶不申候、いつれ此六七月金ヲ調達仕、御送
置不被遊候而は彼地都合不宜哉ニ奉存候、夏中ハ壳船
ニ而よろしく哉ニ奉存候、

一林十三万ドル大坂迄才領ニ付而は、中途甚御懸念ニ御

座候、足輕兩人程も御さし添之方可然奉存候、大坂より先キも右同断之事、

一大坂・兵庫ニ而は彼品御買入方ハ見立不申候間、御買入不被下候方ニ御取究之事、価も高料相当、其上旁人口ニ相掛、諸国へ相響キ、米価ニ相抱申（梅）訳も御座候、芸御交易ハ宜敷哉ニ奉存候、肥筑は格別相障り不申候事、第一新瀉至極宜敷候得共、何分遠海運送甚以難涉仕候間、新瀉より兵庫へ相廻候船は、是迄段々世間江多御座候間、老万石位は兵庫送り、彼地より御国船帰便より時々御積下、其余は新瀉より平戸辺江御積下、御見聞役様方御届掛ニ而平戸より御国坊・久志へ御積送り等之事、右旁林徳江細々御都合向被仰渡置可然哉（林徳左衛門）

ニ奉存候、
右高崎寛兵衛・中村八左衛門より申出候書付、

冊子原寸 縦二八・五糎 横二二糎 七枚

一三二九ノ五

〔表紙〕
〔上〕

此節被為開候御商法ニ付、品々御買入方は勿論、御国地迄積届迄之間、一郎兵衛・長左衛門并私ニも難有相勤候様被仰付、いつれ御買入方ニ付而は、是迄右之兩人取馴罷在候事御座候付、私上坂之上得と相達申候而旁申談候上、存慮之成行奉申上越候様可仕候得共、當時諸国一統商売向ニ余程目ヲ付居、勿論 御国様之御名目不相知様成丈ケ不目立方ニ御買入手続等被為成度御儀と乍恐奉存上、殊ニ御太切成御金筋ニ付、別而念入相勤不申候而は不相成段、分而被仰渡候御事御座候付、乍恐私より左ニ奉伺上候、

一白糸御買入方ニ付而は唐異国共当春より不捌成立、直段老割余も相下為申由御座候付、売人之方は迄之通直段強氣ニ申候間、無理買仕候而は御商法之詮有御座間敷候間、暫時御見合新糸口ニは右不捌之成行相達、是迄買方之ものも見合、直段等引下可申奉存候間、其節

精々御買入相成申方可然段奉承知、乍併此儀は彼表之時宜次第余り見合過候而は、返而手ニ入兼候訳合も御座候付、何れ之筋金高ニ相及候品は此品ニ限り為申事故、精々手ヲ付不申而は不相成儀と奉存候間、当七八月比之立直成ニ而之約定仕候様相働申度、乍去直段次第之事御座候付、爰許より手本少々も當時之直成相記持越候様仕度、其御都合被成下度奉存候、

^(付懸)一本文白糸はカラハ方銀錢拾万枚迄ニ而、跡ハ御見合

可然奉存候、何分白糸ニ而は薄利之上三元代莫太相及、

彼一品御買入一件ニ付御元代操合少々御差支之御都

合ニ罷成可申哉ニ奉存候、

一本手金之儀、此節六万兩余持越、跡追々御仕送被成下候御事御座候得は、何れ大坂江槌成銀主相立置、新潟より為替等之都合ニ而相運候様無御座候而は、現金勝之御仕送大粧之事ニ而、懸念之訳合も御座候付、手形相達次第直ニ相渡候様槌成もの相頼置候ハ、第一彼表ニ而も本手金之出先キ色々評判仕候儀は案中御座候付

右通大坂より出銀仕候者有之と申立候ハ、世評薄く可相成儀と奉存候間、御差支無御座候ハ、於大坂同人共思惑次第槌成もの相しらへ、内約之上奉伺上候様可仕候、

^(付懸)一本文跡元代送方ニ付為替取組等之儀、大坂より御届申出候様被仰渡度奉存候、

一本手金之儀、当六月中ニ而何拾万兩丈御仕送被成下候哉、第一品々約定之手当ニ可相成儀御座候間、御内定之上被仰渡置被下度、尤冬中米買入用も彼表越年之者江相渡置可申候、

一白糸并米買入方ニ付而は兩人一所ニ罷居、一手より買付申候而は別而目立可申奉存候付、於大坂申談之上槌成者より別段相掛買入方為仕申度、右之者共江は白糸御織物、所御用米は白糖方并三島付届用等相唱、蒲原米・三田米其外出座之場所々々ニ而為買入候ハ、可宜儀と奉存候、尤上坂之上は同人共思惑も可有御座候得共、少々之石数ならば直段等ニ相拘可申様相見得申候

得共、右通一場所江一手ニ買付候ハ、左迄相障申間敷、夫丈ケ船都合も手細く相見得申儀ニ御座候、白糸之儀も凡右通之都合ニ而買入方仕候様、右等之儀は同人共江御任せ置被下度、左候而、召仕候もの働振ニ応シ給金召呉候儀も見計を以取計候様被仰付置被下度、成行は追々御届申上越候様可仕候、

〔付懸〕
一 米御買入ニ付白糸方は其次ニ相成候付、北国米其外

買入方ニ付而は米代相応ニ相及可申候付、新潟之方

ハカラハ方より銀錢貳万枚并出島より五万両相渡候

内より貳万両位も御渡、双方より金三万余両之金以

当時北国より御買下、当秋冬彼地買入方代金ハ出島

より都合出来高之内より、六月より七月迄御仕送可

然奉存候本文米代ポードエン方三万両ニイ、「ガラハ方式万円ハ昆布代、」

一 当時北国商法之儀、追々大粧ニ相成模様ニ付、迎も自

ら商売ニ而は有之間敷との疑惑相付居候而、場所ノ

は勿論船之汐掛之所ニ而之世評粗承及申候間、積船之

儀は蒸気船は暫時御見合被下候儀可然奉存候、尤新潟

之儀は川口浅ク、式拾五六反帆以上は空船ニ而も難乗入所ニ御座候、尤運漕之次第はいつれ申談之上大坂より御同申上候様可仕候、

一 白糸積船之儀は成丈御手船より積送候様仕度奉存候、

乗付水先キ等之儀は、当時之御商法ニ被仰付置候通、

儲成方ニ取計可申候、

〔付懸〕
一 白糸積船之儀兩人大坂吟味之上手当仕候様被仰渡候

摺之浜市郎兵衛船能案内存居申候、

平戸領田助湊ニ而積替仕、御国船は勿論旅船江も相

当之運賃被仰付、久志江相届候様、尤御国船之儀は

坊丸木迄積届申候而も可然哉と奉存候、併御吟味次

第奉畏候、山川迄は彼是御都合不宜哉と奉存候、」

一 米積船之儀、何れ多艘可相成儀ニ御座候間、雇船を以

積下申度、就而は御国内迄と申而は、速々雇方相調間

敷奉存候間、肥前田助迄と約定仕、同所江出張候者よ

り時之相場宜所江可致差図候間、其所迄積越候様との

約定ニ而、譬三拾艘之船数ニ而候ハ、凡半方位も御

国内迄積送、残半方位は田助辺江水上仕候上、大島白糖方として蒸気船より積送候而不苦儀と奉存候、尤式重之雜費相掛可申儀ニ候得共、成丈不目立様積先不定方ニ仕候儀可宜奉存候、

但御国内届先きは久志・山川と御定置被下度奉存候
一 当分箱館江買付有之候昆布百式三拾万斤御座候段申参候、右之内冠船方御渡不足拾式万斤位、定式御本手用五拾万斤位御座候而、産物御方御用分ニ相備可申奉存候間、残六拾万斤過上相及可申候付、是丈は此節之御商法江御振向被成下候而は、何様御座候哉、右之通御手当ニも相成居候事ニ而、随分御余勢も可有御座品ニ御座候間、何分被仰渡置被下度奉存候、

一 買入場所より引合之節は、大坂之儀は右名目相立候者江引合候様可仕、名前等追而御届可申上越候、長崎之儀は山田屋覚兵衛・八左衛門方江引合申候而宜御座候哉、爰元より同所江引合之節は村田事ハ布屋嘉平、長左衛門事は平野屋長左衛門と、越後・新潟他郷通当銀

屋善平所と引合申候様、尤此涯大坂引合等之儀は、私滞坂暫時は可相掛申候間、大坂百間町油屋徳兵衛所江私名宛を以問合候様被仰渡置被下度奉存候、

右は近比恐入奉存候得共、此節御商法ニ付御買入品手続方等奉申上候様被仰渡候付而は、前文奉申上候通いつれ上坂之上、一郎兵衛・長左衛門江相達御伺可申上候得共、私存寄之成行、乍恐右之通奉存、此段奉申上候、以上、

(付紙)

一 本文六拾万斤大島江御積下、カラハ江御引渡直段ハ、当時箱館之振合を以御定、其上大島迄之運賃欠斤御見込凡百斤ハ、大島渡何錢替と大島江御掛合之時ハ、当地ニ而カラハ江も御引合仕置候様被仰渡奉存候、

「大坂長崎ニ而は書状之掛引ニ是迄相用候、

高崎事

保田民藏

中村事

大坂問屋上転方町

沼田莊左衛門

平野屋庄助

大坂ニ而は私共手代り

三橋三四郎事也

宮之原新兵衛

入来利平次事

田中佐兵衛

丑五月

林徳左衛門

一八木は都テロ之方

一糸諸品ハ都テ大之方

冊子原寸 縦二八・五糎 横二二糎 六枚

一三〇 薩藩ト英商「ガラバ」蘭商「ボードエン」

トノ共同商業経営規約

合計八通

船旗其ノ他

一三三〇ノ一

一北地続ケ之金筋

大浦拾万ドル糸

同 三万ドル八木

右差送之手数徳左衛門神速御国許江差歸し、両三人慥

成者召列、再出崎、平運修覆差急キ同船佐渡迄廻船、

一村田方江は慥成者白糸類見本為持、細書相認メ当地よ

り早々差遣、引合同人早速相仕廻、北地江差入致都合

候様、

一出保五万両鬼塚方壱万石位之八木代見賦、当地江引残

シ、余は御国許江差続ケ、

一平運丸乗組人数不足貳拾五六人、御国許より早々差出

ス、

一御買入船乗組人数惣別早々差出ス事、

一此節柿元取入之風帆船波江野為乗込、口永江一品早々

差送る事、

文書原寸 縦一四・五糎 横一〇四・五糎

此度之約定ニ付、ヶ条を以承趣左之通及返答候、

一 商法利徳損亡共ニ半方ツ、双方より可存事、

一 初は帆船を以致運漕、追々蒸氣船相立、引替之儀得其意候事、

一 蒸氣船相立、代銀双方より可相弁、左候而、右代銀は惣

而其方より致出銀、内半高は其方存前、残ル半高は此方之存前ニ付、此半高分は銀錢百枚ニ付年々六枚ツ、利足可差出事、

一 此節之一条、若故障到来取止ニ茂成立候ハ、相立候

蒸氣船は此方江引請可申事、

一 荷物積送之節は紅毛之国旗相立、九智永港口にて定之

旗印取替之儀得其意候事、

一 荷物請負銀之儀得其意候事、

一 其方は九智永ニ而荷物請取候上売捌方いたし、此方は

諸所之荷物買円之上九智永江積廻、同所ニ而可相渡事、

一 六ヶ月目惣算用之儀得其意候事、

一 往々時世相変シ、商法引当り兼候ハ、速ニ致勘弁取

止可申事、

一 出銀双方共無利足、仮令一方余計出銀相成候而茂、矢

張無利足ニ相究候事、

一 本代時々可相請取儀丈心配致都合候様との趣、其通御

頼申進候事、

一 本代ニ相備候金高別段ニいたし置、毛頭手を掛不申段得其意候、此方ニ而茂相請取候金高決而他ニ不相用候、売立代銀到着之上は当地買物方ニ付入用次第可相請取

事、

一 此度之儀、政府江対し別而忌憚ある事件ニ候間、於其方

茂極々機密ニ取計有之度、万一不取締之儀有之候而は

此事件不相行のミならず、目前大患差見得候儀ニ付、

互ニ入念商法永統之处專要可致候、若嫌疑を生し尋問

之事ありとも、此方ニは聊不存趣幾度も申取候積候付、

其方ニ茂同様之心得有之度候事、

一 右之通条約相究候事、

慶応元年
乙丑五月

待岳直衛印
井筒八郎兵衛印

文書原寸 縦一四・五糎 横二五八糎

一三三〇ノ三

一 於大坂ニ一郎兵衛事も新瀉之様発足可仕賦御座候処、

私着坂迄は在坂可罷居旨被仰渡候段引合置申候付、出

立見合罷在、新瀉之儀も折角早目不差越候而は、旁都

合向ニ相拘候事御座候付、先月中ニは私着坂可仕、其

内は見合居心計相急居申候段、桐野等江漸為申由承り、

就而は当分之御商法ニ付而も是非早目都合不仕候而は

旁見込違相成可申儀も可有御座、勿論同所并箱館共夏

向一篇之場所ニ而、冬向は海陸共通融不自由之儀ニ御

座候得共、折角間後ニ不相成様相急申度、尤此節上坂

之上は同所之都合も御座候上、第一積船之手当向等彼

是申談、夫々治定相立置不申候而は不相成儀と奉存候

間、双方之内より早目相渡り候金筋丈私江御渡被下、

直ニ持越候様被仰付、殘金之儀は足輕來才領を以大坂
江御送被下候得は、何様御座候哉、左候得は、滯坂中
ニは相届可申、万一も北国表之儀是迄之人数ニ而相運
兼候と申儀ニ御座候へ、私ニも差越候様可仕、其節
は私持越之金子を一郎兵衛江相渡、直ニ発足為仕、跡
御送被下候金筋を私持越候様仕候得は、旁都合可宜奉
存、此段奉窺上候、

一 白糸方江銀錢拾万ドル、昆布方江式万ドル、右ガラハ
方ニ而八木方三万両、ホートエン方・北国方江御渡之
様奉承知居候間、此節右通御渡相成候得は、都合拾万
五千兩程可相及奉存候間、大坂より一所に操出候より
二手之方返而不目立儀と奉存候、

一 当所より大坂諸所江大金運漕方ニ付而は、遠路之事ニ
而当時柄別而懸念と奉存候間、足輕衆鎚成方より御掛
置被下度、尚大坂より北国迄之所は時宜次第奉伺上越
候様可仕候得共、大金之事御座候間人物等鎚成方より
此節御送之株より右通奉願上候、

一大坂ニ而差当り蔵廻仕候節、市中或は問屋等之蔵江召

一三三〇ノ四

置候儀別而不宜奉存候間、百間町御屋敷御蔵江御入置

一金四万兩

被下候様御座候而は、何様御座候哉、先達而も奉申上

但ガラハより白糸本代式拾万兩御借入、右ニ相掛御

候通、大坂御留守居様江は極御内用御取扱之金筋ニ付、

利潤金凡式割ニ賦、本行、

旁御氣を被為付被下候様、尤此節私上坂付、付越候御

内

用物も、追々御仕送相成候品物相届私共より御届申上

金壹万兩

候ハ、右之御蔵江御入置可被下旨御問合被仰付被下

但閏五月より九月迄五ヶ月式拾万兩之利足

度、荷物御蔵入等ニ付而は、百間町御詰御見聞役様御

尤

掛之御事と奉存候間、御差支無御座候ハ、其段被仰越

無利足ニ而御借入相成申候ハ、ガラハ方益銀無

被下度、当時大坂之儀諸藩多人數御入込相成居候由御

御座候付、市中相場より凡五部位茂安売仕不申候

座候間、依時宜は御屋敷内ニ而無御座候而は不相成儀

而は相叶不申候、いつれニ仕候而茂本行違、

も可有御座奉存、此段奉願上候、以上、

差引残

右は重畳恐多奉存候得共、先達而御窺奉申上候上、追

金三万兩

書を以奉窺上候間、御差込被成下置度奉存、乍恐此段

正御出割

手扣を以奉申上候、以上、

一金四万兩長崎売捌之処ニ而式割相掛御出割

丑閏五月

一同式万四千兩

文書原寸 縦一四・五糎 横三七・一糎

ガラハ長崎ニ而式拾四万兩ニ買請、右を夷国

方江持出売立之上銀高凡老割之利潤ニ賦、

合六万四千兩

式割シテ三万式千兩ツ、

右はガラハより本代式拾万兩差出、右金子を以此方ニ

而買円、売捌方之儀カラハ方ニ而売立方仕、仲間商法

凡之賦、尤双方売買ニ付而は証書を以疑惑無御座候様

手堅く取究、往々右通御取組仕度被成候、尤白糸ニ限

り不申候事、

文書原寸 縦一四・五種 横一一六・五種

一三三〇ノ五

一此節之事ニ相掛候下々之者、堅口外御留被仰渡候事、

一諸国買物ニ御差出被仰付候人数江は、御国用之処を以

被仰付候事、

一御用所之儀坊丸木ニ屯置候事、

一白糸は買元ニ而荷作之節品位念入取分之事、印を以無

間違引渡候様、斤目掛渡迄ニ仕置候事、

一今一品は

北国産 一株

中国産 一株

九州産 一株

右三通リニ可仕候事、

一口永良部島蒸気船老艘を御定、乗組口外堅御取締之事、

一口永良部島江兼而地方鹿籠・久志其外より掛而漁船差

越候間、御差留之事并屋久島人口永良部入湯を御禁、

一俵替は島元ニ而候事、

但

口永良部俵作ジャガタラ俵丸袋数万ボードイム江致

調文置、大島は唐国之俵作、

一坊津旅船ヲ御禁、

一島下ニ付定船を御定、人口御取締向第一之事、島元名

瀬飯屋本は目立可申候間、西方ニ而相渡候ハ、積入方

之弁利茂宜敷候、併此方江は白糸を第一ニ御渡、別品

は割合少キ方宜敷と奉存候、

文書原寸 縦一四・五種 横一五七種

一三三〇ノ六

両島用意

一日記所卷軒ツ、

但式間半

八間

右日記所一軒口永良部島方は鑄物方書院廻差送可然事

一板藏五軒ツ、

内

三間 茶

五間 昆布類

三間 米

一水藏卷軒ツ、

但四間
八間

一上荷船五艘ツ、

一通船卷艘ツ、

一夷人振舞道具一式ツ、

其外朝夕日用之道具一式ツ、

文書原寸 縦一四・五種 横六五・五種

一三三〇ノ七

一蒸気船卷艘

但

運漕船之為ボードエン江調文代金五万兩内外、

一日用之諸器物類一式ツ、

一西洋斤量式組ツ、

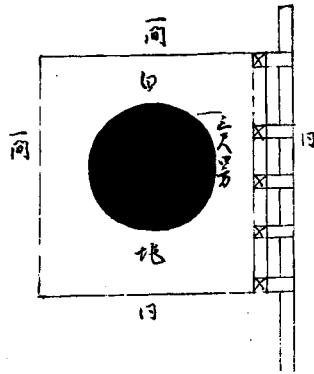
右式行ボードエン并ガラハ江廻船之折、積廻具候様約

束いたし置候事、

文書原寸 縦一四・五種 横三七種

一三三〇ノ八

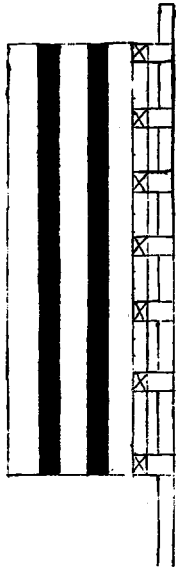
口蘭



地西洋布類二重合

大英

横三尺 縦一間三尺



黒ノ幅五六寸
地西洋布類二重合

文書原寸 縦一五種 横四一種

三三 列藩ノ形勢及尾張前征長総督ヨリ幕府へ

ノ忠言

(表紙)

上

筑前

一 從來士風軟弱、近比有志之士權ヲ取トイヘとも、尚士
 氣不振、正ヲ見進ムコト不能、姦ヲ知テ避ル事不能、
 空ク嫌疑ヲ厭事多シテ国士の更ニ可見コトナシ、決而
 一 国確定の論ナカルヘシ、

水戸

一 一藩之士風尊 皇道重、節義略難不顧身候故、其風教
 之美天下比ナシト雖、惜ラクハ方今宇内ノ形勢ニ暗ク
 或蛮シ情態ニ不通ヨリシテ今日ニ処スル永世之策乏ク
 眼ヲ万世ニ着シ、

皇国ヲ維持スルノ確論ト為ス可キコト少シ、故ニ癸丑

以來姦吏誤国之処置ヲ慨歎シ、空シク柱石之士ヲ此難ニ尽セシ事拳而不可數、而シテ今日ニ至リ却而国家ヲ補益スルノ功少シ、豈可不悲哉、豈可不歎哉、

彦根

一江戸松田ノ拳、万世不可雪ノ大恥ヲ受、天下無双之大逆賊ト為テ斃ル、然ルニ数千ノ臣下一人コレカ為ニ死スル者ナク、今日至テ尚且不覺悟、却而幕府ノ驕暴ヲ助長シ、主家ト共ニ不免為天地不可容之大逆賊也、

備前

一水藩公子入テ継キ、一時士氣作興、国論天朝ヲ重シ、頗ル正義ヲ主張ス、未タ其實驗ナシト雖国守不變、又以テ恃ムヘシ、惜哉、其君有テ其臣少シ、

肥前

一西洋学ヲ開キ武備ヲ整へ、一国之論他ニ洩ル、事ナク、自カラ割拠之姿ヲ為シ、然ルニ其藩士勤王之事ヲ談スルニ稀ナリト聞ク、其学ヲ開キ武備ヲ整、恐ラクハ只自ラ其国固守スルノ事ノミ専ラ、更ニ信実ナル事ナシ、

天下一度紛乱セハ中原ヲ窺フノ意不可計、

加州

一位処於諸侯第一、百万石ヲ封シ、神州未曾有ノ大艱難ノ時ニ当リ、一モ其實行ヲ施ス所ナク、因循曖昧不足論其如何、昔赤穂ノ變一商買天川屋其能義ヲ助ケ、是則我邦尚義之風ナリ、然ニ去冬水藩武田甲雲齋(號)已下憂国之士數百石此藩ニ憑恃シ、堂々タル大藩威計忠誠ノ士ヲシテ却而賊乎ニ陥ラシム、可惡ノ甚シキ者ナラスヤ、

肥後

一往昔元祿ノ比其君有テ能ク義ヲ尚ヒ、神州之元氣ヲ維持シ、赤城ノ義士ヲ遇スルニ至テモ甚厚ク、大平ノ世最可見ト為ス、其後風俗潰頽、近比佞媚有ヲ知テ天朝有ヲ不知、已ニ其藩臣横井平四郎(小楠)ノ如キハ有名ノ士也、彼ノ論ニ曰、天壤無窮ハ我朝モ私論シテ彼ノ争テ呑噬ヲ事トスルヲ至当トナシ、幕府ヲ助ケ大ニ奸謀ヲ為シ、窃ニ皇室ノ不良ヲ謀リ、曾テ有志ノ為ニ暗撃セラレ、

幸ニシテ虎口ヲ遁レ、近来肥後国中平四ノ從暗ニ專ニ
為セリト云、国論推而可知哉、

久留米

一 挙国俗論正義ノ士身ヲ容ル、地ナシト聞ケリ、其国論
推シテ知ルヘシ、

上杉

一 諸侯中ノ名家ニシテ西毛利氏ト並称セラル、モノ、其
質朴ナル風俗可賞者有ト雖、祖宗尚義之遺風、地ヲ扞
ヒ、時勢ノ難易ニ随ヒ反覆転移、朝ニ朝廷ヲ尊ヒタニ
幕府ニ媚從ス、力微ナルカ故ト雖、豈可不難哉、
(歎カ)

越前

一 一藩之論西洋之情実ニ明ニシテ、能其得失ヲ弁ニ以テ
却而彼ヲ推尊シ、我国体ヲ失スルノ論不少、可不惜哉、

紀州

一堂々タル大藩、幕府ノ親戚ニ処リ幕府之政ヲ奸吏ノ為
ニ任セ、不忠不義ニ墮ラシム、君無臣無ク措テ不可論
矣、

長州

一 孤ヲ見レハ必助ケ、善ヲ見レハ必進ム、而シテ又悪ヲ
悪ムノ心モ亦甚シクテ、予メ算を定スシテ事ニ処スル
事多ク、常ニ 皇室ノ日ニ衰微スルヲ憂、幕府之勅ニ
逢事ヲ慨歎シ、断然応 詔命、成敗利鈍不願強敵ヲ彈
(違フ)
丸ノ地ニ抗シ、屢戦闘ヲ作シ、終ニ其敗衄ヲ取ルニ至
ル、其誠心、上ヲ奉スルノ志以テ 天朝至尊ニ報ルニ
足ルト雖、抑又深謀遠慮ニ乏キ者ト可謂哉、

会津

一 乍恐擁至尊屢勅誼ヲ矯ク、(テカ) 京州ニ暴行、諸藩有志之士
ヲ捕殺シ、其狡謀黠策シ、無所不至ハ 天朝之罪人尚
且幕府之罪人タルヲ不免、

幕府

一 其政体ヲ見ニ、嚆昔列聖之規模ヲ小ニシ、実威ノ縮屋
スルヲ厭ハス、只自家一己ノ永久ヲノミ計リ、神州ヲ
維持スル略ナリ、専ラ諸侯ヲ疲弊サセ、 神州ノ元氣
ヲ損シ、天下ノ人民ヲ愚ニシ、識者ノ見ヲ拒ムト雖、

間ニ憂國ノ士宇内ノ形勢ヲ論シ、未萌ニ策ヲ陳スル者アリ、忽ニ其人ヲ誅シ、甚ニ至テハ禍ヒ親戚ニ及フ、終始私威ヲ以天下ヲ恐喝スル事不少、而シテ癸丑ノ年米夷一度渡来、恐怖退縮、上ハ天子之詔ニ違ヒ、下ハ諸侯ノ忠言ヲ不容、私ニ和親シテ交易ヲ專ニ独其利ヲ(念之)恣ニシ、大ニ下民ヲ苦マシム、(井伊直弼) (定應)彦根・堀田・間部・安藤(本庄宗秀) (正外)・松前(宗忠)之如キ大姦連々続々癸丑以來詔書數十篇ヲ拝載シ、再度上路セシニ未タ一度モ勸慮ヲ尊奉セシ事ナク、内ハ上 天子ヨリ下万民ヲ欺キ、外ハ各国ノ蛮夷ヲ欺キ、誤國之罪拳テ不可數、甚シキニ至テハ、親王之尊キモ一度其嫌疑ニ触レハ忽幽囚禁錮、(凶)而シテ將軍益 勅ニ違ヒ賞背ク、天下國ヲ憂ル志士仁人悲憤慨歎、前後身ヲ斯ノ難ニ殺セシモノ千ヲ以數フ、嗚呼二千年之皇軍徳川氏ニ至テ不可測知、而シテ天下ノ侯伯阿諛媚從甚シキ者ハ、其姦ヲ助者モ亦不少、更ニ一人其罪ヲ糺スモノナシ、実ニ神州之大不幸ニシテ徳川氏之幸乎、徳川氏之幸ハ神州ノ大不幸乎、神州之

大不幸ハ徳川氏之大不幸乎、

一十萬石以上以下各家多シト雖、神州名義ヲ不知而已ナラス、稍モスレハ乱臣賊徒ニ媚從シ、肥後・彦根之徒モ不亦少、縦令善ナル者ト雖モ只陰暗(暗)ヲ窺ヒ、進退スルノ徒多ク、祖宗之遺風ヲ存スル者少ナシ、故ニ措テ論セス、

もれたるハ

阿州 雲州 川越 松山 郡山 酒井三家 柳川

対州 佐竹 真田 小田原 白川 桑名

其外十萬石以上ニモ多シ企有之

一毛利大膳父子始不容易企有之、更ニ悔悟之体モ無之趣(敬親・広越)

ヲ以、為 御征伐可被遊御進発旨被 仰出候、右不容易之趣ハ如何様之儀ニ御座候哉、素より御確証御座候上之御儀とは奉存候得共、御主君之趣諸藩江貫徹不仕、人心折合兼候節ハ御為ニ茂不可成哉と奉存候間、条々明らかに御触なし、罪を鳴して御征伐被遊候様有御座度奉存候、私儀乍不肖昨年征長惣督之命を蒙り、

万緒御委任ニ而出征仕候処、元より将器ニ乏敷重大之事件、実以痛心仕候処、偏ニ御威徳ニ依而大膳父子速ニ隔罪、以今般之儀 御頼謀之程は不奉伺候得共、実ニ治乱之分際ニ而不容易御大事、深御案忠申上、日夜不堪苦心奉存候間、弥以 公武御一和、人心帰嚮を被為得候御所置被為在度、一旦惣督之命を奉し、殊ニ御懿親之儀ニ付、不憚忘悼申上度、長防情実列藩之乱勢等委曲御承知可被為在候得共、猶深御熟慮被為在候様奉懇願候、

五月

(徳川慶勝)
尾張老公

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第七三九号

文書ノ一部ト同文ナリ)

冊子原寸 縦二八糶 横二二糶 八枚

二三三 將軍上洛ノ際膳所城放火計画嫌疑者処罰

(端裏朱書)
「乙丑款」

大津住

右之もの、当十五日御召捕

聖護院宮御内

川瀬 太宰

石原清一郎組同心
上原綱蔵

膳所家老

柴 田 亘

膳所中老

柴田亘碎

保田新六郎

右宅ニ而慎被仰付

膳所用人

高橋勇次郎

同郡奉行

高橋作弥

同馬廻

森喜右衛門

関 元 吉

柴田伝右衛門

同中小姓

堀田仁右衛門

深 沢 逸 藏

渡 辺 宗 助

右揚屋入

膳所用人

阿閉権左衛門

同番頭

羽 賀 外 記

榊原清四郎

同馬廻

大羽 俊蔵カ
逸 作

田中金三郎

右之もの十七日揚屋入

右は本多主膳(康徳)正様御在府中之故、一門本多伊織御留守中

惣宰いたし居候由、趣意は相分不申候へとも、

大樹公膳所城へ御泊へ火を掛及乱防候企有之候よし、夫

故膳所御泊不被為在、大津御泊ニ相成申候よし風聞承候

付、猶又承合申候処、子細は不相分候へとも、右通召捕

等ニ相成候義は別条無御座候由、慥成向より承得申候、

右之本多伊織之義は召捕ニ相成候哉之趣ニも噂仕候へ

共、右人数之内ニ名前書心得不申故も承得申候、閏五

月廿六日

文書原寸 縦一七・五糎 横一一〇糎

二三三 対州騒擾一件及薩藩へノ礼状

合十通

一三三三ノ一

〔端裏朱書〕
一 対州一件

乍恐謹而奉申上候、去冬勝井五八郎帰国以来、追々百有

余人死刑被行、幼弱乳児ニ及候迄不免死亡茂為在之由、

其罪状在之候而社右様ニ被 仰出ニ而可有御座候得共、

十五歳以下七歳未滿之者ニおひては、御仁慈之厚御国法

茂被為在、殊ニ

朝廷幕府諸家ニおひて茂御法則有之事ニ相聞、御寛仁御

大慶之御威光ニ茂関係仕、御隣国より之御使者々々被差

越候御主意愚考仕候処、当今外患内憂之御時節柄、

皇国御一般之御大義且御隣且御親之御厚誼ニ出候御事、

公私ニ被為取御頼母敷感銘仕候御事御座候処、臣子之身分其職ニ取候而は、何と茂恐入候儀ニ御座候、右様刑罰取計、後日奉添

御聴候間、深く被為痛

尊慮候段夙ニ敬承仕、無勿体次第奉存候、或は田舎ニおひて御呵被仰付候銘々之儀多人數廻村、迫而割服為致、^(處)又は及殺害候も不少哉ニ御座候処、終ニ病死之振ニ御屈為仕候と相聞、言語道断之次第御座候、且私共帰国仕候存意何と押量候哉、数十百人浜手堅御備立等仕、着船直ニ討取候様ニと之御敵令を申下候人有之段伝承仕、扱今以驚入候次第奉存候、如何様之野心不忠之所存仕候得は、右之勢ニ至候哉、却而は乍恐

御威光薄く相成行候儀ニ在之、唯々残念悲泣之仕合ニ御座候、私共不容易企仕候様ニ共虚説を設讒訴ニ及、右之機会ニ至候ニ無之哉、御国中紛擾他邦之響仰々敷相聞、不安儀ニ奉存候、然は百有余人御敵刑ニ被為処候儀は、全權威を以私怨を報度、其命を請候面々残忍無極取計仕

候儀、実ニ

御聡明を奉暗候ニ相当、御国内之憂愁悲歎針筵薄水之思ニ堪不申儀ニ御座候、他家之嘲は素り、

公辺ニおひて茂其取沙汰有之段慥ニ承知仕、御国家之御危急御大事之御場合ニ奉存候間、不奉顧恐申上候、御賞罰之大典御不当之儀有之候而は、御恥辱之至申上候迄茂無之御大切無限、恐縮之至ニ奉存候、御国民愁眉を開、安堵鎮靜仕、御仁徳之程御國中普奉感戴、他邦ニ被対候而は御英名再光輝仕候様御指揮之程神願仕候、微心御憐情被為垂御採用被遊被成下候様、一統泣血伏而奉願候、誠恐誠惶頓首敬白、

四月

文書原寸 縦一八・五糎 横一九七・五糎

一三三三ノ二

昨年来対州表色々混雑之段逐々致伝聞、実否不分明候得共、懸念も不少候、当時之世態外患内憂 御心配之御中

大切之国柄、右様不穩之聞有之候而は不相濟次第、當時如何之都合ニ至候哉、今以鎮靜ニ至兼候様にも相響、如何敷次第、右ニ付而は、

(三条齊敷)

関白殿下より御意御内沙汰茂有之、御内々なからも対州家ニおみて不相濟訳ニ有之、依而当家之儀は前役之時より格別之親ミも有之故、殿下

之御沙汰ニ無之、別段懇意之廉を以内分三人一同相招対

面、存寄申合、近々大樹家ニも上洛相成候儀ニ付、自然

今以鎮靜不致不平之事相響候而は、不相濟事ニ付何分速

ニ鎮靜方国方江及駆引、早々国治之段致承知度、為論達

いたし候事、

五月十九日

右正親町三条殿江対州士青木晟次郎・一宮孫三郎・味木

金吾三人被召出、御達之書付也、

文書原寸 縦一八・三糎 横八〇・五糎

一三三三ノ三

尊藩御懇誼之趣委纏(余義達)対馬守江申聞候処、厚忝被存、近日

御達被申御礼答被申述候筈御座候、時日取極之上御案内可申述候、且又平田大江事ニ付御心添之次第は御懇情之段忝被存候得共、差支之筋有之、復職難被申付候、其訳柄は内政之儀ニ付頭ニ難申述節、御承知被下候様被致度被存候、此段以使申述候、

文書原寸 縦一八糎 横五四糎

一三三三ノ四

家老

平田大江

大目付

同 主水

御用人

多田莊藏

佐野金十郎

浜田孫三郎

小宮延太郎

藤正之亮

平間為右衛門

佐伯毅輔

庄島繁藏

吉野弥次右衛門

神宮宇右衛門

小田久馬介

多田能登介

外ニ兩人都合拾七人并田代地役人相加、上下都合七拾余

人、

右老州滞在人数

文書原寸 縦一六糎 横四八糎

一三三三ノ五

閏五月十二日

高昌辰之輔

久和又八郎

新田又次郎

赤木嗟峨之介

小茂田徹介

越富之允

加納里次郎

加城篤四郎

梅野唯作

右府内ニ而吒り之者共、

ノ九人、

文書原寸 縦一六糎 横二五・五糎

一三三三ノ六

五月朔日夜

大庭佐次右衛門

阿比留喜介

原田治兵衛

廿七人之内より誅ス

同二日

勝井五八郎

家中之内同断

同三日より四日ニ至

加納節藏

高山小十郎

井友輔

幾藤雅之允

児島次郎兵衛

大束藤之介

八坂順之介

飯束恒之介

八人切腹

河村利介

田代之者三人

四人刑

同六日より七日ニ至

立石部兵衛

田中杜次郎

内野喜一郎

棧原惣右衛門

和滝正八

五人切腹

立石盛四郎

田牢

子五月十二日ニ至

笹之原馬之介

横田権之介

大石仁介

三浦大助

田永牢

川辺由介

田牢

梅野喜三郎

吉副喜八郎

山崎啓介

田蟄

慶応元年（1865）

同十六日

梅野喜平治

田蟄

右田入天吒之面々

文書原寸 縦一六種 横七六・五種

一三三三ノ七

大坂

島雄沢記

古川治右衛門

仁位孫一郎

小川丹下

古川治部

古川采女

樋口鉄四郎

吉川内記

江戸
右御家老

浅井求馬

右組頭

平田主殿

戸田惣右衛門

平田又左衛門

深見勘解由

松村縫殿

平田内膳

高瀬繁三郎

斎藤佳兵衛

滝昇左衛門

右御用人

俵又三郎

田島石見介

中原狩野介

加城隼之介

内野広之丞

古河治部之介

平田主米(米)

大小姓

右大目付

從士

文書原寸 縦一八種 横六九・五種

文書原寸 縦一六・五種 横二五・五種

一三三三ノ八

一三三三ノ九

諸官順列

廿七士

諸士頭

典頭

印判役

用人

表用人

物頭

大目付

真文用人

大勘定

留守居

取次役

町奉行

勘定奉行

郡奉行

船奉行

朝鮮方頭役

筆頭

右馬廻より相勤候役順之事、

馬廻

樋口徳之充

深見勘解由

黒岩五郎兵衛

重松宰十郎

飛田又次郎

相良丹藏

越富之允

平間左七郎

薦田徹介

小島覚之介

七五三多助

文書原寸 (折紙)

縦二・五糎 横三五糎

国分市之允
 竹末直次郎
 原田貫一郎
 内山太猪介
 古川為之介
 中原脩右衛門
 三浦嘉兵衛
 高昌辰之助
 三井田茂之介
 青田長十郎
 倉掛直三郎
 久和又八郎
 青田源助
増右衛門碎
 山川広之介
直右衛門弟
 中村熊五郎
弥太右衛門弟
 吉野甚介

一三三三ノ一〇
(表紙)
 「対州混雜死罪名許」

右同断
 右同断
 右同断
 右同断
 右同断
 打首獄門
 水責ニ而相果
 已後獄門
(マ)
土官被召放
揚屋入自害
獄門
 家老
 幾度八郎
 同 七十才余
 大浦教之助
 同人孫十七才
 同 舍弟
 早川沢之助
 大目付
 同 穀次郎
 同 弥太郎
(マ)
 改府 教之助二男
 幾度判兵衛
 同 扇 格 左衛門
文館助教
 堀江直助
 十同 常次郎
 畑島晋十郎

右同断

同人父
同 恒右衛門

右同断

勘定添役
一宮 五郎

右同断

同粹
鈴木藏太

右同断

同人粹
同 総之助

右同断

大浦忠兵衛

右同断

大谷 数

同粹

打首獄門

二十

河内染右衛門

同

田中久米助

同

同人粹
同 寛治

林 覚兵衛

同

同 悦四郎

同 直次郎

扇 五兵衛

打首獄門

同

同名儀兵衛

平田觀之輔

唐坊直衛

三十

同 莊之介

牟田隆伯

粹 清太郎

平田竜之介

三浦源太郎

同 万太郎

島居主計

町奉行

内山弥次郎兵衛

粹 右馬四郎

粹 弥一郎

四十

青柳 葦

熊生羽実

米田百介

堀 常七
 小宮佐兵衛
 杉村 犬丸
 波多野美根介
 同人父
 同 大作
 同孫
 倉掛安之允
 五十
 大久保伝十郎
 同 速(ツ)薪輔
 吉野寛兵衛
 大竹捨記
 管井鳳山
 倅
 大塔縫之介
 同三男
 高崎古賀蔵

六十
 内山八右衛門
 唐坊繁之介
 同 寛作
 扇 大純
 春沢弥兵衛
 倅
 大浦 遠
 同 無違介
 熊生権右衛門
 杉村又左衛門
 同 織之輔
 同 外記
 樋口織太
 同 栄之進
 吉川左衛門
 同次郎兵衛
 仁位右馬四郎

打首
獄門

粹

永留藤左衛門

三浦辰次郎

同 守衛

八十

多田外衛

同 佐次郎

佐藤東一郎

財部為治

同弟 正作

賀島寺一郎

同弟 邦之介

吉村小介

棧原勇馬

同孫

飯田孫六

阿比留惣介

島居岩尾

吉副左近介

俵喜三左衛門

吉副橋左衛門

唐坊數之介

同 安奇

志賀小十郎

同 鼎次郎

百 黒岩伝右衛門

小田村繁左衛門

吉村奎之允

吉田茂之助

西山四郎兵衛

佐治數馬

同 謙之允

ノ百六人

右之外八拾余人

内女も有之

外ニ給人式拾五人

メ式百余人

右いつれも仕置又ハ相迫て割服申付たるも有之、

本文名元之内倅・孫抔といたしたる分は、五七才ニ而

名元不分明、

横帳原寸 縦二二種 横三三種 四枚

二三 坂本龍馬ヨリ渋谷彦助へ

將軍上洛ノ件

(包紙ウツ書)
一薩州御藩

渋谷彦助様

足下

坂本龍馬

ノ

」

二白、本文ニ土方楠左(久元)ハ国本より出候ものゝ内ニハ

一寄咄合て遣候ものにて候よし、時情も存候ものなり、以後御引合在之候時ハ必此者かよろしく候、かしこ、

其後益御安泰奉大賀候、然ハ此度土方楠左衛門上国より

下り候、此者の咄、將軍家曾て伝聞の通り既ニ発足、東海

道通行軍旅候て、人数五万と申事のよし、一件ニ付岩下

(分平)左兄早々蒸氣船を以て御国許ニ帰られ、今月十日頃ニハ

(西郷吉之助)(小松藩刀)西吉兄及小大夫など御同伴のよし承り候、夫ニ付てハ私

よりハ書状ハ御国へハ出し不申、兎も角も御老の上雅兄

よろしく土方楠左より長及時勢被聞取の上くハ數御国に

御伝へ可被下候、先ハ早々謹白候、

末五月五日

龍馬

渋谷大人

足下

文書原寸 縦二六・八種 横三九種

追々

末五月六日桂小五郎(木戸孝允)、山口より参り面会仕候所、惣分

長州の論とハかわり余程大丈夫にてたのもしく存候、

当時小五郎ハ大ニ用られ国論なども取定候事書出候よ

しにて、ともにくよるこひ候事ニ御座候、かしこ、
文書原寸 縦二六・八糶 横一五・三糶

一三五 土岐新兵衛ノ報告書

共二通

長州再征ノ件
將軍進発駅路書留

一三三五ノ

(端裏朱書)
一丑閏五月六日

(端裏付箋)
「土岐新兵衛」

当時長州表之形勢并隣国之動靜等相窺候処、防州岩国其
外長州領分之末家不残致一和、当分防長一円致合休居候
由ニ而、数ヶ所江陣營を構へ、関東之寄手を待設居候向
ニ相聞得、然ニ去月十六日 將軍九万人余之御手勢ニ而
御進発、別紙通

御休泊ニ而、此節は不被為在

御參内茂、直ニ当月十五日御着坂、十九日播州姫路江御
着之賦ニは候得共、内実は先月下旬比蒸氣船より疾ニ
御着陣相成居候由取沙汰茂有之、尤肥後・柳川之兩國茂

不日ニ出軍之由候得共、筑前并久留米・豊前中津杯は当
分諸所江角力・芝居等賑々數取企候向ニ相聞得、当時諸
国之人氣過半は第一攘夷、第二長征と致論説、五人打寄
候得は三人は是非攘夷之向ニ申立候由、尤此節之征長ニ
就而は、京師公卿方諸侯ニは尾張様御始聊御不納得之方
茂被為在候哉ニ茂致取沙汰候得共、慥成儀は未分り兼申
候、

右通承得申候間為御見合別紙相添此段申上候、已上、

閏五月六日
小倉滞在
唐物締横目
土岐新兵衛

琉球産物方掛
御裁許掛衆

文書原寸 縦 一六糶 横 一六糶
横八一・五糶 縦 三九・二糶

一三三五ノ二

將軍去月十六日御発途御休泊左之通、

一御休 一御泊

慶応元年 (1865)

赤 二 袋 金 岡 蒲 原 三 平 戸 神 品
 坂 夕 井 谷 部 原 島 塚 塚 奈 川
 川

岡 吉 荒 浜 見 掛 藤 府 奥 吉 沼 箱 小 大 藤 程 川
 崎 田 井 松 付 川 枝 中 津 原 津 根 田 礪 沢 ケ 谷 ケ 崎

以上 垂 瓦 佐 橋 伏 草 武 高 醒 垂 墨 稻 鳴
 水 丁 田 本 見 津 佐 宮 ケ 井 侯 葉 海

同 明 兵 尼 大 牧 淀 大 守 越 鳥 関 大 お 名 地
 十九 石 庫 ケ 坂 牧 方 津 口 知 居 ケ 垣 垣 こし 越 越 立
 日 路 庫 ケ 坂 方 津 口 知 居 ケ 垣 垣 こし 越 越 立
閏五月十五日

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六四一号
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六種 横一〇四種

三三 近藤七郎左衛門ヨリ伊地知壯之丞へ

徳之島? 砂糖増収云々

猶々、随時折角御愛護被為在候様奉存候、松岡様ニは
大島御渡海之由伝聞仕居候付、別段呈書不仕候付、自
然いまた御在府共ニおひてへ、乍憚宜御執成置奉頼
上候、甥方儀茂何角御世話被成下候半、留守中之儀
は何分可然御心添被下度、御頼申上置度、前後不束
之書面御座候得共、程能御初弁奉希上候、可祝、
一筆啓上仕候、追日暑氣相向申候得共、弥御勇健可被成
御勤務、珍重御儀奉存候、随而私事海上無恙四月六日着
島、無異在勤仕居候間、乍憚御安意思召可被下候、先は
御賢容為可奉窺如是御座候、猶期永日之時候、恐惶謹言、

近藤七郎左衛門

閏五月八日

伊地知壯之丞様

参人々御中

國中

五

奉追啓候、此節渡海ニ付而は旧然之身振とは何篇前
段之訳ニ而、偏ニ御厚恩之一筋承身不浅実儀外聞難
有仕合奉存、重々奉拝謝置候、当島之形行追々御届
申上置候通、当春砂糖相成之豊作ニ而、未惣掛占可
被求候得共、凡三百七拾万斤余之見当、是迄仕登相
成候船々茂無難相届申候由、御都合之事奉存候、其
後当分ニ至り折々潤雨黍深立は勿論諸作等例年より
勢宜敷振合相見得申候付、此末非常之災殃さへ無之
候得は、来春愈増豊熟御座候半、尤来年より正余計
砂糖代之儀茂四合替を以御買入被仰付候儀、何寄御
長策ニ而、則より島中拳而競立、已に精作之方振興
候手入等日比行届進宜御座候付、只今之草葉ニ而茂
四百万斤余之見賦御届申上置候旨、猶亦出来増之所
尽丹精手配仕居事御座候、全体島方米穀無他事、一

統作人共致仰望候は此一種ニ而、旁難有御取扱筋故私共ニ至り第一諸指揮茂仕易、島役々ニ茂御趣意深汲受、是非来春より涯立増行之所差はまり精勤仕候式御座候、然処去春より当春迄御定式并正余計方御統米之内未三千七百石余之御下不足相見得、追々被差下候賦ニは可有御座候得共、右通故時々之配当拙等茂運兼、無拠追延罷成候得は、島中気受ニ茂相抱候儀ニ而、心配仕候得共、折能当時は蕃蕪等ニ而冤哉角取統居候向ニ而、左迄苦情茂いまた相聞得不申候得共、いつれ忝作増行方ニ付而は何分人氣之向背此一段ニ縮候訳御座候間、おのつから夫等之事情は御賢察之前ニ而、殊ニ当時勢柄御米線方御配慮被為在候段、幾重茂奉心察候得共、前件通之形行御座候付、最早順季後ニ茂罷成候付、何卒右株々は勿論来春御買重代式百石之株は、年内早便より来春ニ掛無滞可成早目ニ御下込相成候様仕度、適々第一御産物御趣法跡戻候而は何共奉恐入次第御座候付、三島方

江細々申越置候得共、猶亦其思召ニ而折々其筋江御沙汰被成下度奉存候、且又当島忝横目之儀一嚀一人ニ而差支候所より、重役願出趣有之、内評之形行是亦委細問合越申候付、おのつから御吟味被為在候半、実以現事之次第届課候義無御座、勿論余島ニ茂并合可申難黙止願意相見得申候付、当時重役等之儀不易訳御座候得共、時体篤と御熟察被下是義は是非被相重候方御英断被成下度、詰合中懇願御座候、旁奉得御内慮置候、宜敷御含取置被下度奉存候、已上、

文書原寸 縦一六・五糎 横一九四糎

三三 土岐新兵衛ノ報告書

長州ハ芸州国境ニ防禦陣營構築ノ件

(編纂朱書)
一乙丑五月十一日 土岐

長州御征伐無相違向ニ承得候形行は、去ル七日刻付を以御届申上置、尚亦段々手を付承合候処、右次第長州江相響候欤、芸州と周防境大瀬川と相唱候処より、萩口之方

六里程手前江当月三日比より長州より数千人致出張、夥
敷陣營致造立候向ニ相聞得、尤

公義大御目付小倉領沓尾陣と相唱候城下より五里程相隔
候処より上陸ニ而、当所江下着之賦ニ而、当所役々先日
より出迎相成候由候得共、只今迄茂未着船無之由御座候
間、為御見合此段申上候、已上、

丑五月十一日

小倉出張
唐物縮横目
土岐新兵衛

琉球産物方掛
御裁許掛衆

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六三八号
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・六糎 横七三・七糎

三三、土岐新兵衛小倉ヨリノ報告

長州再征ニ付諸藩ノ動靜

(端裏朱書)

小倉より

乙丑閏五月十二日

土岐

当時長州表動靜向并隣国之形勢等承得候形行は、追々
御届申上置、尚亦精微ニ手を付承合候処、此節播州安
志小笠原幸松(真字)丸様為御迎、小倉船数艘被為差登候内、
壹艘は同所之周平船頭ニ而、同町人米屋伊兵衛自米瀬
戸内表ニ而売払呉候様、逢頼ニ四斗入五拾俵丈積入、去
月十八日開帆、同廿日防州カムロ沖漕船ニ而乗行候折
下之関阿弥陀字之船印有之、三枚帆壹艘右周平船江漕
掛ケ、何方之船ニ候哉と相尋候付、小倉船と相答候処、
年比三拾内外と相見得候立揚野羽織致着用候士体之者
四人乗移り、何荷積入候哉と申ニ付米積入候段相答候
由、然処一人脇差拔身ニ而底板を明、此度將軍兵糧用ニ
兵庫辺迄積登候米ニ相違無之旨申ニ付、備後鞆表江煙
草買ニ積登候段致返答候処、何分小倉船ニ候得は難差
置、沖カムロ江船を付候様荒々敷申聞候付、色々為申託
由候得共、船綱ニ而右阿弥陀寺船江結付、竟ニ沖カムロ
江為漕出置、右四人之者共は致上陸候由、然ニ周平儀
は兼而知人之船宿江走越シ、前文之趣申聞、是非助ケ

吳候様相敷候処、何分氣之毒成訳合ニ候得共、彼は豊岡殿と申人ニ而、兼而我々共ニ茂致恐怖候人柄ニ而、込り入候段申シ、睨と口入等いたし兼候口氣振故無致方乗組中致当惑居候折、右四人之者共人夫等多人数召列越シ、積米都而取揚候上、申渡候は、船頭始乗組一人茂不殘可打殺候間、庄屋島江船漕廻シ候様申聞候付一同相驚、老母等茂罷在候付一命は助ケ呉候様申出、六人共ニ泪を流シ手を合致拝伏候処、於其儀は老母等江对シ一命丈は助ケ呉候付、此書付小倉役筋江可差出申聞、庄屋より同名宛之書付式通相渡候由、

一周平事右次第ニ而備後鞆湊江致着船候処、類船九艘汐繫いたし居候付、右形行申聞、便船より当月四日小倉江罷帰、前条始終之形行申出、右式通之書付差出候由、其文言小倉領内兼而之政事向甚暴政ニ有之、人民苦ミを請候段周平申出候付、一命を助ケ遣候趣意等書認為有之由、然処沖カムロ庄屋より船取仕立、船頭水主四人乗組ニ而、去ル七日当所長浜庄屋江申遣候は、小倉

船於防州沖ニ逢盜ニ候由、就而は右盜賊致捕方、盜米取揚番人付置候付、早々為請取方小倉役筋之内より御出会可給旨申遣候由ニ而、当所吟味中右船番人付置候処、亦々去ル九日四人乗組之船老艘同断ニ而、右相捕置候盜賊請取方及延引候処より逃去り候付、右米為請取方可差越申遣候由、然処前段之趣当所出張塚原但馬守江茂細々申出之上、右家室船式艘共ニ夫形速々差返シ相成候由、

一今般 將軍御進発ニ付而は暫時被為在 御參内、大坂御着城之上御老中・若年寄間より当所江御下着相成、諸国御出軍之向ニ茂致取沙汰、尤肥後・柳川之兩國茂出勢之手当向都而相調居候得共、 將軍姫路江 御着陣之上惣勢可繰出旨、塚原但馬守江御申出相成候由、

一此節御征長被仰出候趣早速長州江洩聞得候儀は、長府藩名前不相分候得共、野々村名字之者當時之動靜為探索方江戸表江罷登居候処、今般御征伐相發候付則より物質体ニ而道中筋罷下り、注進いたし候由、且又英國

人らふだ名前之者横浜より飛船ニ而本御旗本之由、当

分致欠落居候藤田泰蔵乗組ニ而、去ル四月十五日長州

江致着船右御征伐等之趣為告知候由、実説之向ニ相聞

得、尤此比ニ至り英国之旗印相立候蒸氣船繁々下之関

江渡来いたし候由、一昨日も大船壹艘下海筋より乗入

今ニ致滞船居候由、就而は余程和親之向ニ相聞得、其

外備前・因州・筑前・久留米・豊前之中津等は、以前

より長州と致同意居候由、近比ニは筑前若松辺より米

数千石長州江致運送候風説茂有之、殊ニ大宰府滞在之

五卿方窃ニ対州辺江潜伏之催シ有之哉ニ茂申触、亦是

此節御征長付而は、防州吉川監物より筑前江使者を立、

和降之御執成シ願立候向ニ茂致取沙汰候得共、基輕輩

之雜説ニ而眩と為突留儀は分り兼申候、

右通承得申候間、為御見合此段申上候、已上、

閏五月十二日

琉球産物方掛

小倉滞在
唐物締横目

土岐新兵衛

御裁許掛衆

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六四三号

文書ト同文ナリ

文書原寸 縦一六・二釐 横三九四・四釐

三三 黒田嘉右衛門ヨリ西郷吉之助へ

長州再征ト久留米藩其他ノ形勢

別紙久留米藩挨拶状添

合二通

〔封紙ツラ書〕
西郷吉之助殿

黒田嘉右衛門

封

閏五月十二日
筑前宰府より

一三三九ノ一

爾来御音信不承候得共、弥御安全奉大慶候、随而僕儀

出立後始終雨天勝ニ而、肥後八代川尻満水通融無之、

日奈久・宇土之両駅江被遮留、漸々ニして去ル六日久

留米江到着、使節之趣申入候処、君側勤之古庄忠吾と

申者出会ニ付、拜謁之儀申込候得共、当分

(有馬慶頼)

中務太輔様御病中御臥床被為居候付、何分乍氣之毒其儀不被為調、依而執政之者江面会いたし只度と之事御座候得共、執政之人江ハ先度参候節も解囚之儀具ニ申入置候付、此上別段御逢申ニ不及、是非君公江御目通いたし度御病床之所江可罷出旨、強而申込候処、其儀も相伺候得共、何分右次第之御都合ニ而無余儀御断思召候と之事故、不得已取次を以

御書差上候処、早速此節御返翰御差出し可相成筈ニ候得共、御病中其儀も不被為調、追而御快氣次第別段彼御方より起而御挨拶御使者御遣し可相成と之趣ニ御座候、尤解囚一件も先度御返詞被仰進候通、速ニ運ひを可被付之処、彼発砲狼藉之一件有之、昨今迄始終其事之詮議ニ被煩、加之

大樹公近日長州御進発之事も起り、彼是ニ付俄ニ赦免之御沙汰被成兼候事体杯、因循遁辞之応答而已、却而先般今并采取次いたし候節之御返詞ハ、未熟之事之様申消候口氣ゆへ、頗激論ニも相涉り候得共、即今國中

挙而一派を以相固め居、容易弁解可調体ニ無之、然は只今国論之形行返詞之次第書取給度申入、別紙相受取差上候、右之内ニは未討論いたし度件々余多御座候得共、此上猶又夫等之儀廉々詰問ニ相及候時は、又余計ニ時日を費し、其益有之間敷存候、乍遺憾一先引取申候、追而彼方より使節可参候付、其砌猶又巨細御詰問被成下度奉存候、

一右使節御遣し相成候ハ、其砌ハ自然

(島津久光)

中将様御直ニ御聞取相成欤、又は応接之者より詳ニ御質問可致儀も可有之ニ付、只御返翰御持参迄之御方ニ而ハ不相濟、必初中後之御国論子細ニ御弁別有之候御方を御遣し相成度段申入置候、

一米藩之儀、表向応接等之次第を以は万端只管 御国江御依頼之向相見得、解囚一件ニ付而も被 仰進候 御趣意深悉思召候と之御挨拶、乍然小藩之悲さニハ此節將軍家長州御進発ニ一驚を食らひ、元來長州同意之者共を此期ニ臨、今俄ニ御差免し相成候而ハ、何分

幕府江被對御嫌疑之筋と申を第一之口実といたし居候付、兎角此一件不片付内は断然見事ニ弁解いたし候儀は些六ヶ敷御座候、乍然其内軽重厚薄も可有之候付、此涯一挙ニ断然御免罪調兼候ハ、漸を以其差等ニ随脱走輩之処ハ先姑く被差置而も、只今手許ニ被召置候幽囚丈也共早く御差許し相成、然ル上ニ而御返詞之御使被差立候様無之候而は、態々被 仰進候御趣意御汲受之実効見得兼候付、必々速ニ御運ひ相付候様有之度と之趣は、猶又縷々申入置候、

一 発砲一件も弥実事ニ而、古川秀英と申医師之仕業ニ相違無之、当分禁獄ニ相成居候由、右は畢竟発狂之仕業ニ而、更ニ余党ら敷儀ハ無之筋相唱候得共、内実ハ疑敷形迹段々有之由、誠ニ慨嘆之次第御座候、
一 肥後通行之砌鳥渡津田江取会、彼国之形勢承候処、於彼藩も一國挙而幕ニ媚候風采ニも無之、俄ニ 幕命ニ応し、此節軽忽之出軍如何と、別ニ一種之議論も有之模様御座候、

一 長州之形勢此節は境を嚴重相固居、昨年既ニ謝罪之道相立候ニ、此上又何様之子細を以御再討相成候哉、一応問尋之上猶暴挙ニ攻寄候時は、二國死力を尽し防戦可致と、末藩并吉川皆共山口江會議、桂小五郎(尾形)ニも帰參、要路ニ被用、当分其手当盛之由相聞得申候、

一 筑前不相替紛々、加藤司書終ニ退役、大音(青山)因幡も又近日引色ニ相成、有志中大ニ苦心いたし居候由、乍然矢野相州ニは矢張御登用相成居候ニ付、紛々ながらも少々ツ、ハ先宜キニ向候模様御座候、

一 昨夕宰府江到着候処、即三条公(実美)より被召候付拜謁いたし候処、即今天下之形勢切迫如何ニも臣子之分傍觀ニ不忍、何れと欽速ニ進退を決し度思召候、如何存候哉御談判承候付、既ニ昨年長州暴発之砌も其通軽忽ニ御発途相成、却而御失策ニ被及候覆轍能々御勘考被為在、此末何様之事到来候共いまた其變動之形迹不顯内ニは決而其機を見而御動キ有之儀は千万不宜、此儀は遮而御差止申上候段、愚存之次第懇々申上御静め申置候、

一対州之儀先般諸方より之声援ニ恐怖いたし、いまた此

方之人数も不到内ニ、姦魁勝井五八郎并阿比留喜助伏

誅、其他十人余割腹、平田大江帰参、幸染川・大脇等

も其砌ニ渡海、余党鎮撫、先以平穩ニ属し候由之一左

右相聞え申候、

右之通形行大略申上候、私ニも是より差急上京之含罷

在候付、尚此後之形勢は追々申上候様可仕候、早々に

上、

閏五月十二日

黒田嘉右衛門(清綱)

西郷吉之助様(隆盛)

文書原寸 縦一六・二種 横三五四種

一三三九〇二

(鳥居元光) 大隅守様より御懇篤之御書被遣、殊ニ御国政向之儀ニ付

遠路毎度之御使者被遣、御懇情之程、

(有馬兼頼) 中務大輔様ニも深々忝

思召候御口上之趣、逐一被成御承知候、右解囚之儀は先

頃御使者之節も御返答被 仰向候通、元より御領中之儀
は一民も其所を得ざる者有之候而は、

御職掌茂不被相立訳ニ而、一日も早く寛典ニ被所度

思召候、然処右根本は脱藩之輩ニ而、当時幽閉罷在候族

は全く枝葉之者ニ候得共、於其行状は件々不相濟儀も有

之、其一二を拳候得は、討 幕を唱或は重臣刺殺を謀、

甚鋪ニ至候而は先年来国情誣罔之筋を以

官辺ニ内達いたし、当時ニ至候而も兎角ニ取飾悔悟謝罪

之証不相見、其内ニは頑冥無智之者も有之、此忤被差許

候而は又々根本脱走之輩江声息相通候様之覆轍を不改、

自然一藩之動揺ニ至り候哉も難計、右ニ付先ッ脱走之輩

悔悟謝罪之道相立候而、相当之御所置有之候上

官武ニ対し不届之筋有之候者共は、一応

天幕江相伺、何れも断然被差許、藩中一斉之道ニ相成度

との

思召ニ候得共、其機ニ至り兼、却而太宰府杯江は御当方

よりも警衛之御人数被差出置候処、右様国典を犯し候脱

走之輩同所致徘徊候而は、実ニ御心外之筋ニ而、全体は

御召捕之上敵科ニも可所は当然之儀ニ候得共、右は關係

之処も有之、若哉右一事より不容易風波を生し候様之儀

も有之候而は、当時之際決而不相濟儀ニ付、是迄は態と大

目ニ見流し、其内ニは兼而御依頼ニ相成居候御周旋筋も

相運、不遠謝罪之道相立候而、枝葉之御所置も可有之と

其辺御待ニも相成居候而、已ニ先日より御使者被遣候筈

之処、今度又々

將軍家御進発ニ而長征之儀被 仰出候央、長州一派之輩

解囚と相成候而は、被对

官武不被相濟訳も有之候付、旁以暫御猶予ニ相成居候、

併脱走之者共急速悔悟謝罪之運ひニ至り兼候とて、幽閉

之輩永く此候ニも難被差置筋ニ候得は、脱走之徒ニは無

御關係悔悟改心之輩は一ト先相当之御所置ニ而、解囚ニ

可相成との御決議ニ候得共、一旦動揺ニも至候末之議ニ

而、一藩中一斉平和之基本、何分急速之御運ニも至兼可

申候、右之趣は近日中鹿兒島表江御使者を以委細被仰進

候筈ニ御座候、

文書原寸 縦一五・七糎 包紙原寸 縦二八・七糎

横一九八・八糎 横七一・三糎

三〇〇 宰府蓑田新平渋谷彦介ヨリ在国西郷吉之

介へ

長州事情探索ノ件

(包紙ウラ書)

御国許

西郷吉之助様

宰府より

蓑田新平

渋谷彦介

閏五月十四日

(黒紙)

一輪呈上仕候、益御安康奉恐賀候、偕此内見玉直右衛門

付添坂本龍馬爰許へ差入、私共江曳合之上五卿方江致拜

(実美)

(黒岩直方)

謁、三条公より安芸守衛被差添、龍馬事、先達而長州

江差越、同所之事実探索之廉々御方様江一封を以申上賦

ニ而、直右衛門儀当所江是迄滞在為致置候処、此節土方

(欠元) 楠左衛門掃府便より別紙相達ニ付、いつれ之筋長防之情

実等細々承得、私共より形行書付以御届申上心組ニ而、
早速右楠左衛門江致面会旁承得候処、此度蒸気船より大
岡橋太郎山彦太郎御国許之様罷下、方今長州之形勢等申上賦承得
候趣御座候間、疾ニ万端御聞取相成候半、右ニ付別紙籠
馬書面相副直右衛門差返申候間、右様御納得可被下候、
此段大略如斯御座候、已上、

閏五月十四日 宰府滞在
渋谷彦介
養田新平

西郷吉之助様

文書原寸 縦 一六・八種 包紙原寸 縦二三・五種
横 一〇六・五種 横 三三・五種

三三 博多黒田嘉右衛門ヨリ在国西郷吉之助へ

久留米、筑前両藩情報

(包紙ウツ書)
御国許 西郷吉之助様 黒田嘉右衛門

閏五月十四日
筑前博多より

一昨日申上越候通、此節は道中川支等ニ而殊之外日数を
経候付、福岡江も不立寄直様宰府より小倉之様差急通行
之手配ニ相及置候処、筑前藩より頻ニ立寄呉度無余儀申
入、矢野相州(幸賢)よりも同様伝詞共承、容々難行過時機ニ而
昨朝より博多江参越、黒田播磨・矢野相模江取会、福岡
表方今之形勢段々承候処、加藤司書儀は君公之激怒ニ触
候事有之、退職相成候由、今更無致方、随而播磨儀も在
所引込之願差出シ、大音(青)因幡辞職之願意、矢野老人孤立
之勢ひ、実ニ危キ次第御座候付、播州・因州辞職引籠之
儀は為御国家別而不宜儀ニ付、此儀は遮而思留られ候様
乍不及深く及説得候処、先は思止り之形ニ相見得、有志
中頗安堵之思をなし悦入候次第、此末猶又御国許より追
々御助勢有之候へ、筑前は無疑御国之片腕共可相成奉
存候、打替り久留米之儀は段々承合候処、言語同断之次第
近来屢肥後藩之俗吏共入込、大ニ俗論を賛成いたし候由、
依之奸物共益勢ひを得、解囚等之事をも致閉塞候哉ニ相
聞得、既ニ先達而は別紙名前之者米藩より態々筑前江使
(付巻)「惣奉行派役石野道衛」

節とし而參越、彼藩幽囚脱走輩之事ニ付薩公より細々々
仰込候趣御座候得共、右は子細有之免罪難相成者共ニ有
之、然処先般薩使來入之節、応接ニ出候今并儀、何様御
返詞申向候哉不相知候得共、其者は其涯出府被申付、只
今国許不罷居候間、今更無致方次第なと口ニ任而佞弁吐
散し罷歸候由、昨今於当藩承得候悪キ奸物之拳動、よし
や其節応接ニ出候今并栄口上之申違は有之候共、確乎た
る証書は其節之御返詞御直書ニ有之、是を今更如何可申
消哉、此節僕江対し右等之返詞申出し候ハ、立処ニ説
破可仕候処、僕ニ対し而は矢張解囚可致儀は弥相違無之
候得共、畢竟発砲一件ニ付種々之浮説も被相行、右穿義
ニ取紛遅緩相及居候折柄、今度長州御再討之事起り、彼
是ニ付猶予遅緩甚無申訳次第、脱走輩之儀は今俄ニ帰參
難為致事情も有之候得共、幽囚之者は基枝葉之輩ニ候間、
近々免解相成候様可仕、勿論脱藩人之儀今俄ニ帰參為致
候而は、

公幕江被対如何可有之哉等之事情は兼而御依頼之御国ニ

候間、今一往御尋問之上御処置可被相付と之評議ニ而、
近々使節被差立筈ニ候と之趣は先便差上候書取通之事御
座候、然処右筑前等江參申入候趣を以は、決而解囚も不
致筋相聞え、畢竟僕江対し相答候次第は、当座佞弁欺罔
之言欵と今更遺恨千万、切齒之至御座候、一体米藩政府
君側共奸党而已ニ而固付居候風采ゆへ、拜謁等之儀も痛
く相拒ミ、容易之事ニ而は難調候付、此上は何れ重職ニ
方欵御越有之、先般御返翰之趣を以相迫り、一時愉快ニ
打破り候外有御座間敷哉、何分御賢考被成下度奉存候、
此節通行掛之事ニ而何迄も結局見届罷歸候儀調兼、十分
之首尾ニ不至、何共汗顔之次第、遺憾此事御座候、当筑
前表之儀も太抵相仕廻候付、今晚より発足黒崎之様差越
乗船之舍罷在候、尚余事後便可申上候、恐惶謹言、

閏五月十四日

黒田嘉右衛門

西郷吉之助様

座下

文書原寸 縦 一五・三糎 包紙原寸 縦二八・八糎

横 二八七・八糎

横 四一・二糎

三三三 京都大久保一蔵吉井幸輔ヨリ鹿兒島西郷

吉之助へ 一綴添

藤堂藩ヨリ朝廷へノ建白書一通

(包紙ツラ書)

一御国元

(破損、西郷之)

吉之助殿

京都

吉井幸輔

封

(朱)

「乙丑」
閏五月十五日

一三四二ノ一

別紙二通之書付近比相見得候付、うつし取差遣申候、此

段申越候、以上、

閏五月十五日

京都

吉井幸輔

大久保一蔵

御国元

西郷吉之助殿

文書原寸 縦一四・二種 横四六・八種

一三四二ノ二

藤堂家建白

先年攘夷御因循遂ニ御違

勅ニ相成候機ニ乗シ、激論之徒蜂起いたし、敢而 尊王

之説を唱(虫損) 東西御違却之端を開、不容易形勢ニ相成候

折柄、正敷攘夷不被成候而ハ、対 天朝相濟不申候ニ付、

江戸全ク戦地と申訳故惣而礼節御省キ之義ニ相成候様切

迫ニ儀論起り候故、何分左様之処ニ御変革無之候而ハ、

朝廷を挟ミ候而之手段故、不被為得止右之御運ニ相成、

尤 朝廷ニ而も幕府攘夷迅速ニ御取掛無之故、九門内ニ

而調練

天覽、大和行幸御軍議有之、御親征をも可被遊と申御勢

故、迎も関東ニ而彼是被仰立候儀出来不申候処、天幸ニ

而暴徒共破綻を顯シ候ニ付、忽調練 天覽大和行幸等之

儀ハ勿論、総而八月十八日以前之儀ハ偽 勅、其後之処、

真 勅と唱候様被仰出、其上幕府江御大政御委任ニ相成

候儀治化ニ趣候御兆と奉存候得共、今日ニ在而ハ人事馴

御尽し御座候得は、屹と御挽回可相成哉ニ奉存候、扱夫

ニ付御為筋ニも相成可申儀彼是愚慮仕候得共、宿病中之事故猶更万一を奉補益候程之良策ハ無之候得共、方今之急務ハ兎ニ角君臣之分御定、此上益御尊崇之道被為尺、君たるものハ斯々可奉仕者ト申処を海内江御示し被為在候ハ、

朝廷よりも関東を格別ニ御依頼可被遊、又諸藩ニおひても幕府を奉慕候ハねハならぬと申様ニ相成可申は必定之儀と奉存候、扱夫ニ付諸侯割拠之風ニ不相成様能々御洞察被為在、京地并其外御警衛筋之儀は相止ミ、平常ニ復シ、被為安

宸襟を候社乍憚人臣たる者の肝要と奉存候、且一旦大政御委任被 仰出候柄は、格別ニ諸侯御親ミ厚ク相成、扱又嚮ニも申上候通、所由来攘夷御因循より之儀ニ御座候得は、今俄ニ攘夷鎖港は不被為出来候迎も、兵馬之権を御掌握被為在候柄は、何れニも御武威を海外迄も御輝し被成度と申所江御着眼有之、渠之所長を御採用被為在候義は格別、其余左枉之醜俗ニ御修働と申義ハ御好不被為

在と申所御示シ有之、且長州并浮浪之徒之不宜儀は

朝廷を奉始諸藩ニ而も大抵一致ニ見込候間、御取締之儀は飽迄頼敷候得共、彼之輩之根を絶テ葉を枯し候様之御所置ニ而は御苛政之様ニ相見得候間、天下億兆之人民激勵いたし、皆長州浮浪之徒と相成候必然と奉存候間、誓而其筋之御所置御施行不被為在、却而御仁徳之輝キ候場ニ相成候ハ、

天朝ニも弥被安

聖慮、自然於京地武辺ニ類し候儀は相止ミ、元之平安城と相成可申、是迄之御模様ニ而は近來尊

王之儀起りしより諸大名も追々上京いたし、堂上方ニも御威権被為在候折柄、諸大名ニも随分都合之筋も可有之、然ルを関東よりは其辺之所御頓着無之、今世上鎮定之姿ニ相成候ト、既ニ先達而之両閣老之如押付ケ間敷御所置有之候ニ付、

朝廷ニ而も最早関東江御委任ニ無之候而ハ御命令等不被行と申儀ハ、能々御承知ニ相成候得共、此節ニ而すら関

東右之御權勢ニ而猛威を御示シ有之候間、万端御委任ニ相成候節ハ、再戊午杯之御所置ニも相成可申哉との御過念も有之、夫故斯迄御運付候而も今一所御和合ニ被為至兼候欤ハ、愚存ニハ被察申候、関東ニ而も決而御押付と申御趣意ニ而有之間敷、最早無謀之徒ハ大抵御鎮定ニ相成候間、少も早ク割拠等之風御改ニ而御挽回ニ相成候得ハ、万民之為被 思召候而、強而

朝廷之御忌念等之御熟慮も無之、脇ヒラ不見御取扱相成候事と被存候得共、第一

朝廷并親王・摂家方ニも御復古ニ相成候而も決而御遵奉之道ハ愈御厚ク、親王方・摂家方江之御仕向等茂右等被準、御丁寧ニ御取扱ニ可相成儀と申儀、能々京地御役人衆被仰合、右御徹底ニ相成候得は、御復古ニ相成候而も京都表彼是御違論ハ無之ト奉存候、差越候儀ニは御座候得共、御上洛之儀も天下渴望之趣ニ承り及候得は、右之御一挙ニ而前文之次第柄能々御貫通ニ相成候得は、恐悅之御事ニ付、弥御上洛之思召ニ候ハ、機会を御逃シ無

之様奉存候、以上、

月 日

同藩建白

先年来蛮夷江被為対御応接振頗ル御因循ニ付、御違勅之儀茂有之候間、其機ニ乘シ不撰虚実、不同貴賤、一氣勇有之徒共、動レハ乍恐上

天子を挟ミ、口正義を唱へ幕府諸有志へ敵対之様ニ相成、右を強而御抑遏被為在候得は、言路壅蔽之詎ニ付、不被為得已彼等之存意ニ御随ひ御採用御座候へてハ、御權勢茂漸々下ニ移り候段可敷事ニ奉存候、遂ニ御大政御改革ニ相成、其内ニハ神祖被立置候御大典も御廃棄と相成候と奉存候、然処昨秋長州ニハ不容易儀相企たる兵器を以禁闕江迫り奉り、保元平治以後未曾有之儀共ニ御座候処、諸藩ニも格別之尽力ニ而存外速ニ御鎮静と相成、其段ハ呉々恐悅之御儀ニ奉存候、其後長州も先非後悔ニ而罪ニ服シ、一味之党も夫々御取締ニも相成候趣伝承仕、且常

野ニ而乱暴ニ及候賊徒も降伏相成、斯暴戾之徒追々破綻ヲ顯シ候ハ、全ク御景運之義、

公武御合体之良機會ニ目途被為在候御儀、万々可貴事ニ奉存候、其訳ト申候ハ、嚮ニも申上候通、暴戾之徒如何ニも申分ハ正実之情候得共、関東之御糺政を甚敷申唱、何ニ付而も

朝命奉借、種々ニ人氣を煽動致シ候故、

朝廷ニ而御依頼被為在候徒ハ関東ニ而御忌憚有之、関東ニ而被仰出候儀は

朝廷ニ而御聞入無之と申様成行候ニ付、右之勢ニ而ハ逆も治り不申候処、長州之一拳ニ而

朝廷ニも征伐被仰下、幕府ニ而ハ素より如何ニ被思召候処、長州斯之場ニ至り并常野賊徒も同様之義、既ニ乱暴之節迎も奉

勅之旗等差立候趣故、奉対

朝廷異心無之儀は相分居候得共、真実不宜所を以朝廷ニ而も賊徒と迄被仰出候程之義故、假令口ニ正義を唱候迎

も、以後右様之徒之申分御採用不被為在候は申迄も無之、其罪迎も御免無之処ハ、幕府と御一致之処ニ歸し候間、

是ニ而 公武御合体可被為出来候様成ものにて御座候得は、此上人事を御尽し有之候て、是則御挽回旧典御廃棄之廉ニ東西被仰合候ハ、是則御復古之良機會と申もの
と奉存候ハ、本ノマ、

朝廷江之御忠節も相立、万民江之御憐愍ハ如何計可有之哉、然ルを最早賊徒共破綻を顯し候ニ付、万事幕府之御

權勢を以御庄倒可被遊思召ニ而は去年間部下(陸勝)総守之覆徹を御踏被為在候と申者にて、甚以不宜、尚又長州并浮浪

之徒之根を絶チ、葉を枯し候様御所置ニ而ハ、天下億兆之人民皆長州浮浪之徒と相成候は必然之勢ト奉存候間、

誓而此節之御所置御施行被為在候様、呉々奉懇願候、扱夫ニ付御為筋ニも相成可申義は、痢中なから彼是愚慮を

運候処、迎も万一を奉補益候程之良策は無之候得共、方今之急務は名分を正シ、仁徳ヲ施シ候より外は有之間敷、

(名勝)其分と申候は、君臣之分ニ御座候、東照宮ニハ天下御

一統之御鴻業被為在候程之御威徳御兼備、且御時勢も只今とハ相違仕候事ゆへ、右は暫擬置、当今

朝廷ヲ御遵奉被成候御儀ニ付、更ニ御尊崇ヲ被為尽、君たる者ハ斯可奉仕者ト申処を海内江御示し被為在候ハ、大政はいつれ関東江御委任ニ無之而は不相成義ニも可有之候間、自然

朝廷よりも関東を格別御依頼可被遊は必定之儀、右之通ニ相成候得は、諸藩ニ於テも又幕府を奉慕候ハねハならぬと申様相成可申、いつれ夫ニ就而は今一段諸有司之賢

不肖を能々御洞察被為在、(聽歩之)褒貶黙涉其宜を得、既ニ其職

ニ被任候上ハ、毫髪も御猜忌無之、所謂任而不疑ト申様ニ被為在、各其職掌を尽シ候様御仕向ケ有之、其上転退

等毎度ニ及候時ハ、闇主庸君之通弊ニ不異御批政之基本

候得は、其辺申上候得ハ、本ノマ、無之候得共、深思遠慮被為在候様

ニ奉存候、扱仁徳を施スと申儀は、此度長州之御所置幕

府ニ而ハ、

朝廷之思召并ニ下情も壅蔽仕居候事と奉存候、(毛利敬親ノ広)大膳父子

并五卿江戸表御呼上セ、家来召連之儀茂而三人之外不相成ト申様敬承仕候、是ハ余程天下之人心ニ相触可申、

朝廷ニ而も親王方・撰家方等罪状ハ不容易様ニ御見込之趣ニ候得共、推察仕候処ニ而は中々以此度関東より被命候御所置ニ比候而ハ、御寛裕之御模様、諸藩杯ハ猶又之義ト奉存候、只幕府のミテ御手強ニ御座候而ハ、却而

幕府を御残酷之様ニ評シ可申、右御残酷之幕府を可奉慕様無之と申人氣ニ相成可申候、浮浪之徒可悪は申迄も無

之候得共、降参致し候者を残酷ニ刑戮を御加へ被為在候

而は、是又天下之人心不服之基ニ而、幕府之御為不宜と奉存候、長州之義は元来京都表之儀ニ御座候得は、御所

置柄大体御見込之処被仰合、公平至当之御取扱ニ被仰付

候ハ、諸藩も格別之感服可仕、是方今第一之急務と奉

存候、兎角御仁徳之無之ニ比候而は、夷狄江之御仕向御

寛大ニ過くより事生し候間、今俄ニ攘夷鎖港と申場ニは

難被為至候共、物価下落之御世話等有之、横浜御鎖し被遊度ト申処下々迄承知致し候様相成候ハ、人心安堵可

仕候、今般兩閣老上京之節、歩兵隊は胡服ニ而御座候由、西洋とても渠之所長を御採用と申迄の儀ニ御座候へ、無御余儀候得共、元來開鎖之事より紛紜を醸し來候間、胡服ニ而之列装は如何可有之哉、且御武威を御示シ之姿故朝廷を始親王方・撰家方より御覽被為在候時は、殆暴徒之類ニ^(給)抱キ様ニ而、折角御依頼ニ可相成筋も齟齬仕、自然下賤之者迄不奉信用、君臣之名分不立扨ト申唱可申候、長州并浮浪之徒之御所置も如此処ニ而ハ御仁徳も不相頭候事ニ而、都而御威光を以御押付ニ而は、已前と違ひ却而御配慮相増候而已ニ而、御功ハ不被為在候御儀ト奉存候間、右兩条を御基本と被成候得は、御挽回可相成と奉存候、今般御上洛之儀ハ京都よりハ切迫ニ御促之趣被是曲折も可有御座候得共、被為隨

朝命御上洛有之候而、此度社実々公武御合体之御場へ御尽力被為在候得は、弥以御都合之御儀ト奉存候、御入費も多ク且相絶御上洛不被為在候処、当 大樹公兩度迄御上洛、殊ニ大洋御乗船扨ト申儀ハ恐多キ儀ニ御座候得共、

斯迄御苦慮之上は御壯年之御儀迎之事ニ、今度 御上洛被為在候は、是迄兩度茂御曠意相成可申候間、吳々も方今之時勢御熟慮候而、苟且之御儀無之様願敷御座候、以上、

冊子原寸 縦二四・五糎 包紙原寸 縦二八糎
横 一七糎 一枚 横四一糎

一三四三ノ一 関研蔵ヨリ桂右衛門蓑田伝兵衛へ

西洋文明事情

関研蔵ヨリ松田次吉へ

右二通

倫敦着ノ報告

一三四三ノ一

(封筒)破損、桂カ)

「」□右衛門様

侍史

関研蔵

敬白

(破損、裏カ)
□田伝兵衛様

当地の形情何れも難申上候、ミニストルアルコック儀は先達而横浜より帰郷仕候処、同志と共に我朝の形情を議して英政府へ建言せし趣ニは、日本国ハ江戸政府ニ政務

を成すと云へとも、近代幕府の兵権漸ク相衰へ、列藩其命令ニ伏従せず、就而は江戸政府と条約を結と云へとも其詮なく、京師の命ニあらずハ普ク行れかたし、然るに京師ハ西洋諸国の事情ニ暗く、自ら強慢にして動すれば攘夷の命を下す、故ニ国民幕命を奉ずるものと、朝命を奉ずるものと式ツありて、義論一定せず、国論粉乱^(紛)して更ニ不止、勿論京師ハ世情ニ暗ければ、實益之利毒ハ尚不知、依之幕府と条約を結ひし事を改て京師ニ新約を乞ふへしと云々、然るに是を受タル英政府撰政其論を不用老度江戸政府へ条約を結びしものを今更改改して、京師ニ新約を乞ふの理なしとて、終ニアルコツクハ支那北京のミニストルと成て既ニ出国仕候由、然るに当時ニ至リアルコツクの義論を信用するもの多々ありて、またアルコツクの建言被相行時勢ニ可至と云ふものも有之候由、兩日跡承候付尚亦細々承合置申候、御含ニも罷成御儀と奉存形行申上候、尤此度遠行前各國攘夷共撰海へ相迫り哉の風評ハ追々承居候処、アルコツク抔右之こと有之候

処より斯風評も仕候半欵、当分の勢ひニ而は先ツアルコツク之建言ハ不被行姿ニ承得申候、乍然アルコツク之義論を信用いたし候ものも有之哉ニ付、亦々振起候儀も難計事ニ奉存候間、撰海時変江兼日御所置御決定相成不居候而不叶事ニ奉存候、乍恐我朝之形勢ハ譬ハ當時如何様の人才ありて公平至当の高論を以所置命令を下候而も、断然不行、見当ハ遠行前長崎表ニ而内田仲之助へ申述置候通ニ而、何事も捨置、暴論拳魁は勿論、天下列藩の政務ニ関係いたし候全権のものを委ク朝命を以御召有之、西洋諸国の事情実験の為と申す唱ニ而、英仏の両都へ日数百日位滞留せしめ、其開成強大ナルヲ普ク実験いたさせ候ハ、忽蒙昧を相開、何れも目的一知の同論を立罷帰り可申、其上御国政御評決相成候ハ、下々如何様暴論家有之候而も天下列藩の政府吾に志を合候上ハ、如何様とも押付られ可申、勿論暴論の拳魁自蒙昧を開き、各其輩下に過を改て解候時ハ、かならず降伏可仕欵、此度遠行初生人数之内ニも高見^(弥)・吉田抔^(権)ハ是迄暴論の拳魁と

も可申ものニ御座候処、此度航洋中地中海迄参り候処、西洋諸国の形情を實驗して、攘夷巨絶のならざるを理會仕り追々相咄候ニは、遠行の命を奉候節迄は遠行之上彼の事実を詳ニいたし候て、是非攘夷をなすの考なりしに、航洋中追々西洋諸国の形情を實見せし処、迎も攘夷杯の出来るものニ而は無之、是迄愚蒙にして暴論を吐し事をおもひ出し候へハ、実以赤面之至り、今更申訳無之、過て改るには帰郷之上暴論家ニ逢ひ候へ、びしとやり付申度杯歎慨數々承る位御座候間、実に百聞ハ一見ニ不如訊ニ候半欵、此已前横浜鎖港談判之為弘行いたし候池田筑後(長巻)守と云へるも、始暴論の拳魁にして我れに欧羅巴使節を命せば、横浜鎖港ハ充分談し付候と常々暴論いたし被居候処より鎖港使節となり、仏国迄出掛、其ならざるを始めて研究いたし、外国々ニも不行帰朝被致、建言の一簿有之ものニ御座候、何卒愚論之趣得と御熟考被下、可然儀ニも御座候へ、申迄も無御座候得は、

皇國の興廢を被思召、天下國家の爲御尽力偏ニ奉希上候、

乍恐撰海へ醜夷共相迫る哉の風評ハ有之候方御国政御決定之御爲一段之御仕合ニ奉存候間、アルコックの義論不相行云々ハ世上ニ不被洩様御含有之、矢張り撰海異艦到來の模様にて何事も御建言無之候而は、事切迫ニ不至、不迫は事不成の基欵と奉存候、△当地学生中の始末も民(町田久成)部様・刑部様御連名ニ而御申越相成候通の運ニ而、何事も都合宜、御同慶奉存候、毎日早天より周旋、日暮に罷歸る事ニ而、暫も寸暇を得不申、殊ニ当地ハ北極出地五拾三度位之処ニ而、昼夜の繁雜甚敷、夜は我五ッ過キニ暮、朝は八ッ半時ニ明け、毎日暮時分に引取、彼にて筆記等仕候内ニは毎も子正過キ相休、無閑事ニ御座候、今晚茂四ッ時分迄無抛異客有之、夫より明日飛脚日ニ付、書状書右愚論相認掛候処、最早明方近ク罷成、明日も早天より周旋之賦御座候間、おもひ残て筆を投し後便ニ申上殘候、恐惶敬白、

丑聞五月十六日夜

(五代才助)
関研藏

乍末毫我朝は当時炎暑之時分、折角御自愛奉專念候、

冊子原寸 縦二二・八糎 封筒原寸 縦二二・二糎
横一六・三糎 四枚 横 七糎

一三四三ノ二

不相替御壯榮奉恐賀候、次ニ私共ニ茂既ニ古郷を発候より六拾八日ニして、昨廿八日夕ロントノ客舎安着、一統無異儀罷在申候間、乍憚御休意可被下候、然は別紙差上候間、近便より御仕出被下度、昨夜着府候儀ニ而何の方位も不相分候得共、何事恐縮ならさるへ無之、余事申上越度候得共、着涯大混雑、他時ニ申上残候、御地風評迄京撰の事情、長州之始末は、時々御洩被下候様可申上旨刑部様より承申候、敬白、

閏五月廿九日

関研蔵

松田次吉様

侍史

文書原寸 縦一六・六糎 横一五・三糎

三四 吉川監物ヨリ長藩末家へノ通牒

大膳父子異國ノ浮説

岩国より広島江差出候歎願書左之通、

(毛利敬親)

(毛利広封)

一大膳様・長門様御事、元来皇国之御為一途ニ御大義御名分茂被為在、天朝幕府より御沙汰之御旨茂御遵奉御確守被遊、不誤期限を被及攘夷之処、監察使御下向歎感を給り、実ニ無窮之 鴻恩と拳国感奮決心罷在候、然処其後御沙汰之御次第最前之御議論弥御確定ニ被為在候哉と、御国内之者共自然闕下近く罷出、從來之歎感弥御確定相成度歎願を茂可仕様子ニ付、御家老差登され精々鎮撫被仰付、尤歎願之趣は徹上仕候様ニは被仰聞茂有之候処、豈計や於闕下及妄動、誠ニ以日夜御寝食を茂不被相安、御恐怖至極被成御座候折柄、外夷大挙襲来、内外之大患相迫り、攘夷茂一己私闘之様ニ罷成、不得止事一旦且止戦之取計被仰付、上京之御家老其外被処敵科ニ

天幕江御託被仰上、御恭順御謹慎被成御座候内、役人

其所置不当之廉有之、挙国奮滿及變動候故、不得止御
父子様被成御出、是非を御糺御告諭被為在、漸鎮靜ニ
及候付、弥以御恭順御慎被成御座候御次第ニ御座候、

毛利能登
毛利筑前
六戸備前

然処近来御父子様御悔語之体無之、却而不容易企茂有
之、或は幕府之御為不成儀を外夷と相計候杯、浮説茂
有之哉ニ承及、絶言語驚歎之至奉存候、御家中之心中
不得明亮之儀は血泣覚語相極居候得共、第一皇国^(舊)之御
大儀御名分ニ茂相係り、上は 天朝・幕府江対し奉り
下ハ天下草莽之者迄存入茂可有之、遺憾千万之儀、実
ニ臣子之至情難忍候付、此段御亮察被成下、右等之浮
説天下後世之為得と御取糺被成下、御父子様之御心中
明白ニ相成候様御尽力之程、挙而奉伏願候、

一 本家毛利大膳家老共より別紙之旨趣徹上仕候様、末家
中江周旋之儀歎キ出候、右は今度不意之浮説を受、臣
子之至情難忍段は無余儀次第ニ御座候得共、厚御憐察
被成下候様私共ニおひても奉懇願候、依之乍恐別紙其
俣奉備尊覽候間、可然御取成之程奉願上候、以上、

閏五月
吉川^(經幹) 監物

文書原寸 縦一四種 横二五七種

三三 將軍上洛各駅通過ノ報告其他

閏五月十六日豊後守殿御渡

志道^(軍人)安房

閏五月

根来上総^(勢之臣)

井原主計

大目付

毛利伊賀

一 先達而被 仰出候通、

毛利出雲

天氣為 御伺

御参内被遊候、就而は御都合茂被為在候付 二条より

御泊城可被遊旨、被 仰出候、

右之通御供之面々江可被相触候、

閏五月十六日

閏五月十七日

一防長賊徒共之内本丸を致脱走、諸所潜伏之聞へも有之候間、怪敷体之者は見掛次第速ニ取押、又は打捨候様

可致候、但支配有之向は別而厚相心得可申候、

右之趣御供各隊之面々江不洩様可申渡候、

閏五月十七日

閏五月十九日

一明廿日愛知川駅 御発途可被遊旨被 仰出候間、此段

御供并各隊之面々江可被相触候、

閏五月十九日

閏五月十九日

一明後廿一日膳所城

御泊之管候処、御都合茂有之候付、大津駅江 御泊被

遊候旨被 仰出候段、御供之面々江可被相触候、

閏五月十九日

閏五月十五日

召捕

聖護院宮家士

川瀬 太宰

石原清一郎組同心

上原 鉦藏

本田主膳正家来

家老 柴田 亘理

同人家来

中老 保田 新六郎

用人 高橋 勇太郎

郡奉行 高橋 作弥

馬廻り 森 喜右衛門

森 喜右衛門

揚屋入

中小姓
垣田仁右衛門

同
深津逸藏

馬廻り
関源吉

中小姓
渡辺宗助

馬廻り
柴田愛右衛門

閏五月十七日

揚屋入

馬廻り
大羽俊藏

番頭
榊原鐘二郎

用人
阿閉権右衛門

番頭
羽賀(外脱カ)記

馬廻り
田中金次郎

中老四百五十石
多田翁助
五十四五才

中小姓八十石
菅井貞吉
貳拾貳三才

徒士頭八十石
柴田某
四十三四才

右同六十石
吉田五左衛門
四十五六才

右江戸詰中ニ付呼寄セ、

文書原寸 縦一三・八種 横一九八・八種

三吳 太宰府町人松屋長兵衛(実ハ久留米藩淵

上郁太郎) 大坂獄中ヨリ幕府ヘノ建言

長藩恭順伏罪ニ付斡旋尽力ノ志望ヲ述ブ

(表紙)
上

久留米様御内洩上郁太郎事筑前太宰府大町松屋

長兵衛名前、当年廿七歳罷成、当四五月比浪華

表江出浮候処、幕府より召捕れ御糺間相成候

後牢込被仰付候得共、不得止建言等申上候写左

之通御座候、

一乍恐奉申上候口上之覚

於浪華御召捕相成候後御牢内ニ慎罷在候中、西国之形勢如何押移候哉之趣、勿論承知仕候訳も無之候得共、是迄之見聞等仕候情態相考候得は、長州家之事ニ就而は隣境之諸藩彼是周旋可有之と被察申候、然ニ長州之情実元年(来カ)輕挙妄動之風習ニて、昨年来度々之戰爭ニ慣殊ニ当春自国争鬪之砌、僥倖とて諸隊勝を得、人心自ら動乱を好ミ候風を為し、且高杉晋作并伊東春輔(博文)など之姦雄共諸隊中之棟梁と相成、説を巧ミにして頑愚之人心を攪、終ニ毛利家真意擁闕致し、妄ニ外夷と親み、不道之策も有之候半欵ニ相見得候得共、容易ニ恭遵之心を抱き、腹罪仕問敷、就而は昨年御追討之御人数破りと隣境迄出張ニ相成候末ニ而、此假被為在候而は乍恐御政典も不相立、不被為得止事再御征伐被仰出、就而は

皇国之御治乱於 公辺御興敗之御意欵と奉存候、如何となれば、此度御征伐相成、万一昨年御同様中途ニ而

御解兵相成候欵、又一藩ニ而も御命令遵奉不仕候様之儀有之候而は、已来御駕不相分之儀ニも相抱(拘)、諸藩中割拠不奉命之藩も出来、道路之風諺ニ而取止候儀ニ無之候得は、備前・因州・筑前・久留米・佐賀・薩州之各藩は再ひ御征伐之儀ニ就而は、内存之者も有之由承り、万一も右様之説ニ御座候は猶以御大事之儀と奉存候、将又長州ニも比日妄激之徒時を得、对官兵ニ致防戦之様子承知仕候、衆寡不相交終ニ夷滅可仕ニは相違無御座候得共、依其嶮相支防禦仕候得は兩年は相支可申持久之間、万一も背把之諸侯出来致し候欵、且浮浪無頼之徒伺其虚を、大和組筑波等之跡を統所之騷擾仕候様之儀御座候而は、

皇国四方五裂致し、自然と外夷之術中ニ陷入候も難計、彼是御大事之時際と奉存、私共入牢被仰付候身分恐多して容易ニ申上兼候得共、御不審被為晴御寛典被仰付被下候ば、昨年来毛利大膳殿(敬親)・同左京殿江面会(元恩)、真意承遂候て、吉川監物等坏へも談合致し候事も御座候間、

非分之儀ニは候得共、諸藩周旋之徒ニ随ひ、

皇国御大事之御大義、諸隊中正議之輩を誘引、高杉晋作以下之暴賊五六輩を除き、旧冬恭遵伏罪之儀ニ相復し、謹而

天幕之御沙汰相待候様仕度、自然曲直を論し伏罪不仕候歟、少しニても自分より暴動之所為有之ニおひては無是非儀、猶又不肖之私式何之御用ニも相立申間敷は勿論と存候得共、御用弁ニ抛一身申度奉存候、私共儀従来激論相唱来、殊ニ当分入牢之身分ニ而右様大事之件々申上如何思召被為在候趣奉存候、恐入候得共危難之本心抱候て生を求候心底ニは決而無之、但々

皇國中四方五裂、外夷之術中ニ陥入候を恐れ候心底より昨年も晋作始議論齟齬致し、薄々斬殺致し懸候処、幸ニして免れ今日ニ至り候段、幾重ニも御推隣奉願候、偏ニ微身之為ニ無御座候儀ニ付、異言万死之罪固其情可受覚悟ニ御座候、恐惶謹言、

丑閏五月

筑前之長兵衛

五

以上、

(裏表紙ニアリ、朱)

「乙丑閏五月」

冊子原寸 縦二八・六糎 横二糎 四枚

三三〇 將軍参内次第書

公方様 御参之御次第

初参内

一 当朝伝 奏入城之事、今度無之

一 行粧守品格質素守要之事

一 於 施薬院着改衣冠单

一 於 唐門透垣外下轅

簾沓太刀之役大名高家之内可役之

於唐門内公卿・殿上人昵近等出迎之事、今度無之

一 従車寄参上

一 麝香間ニ祇候

伝 奏車寄廊下糸桜杉戸之外出迎テ誘引之

一 茶多葉粉盆出之

六位藏人役之

一非藏人太刀ヲ受取、伝陪膳六位藏人取之置、大樹座後

一參 内随從諸大名・公卿之虎間ニ祇候、四位以下鶴間

桜間等ニ祇候

不論老中・若年寄・高家等守位次着座、

一御対面之式

一先御対面作法有内見

伝 奏誘引

一伝 奏小御所押妻戸辺廊下ニ誘引

一出御 小御所御上段

一進献之太刀目録伝 奏御前江持参及披露

一伝 奏伺 天氣告 召由

一大樹小御所之下段ニ参進、先一拜、更ニ中段ニ参進於

御横座拜謁有

勅語

一於東庭引進献馬

高家引之参進、馬允請取之引込シ迎

同日

御盃之式

御陪膳 納言 御手長五位藏人役送六位藏人

大樹陪膳五位殿上人

一供御三肴

一供御盃

一大樹前居三肴

一持参御挑子渡士器(鉢カ)

一持参御提

一供御酒三献

一大樹賜 天盃一拜

其儀御陪膳載 天盃於御挑子渡御手長持参、大樹前

従送持参御提

一賜御酒三献有加

一撤御三肴

一撤大樹前三肴

一撤御盃台

一 御陪膳以下退下

一 大樹退下

一 伝 奏麝香間ニ誘引

一 入御

退出

一 従本路六位藏人薦杉戸迄見送、伝 奏車寄廊下糸桜

一 杉戸迄付添、非藏人車寄階下迄見送

一 於初所乘轅

参
親王御方

一 於御門外下轅

一 従車寄参上

一 伝 奏車寄廊下辺迄出迎

一 参候所

一 伝 奏誘引

一 六位藏人茶・煙草盆居之

一 三卿出逢言上之趣承

一 三卿御返答之趣申述

一 准后御方江之言上於同所有之

一 非常付之公卿出逢言上之趣承之

一 非常付之公卿御返答之趣申述

退出

一 伝 奏初所迄付添

一 六位藏人廊下衝立之辺迄見送

一 准后御方之執次階下之薄帖迄見送

一 於初所乘轅

一 帰城

一 帰城之後為歡伝 奏昵近入城之事

賜 酒饌 内

一 参 内之次第如初参 内

一 但衣体行粧等准初参 内可有酌酌^(尊)

一 従車寄参入麝香間如初参 内

一 賜 酒饌

一 陪膳六位藏人役之

一議 奏御献奉行等(符カ)等挨拶

一参 内随従之大名・公卿於虎間賜酒饌、四位以下并高

家於鶴間・桜間等賜酒饌

以上陪膳非藏人役之

一議 奏面会酒饌之御礼有 言上

一議 奏御返答申出

一酒饌拝饌大名一同以伝 奏御礼申上

内々御対面 御学問所

一御学問所取合廊下ニ伝 奏誘引

一出御御上段

一関白前関白参上、御中段東方西面着座

一大樹参上於御下段御正面一拝御横座参進着座、拝謁前

関白次座

但伝 奏依 仰誘引

一有御酒宴之事

御陪膳 公卿 御手長五位藏人、関白以下陪膳近習

殿上人

御暇

一参 内之次第如初参 内

一御対面是亦如初参 内

一賜物 御対面了於小御所下段賜之

議 奏 伝 奏列座、伝 奏伝仰

一御暇并賜物御礼於麝香間以伝 奏言上

一伝 奏御返答申述

一退出次第如初参 内

親王御方江御暇

准后御方江御暇

参上之儀惣而如初参 内

一入洛日 出立日等 関迎之儀惣而無之

但由緒之辺を以指物候は格別之事

一京着為嘉儀不賜 勅使伝 奏行向、其余総而不行向

一総賜物参 内後之事

一勾当(尚)侍今度不行向

一節朔 勅使并諸家為嘉儀不行向

一六、 外国奉行柴田日向守ト和蘭提督トノ応接

及和蘭提督ト長藩士ト馬関ニ於ケル応接

長州再征ハ和蘭ノ猷策ナリトノ説ニ就テ

外国奉行柴田日向守剛中金港和蘭応接書之大旨

日向守

貴国軍艦長州領海通行之節、長藩ニ若其軍艦江相越、

何等之儀欵懇ニ對話有之哉之趣風話有之儀付、閣老方

被致差函、右之事実面会ニ而委敷出候様被申聞候付、

右之事実承知之無隔意被申聞度存候、

彼方

一 御尋之事趣実ニ相違無之、此程委細之儀右軍艦乗組之

者ヨリ承知仕候処、

長州公ヨリ之談判一々日本政府之御為宜からざる事而

已ニ而驚歎仕候得共、御国トハ旧年之御懇親ニ付親義

相守、長州人ニ申聞候始末ハ何れも浮説同断聞流ニ仕

候得共、決而御心配無御座様奉存候、就而は其始末一々改而不申上事ニ御座候、

一 右様心得呉候ハ、千万忝存候、猶右様之儀は以来は被

申聞候様頼入候、

彼

一 承知仕候、猶一事申上候、此間長州兩人全西洋人ニ身

拵仕、商船干名不詳江乗組横浜表江相越、各国公使共江何

等之儀欵面談仕候趣承知仕候間、私方江も可相越儀と

存候処、何等之訳欵私方江は相越不申候、右は御承知

ニ候儀、

日

一 今日始而致承知候、

彼

一 又一事申上候、

長州公ヨリ西洋各国江使節差立候趣承知仕候、右は御

聞及候儀、

日

一右は風聞ニ聞及候得共、事実ハ初而致承知候、右使節
之者何れ之船江乗組相越候儀承知有之候儀、(或カ)

彼

一私考候は、商船相頼香港迄相越、同所ニ而使脚船茂有
之候付右江乗組、各国江渡候儀と奉存候、

日

一右使節之者申演候義ハ、各国政府ニ而相談いたし可申
儀、公使ニは如何被思召候儀、(或カ)

彼

一各国政府ニも方今は御国政府江条約相話居上之儀付、
日本諸侯と又和親等仕候而は信義ニ外れ候義ニ付、右
様之儀決而無之儀と被相考申候、

此時雑話有之退散

閏五月廿四日和蘭コンシユルゼネラール於馬関港応接

条件

問

一先達而於神奈川港柴田日向守ヨリ尋ニ依リ、貴国ヨリ
長州之事ニ付申立之筋有之、右応接書字和島侯ヨリ弊
国江伝達相成、令一覽候処、書中主意甚不得其条件々
有之、致御尋問度候、

同

一弊国ヨリ欧羅巴諸国江使節差立候段応接有之候儀は、
何等之証拠を以被申立候哉、於此方ハ更ニ覚無之、外
国江使節等差立候儀、第一

朝廷之命無之、弊藩自己之了簡を以形行之訳無之候処、
如何之義候哉承度候、

答

一去年馬関戦争後長州ヨリ止戦和議之挨拶として、横浜
滞在外国全權迄使節被差越候節、幕府ヨリ尋ニ預リ申
候義ハ、此節長州ヨリ外国江使節差立可申由之処、於
和蘭ハ其使節引受可申哉否と申事ニ付、決而引受申間
敷段相答申候、

問

一 横浜表江兩人差越、外国公使江及密議候段申立有之候義ハ如何之事ニ候哉、近來横浜此方ヨリ差越覺無之候事、

答

一 兩人横浜江參候と申儀ハ、去年戰爭後止戦之挨拶として被差越候節之事ニ而、其節長州人江及応接候段相答申候、

問

一 貴国軍艦馬関通行之節、日本政府之不為筋此方ヨリ致応接候段申立有之候由、於此方ハ日本之不為ニ相成候事を謀リ候覺毛頭無之、甚以不得其意、和蘭より之媚言と存候事、

答

一 右様之儀決而和蘭不申立候、昨年止戦後ハ和蘭に於て毛頭長州江戦し(対之)仇怨無之、真実至正之國と相心得候段、毎々老中江及応接候得共、元來幕長之間ニ不和を生し居候事ニ付、右様之儀を以戰爭を起し、和蘭も幕府同

様長州ト不和にして、幕府江援兵を出す杯と申風説も可有之候得共、右様之儀一切虚説ニ而御信用被下間敷事、

問

一 昨年尾州老公下向、其節三太夫処敵科、右問罪關係之儀ハ、一旦始末相済居候処、此度重而將軍親ら兵を師來我藩を討之論、何共其意難解、然るに此間之風説にては、右全ク和蘭國ヨリ応接之趣に付而再討之論相起

リ候事と風聞有之、於此方も全貴國之虚言より相起リ候事と相心得居候事、

答

一 此度重而討長之論起リ候儀ハ、外国舟馬関港滯泊等之事を以、小倉より縷々幕府へ申達候事より相起リ候事ニ而、右申立之書面も老中より受取一覽仕候、御疑惑も御座候ハ、右書面写取置ニ付、可入貴覽候へ共、只今船中江致所持、否詳ニ覺不申候事、

問

一 左候得は、貴様より承候次第を以及詰問候而も不苦候哉、

答

一 拙者より申立候段被仰越候而も不苦候事、

同

一 於和蘭ハ長州へ対し昨年止戦後ハ毛頭関係無之処、斯

ク御疑念ニ候へ(は脱カ)尚委敷訳并可仕候付、明朝軍艦へ御越

可被下候、追々老中并外国奉行所へ及応接候次第、小倉

より差出候書面等自然所持候得は、逐一可入貴覽候事、

冊子原寸 縦二八・七糎 横二〇・八糎 八枚

一三〇 長藩士前田義輔覚書

長州再征ニ付決戦ノ覚悟其他

(端裏朱書)
一乙丑款

六月初旬 長人書

中国ノ形勢所見をしるす、

五月中旬備前藤井駅に到着ニ而、

闕下暨ト関東之形勢ニ付周旋局江面奪せん事を書通ニ及

ふ処、成田太郎兵衛上京懸ケ立寄可申旨返辞あり、其時勢ニ深切ならざる也、是のことし、予唯慕ふ所ハ兼而此

將侯ニある而已、然といへとも所謂其臣ヲ見而其君を知

るニ而、其賢也といへとも其臣之撰ハれて職ニ在ル者賢

ならされハ、亦是を奈何んともするなき耳、追々太郎兵

衛へ面会応対セシニ其事情ニ闊ナルヲ見るニ足る、又江

見陽之進江少將侯江建白書を呈ス、往返し書通ニ至り、愈

以国之虚実ヲ知るニ足る、斯の如クなれハ則譬へ少將侯

之將ニ有為之志ヲ英断せんと欲すとも、臣下必愕然とし

て命を奉ずる事能ハし、且下情も亦頗ル軽薄虚喝之弊あ

り、故ハ征備之説或ハ長州と合縦之説、又武備を嚴にし

幕府ニ抗スルノ説等、天下ニ紛々たり、志士此説を恃ム

者之意あり、嗟呼、皆非也矣、是等之説多々備ノミ、民

間より流布シ出ス事あり、是レヲ下情之輕薄と謂ハざる

へけん乎、昔し浮田氏之備前ニ拠るヤ屢翻覆し、情実定

まらず、勢ひ趨りて不可恃リキ、往々天下多事ならハ備前之

風土或ハ旧習ニ帰せん欤、予去而備中ニ入り、玉島ニ蟻

シ、同月下旬防州上関着岸、夜中上陸之処、兵備ありといへとも応接ニ而異事なし、翌朝諸藩士来会ニ二州之形勢ヲ聴ク、先ツ挽回ニ而志士要路ニ登り、三太夫以下子弟ヲ以テ夫レノ無相違家督ヲ続カシム、政事悉恢復也、然ルニ奸臣之余党所置之義政府之勇断無之、且疲弊之説ヲ主張シ、脱客への礼遇薄キ処あり、仍而不平ヲ抱ク者多し、皆以為ラク、我輩奮前戦勞ヲナシ、当藩士ヲシテ当路するを得セしめたり、然ルヲ狡兎死シ良狗忌ルニ近クテハ不安且志士当路して奸臣之決罰ヲ何ソ遲疑する事のあらんや、是のことくニ而大義之宿志不可得伸と心緒紛々、隊伍ヲ脱出シ、各適意ニ散居する者あり、予深ク是ヲ憂ふ、他日山口政事堂ニ而前原彦太郎・広沢藤右衛門江論ス、堂々たる二州ヲ以豈烏合ノ浮浪生ヲ恃んや、然りといへとも、人心之得失ハ大事之成敗ニ係ル、今ヤ六十州之人心ヲ二州へ帰嚮セしめ、皇威恢復之基ヲ開キ、以テ君侯之誠志ヲ貫徹セスんハ有へからず、然ルニ今既ニ帰スル所の人心ヲ離れしむる杯の事にてハ、大葉何如

可有之哉、夫レ君父ヲ離れ来ル者之如キハ、奔名走利之客ニあらし、然れハ必しも金銀ヲ付与するの多少ニあらずして、礼遇之軽重ニあるへしと思ふ也と、前原等答ふるニ、尤至極之事也といふを以テス、乃テ更ニ一闕ヲ修覆し、他藩士ノ居処ト定め、間原右衛門兵衛ヲ扱役とす、毛利侯御父子も亦既ニ或ハ対面之上厚ク既往之勞ヲ謝し且曰、再討切迫之趣当家之存亡是ノ時ニ在リ、尚亦皇国之為メニ合力あらハ幸也と、諸士感喜して退ク趣也、抑予政府に於而第一和戦之国論ヲ問ふ、答ニ云、今日ニ当リ唯必戦ノ二字ある而已ト、其后数日滞留種々ニ愚意ヲ述へ、愈国論之必戦ニ確定するを覚ふ、然ニ決而兵軍ヲ封疆江暴発セス、唯国内ノ要処々々ヲ固メテ乱入之敵ヲ討テ取ル之趣意也、閏月初旬末藩侯吉川氏(孫幹)ニ至ル迄山口ニ会し、軍議多忙之体也、然ニ若シ千一國論動揺すとも、諸隊之三千人ハ近来退屈ニ而無事ヲ苦シミ、切齒握腕(扼腕)再討兵を待兼タルノ勢ひなれば、決戦必然なり、恐らくハ此手より激発ニ而鉞サキヲ輕用し敗れを取らんコ

トヲ、仍而屢政府ニ警言し、唯二州持久を專一とす、政

府も亦勿論深く配慮し、古來之覆轍ヲ踏まぬ覚悟也、閏

月十二日山口ヲ発し、十四日富海より出帆、廿日讃州丸

亀城下着、高松侯領内ヲ取縮ル事頗ル敵也、廿四日播州

志加間着、廿五日上陸、屢追兵ニ遇ふ、高砂ニ宿ス、追

兵来り改タム、公然談判し去らしむ、浪華迄勉々関門敵

也といへとも、区々之番兵顧慮するニ足る者なし、同三

十日

關下ニ帰着、

右時勢之概見ニ随ひ粗漏之浅意ヲ贅スル而已、

六月初旬

前田義輔

有藏拜

文書原寸 縦一六糎 横二六三糎

一三〇 小倉ヨリ園田彦左衛門土持佐平太ノ報告

長州再征ニ付九州諸藩ノ形勢 二通

(包紙ヲ書)

一奥掛 書役衆

小倉滞在 園田彦左衛門

乙丑六月十二日

土持佐平太

一三五〇ノ一

本文但馬守儀、九州路取縮一筋ニ而滞留之由申達たる由

候へ共、彦根藩江原主税・肥田久五郎・田部金藏、会藩

日向求太郎・諏訪常吉・望月辰三郎ニ茂右但馬守江付添

先達而一所ニ当地江差越、手付之者共諸所江差出、各国

為致探索、追々上方表江飛脚差立、先月末方ニは前文久

太郎上京いたし候由、左候而、御目付御手洗乾一郎并關老

一人いまた名前不相分、近々当所差入之向ニ茂取沙汰仕

候、就而は塚原儀取縮向はおのつから之事御座候得共、

第一は九州路探索方之趣意無相違、且同人より熊本役筋

江極蜜申舍、彼方より此御方様御領内江手を入候哉ニも

承得、右は為突留事ニ而は無之候へ共、当世態ニ付而は

決而右様之儀も可有之欵と奉存候、

文書原寸 縦一四・二糎 横六〇・五糎

私共事去ル二日御国許出立、精々差急夜白通行仕候へ共、雨天勝ニ而諸所川々江相滞、同九日朝当所江着仕、爰元取沙汰之次第は勿論、通行掛承合候形行一先左ニ申上候、

肥後備頭
堀 丹右衛門

右一番手

右同家老
有吉市左衛門

右二番手

右同備頭
尾藤金左衛門

右三番手

右同宇土城主
細川豊前守

右本陣先

右同一門家
長岡 刑部

右本陣跡

右人数隊長ニ而此節長州御再討出軍被仰付、惣人数三

千五六百人位、將軍御下坂御差回数次第豊後鶴崎江繰出

責掛之都合相成筈之由、右外ニ長岡監物(是也)・長岡内膳(金頭)・

溝口藏人(狐鷹)・有吉將監ニも長州模樣次第ニは追而被差出

儀も可有之旨申渡相成居候由、左候而、中途人馬込合等

無之様との評儀ニ而、先月末方より拾四五人又は廿人

計ツ、追々繰出、相応之人数鶴崎江滞陣いたし居候由、

尤此節先鋒御願立ニ付而は、其涯少々は異論も為有之

由候へ共、近比ニは左様之聞得も無之、且長人為探索

方忍込候聞得有之、旅人取締は勿論、長州江米拔売い

たし候者有之由ニ而、先達而より穀物一切他所江売出

候儀、手堅差留相成居候由、

一(立花鑑寛)柳川侯惣人数三百人位小倉宿陣之賦ニ而爰元出張、塚

原より差回数次第不日繰出之手当相成居、小笠原侯ニは

此節出軍之兵勢都合千八百人位、尤出馬も有之筈之由、

一大樹公去五月十六日関東御進発、東海道御通行伏見・
姫路城江御着城之筋を以、大坂之城江入 御、併内実

は蒸気船より御先番人数ニ被為紛、前廉大坂御着城之
哉ニも致風説、又は先月廿二日 御入京、同廿五日大
坂御着城之哉ニも取沙汰御座候、且

將軍再討ニ付而は、滯坂中

朝廷より諸侯江長征之儀為

御試御建白

叡覽被備せ候御朝議被為在との風説も御座候得共、何
分当所より掛隔彼表之情実分明仕不申候、且大目付塚
原(昌義)但馬守并御用人服部清之進其外上下六拾人程当所江
出張相成、追々豊筑之海岸等見分有之、夫而已ならず
九州各国之形容探索有之形ニ相見得、且又長征ニ付而
は小倉侯は素末家小笠原幸松丸(貞季)・堂藤(つとむ)兩侯合而式千余
騎援兵可致被仰出、尤堂藤侯は豊前中津より上陸之賦
ニ而、三藩一手之戦兵ニ而専軍旅之用意有之、勿論小
倉領海岸台場等江は多人数出張、昼夜相堅罷在、右は
畢竟敵方より不意ニ逆寄致し候欵も難計との懸念ニ御
座候由、

一將軍御再討ニ付長藩国論旁之処、当所より海路絶更ニ
探索之手絃も切果、容易ニ分兼申候得共、五卿方致扈
從候諸藩脱走之者共、筑前若松黒崎辺より追々馬関江
押涉致往来候便りニ、彼等商議布告いたし、太宰府辺
江流入候一説ニは、今度伐長ニ託(託)し大兵を以暴威を張
り、

朝廷擁塞致し、兵庫開湊之手順可致奸策見留も有之、
左候而、当時長藩諸隊致一統、尤吉川(經時)監物之建議ニも去
冬御征伐之砌は、三暴臣首級出し、城迄も明渡降伏致
謝罪候ニ至り、断然監物尽力致歎願候処より終ニ御寛
大之道も開ケ、其後大膳様御父子御謹慎被遊、御国家
一致人氣折合之御所置、折角致勤勞候場合、御再討可
有之及伝承、然ニ大膳様御父子不容易御企有之との御
趣意ニ付而は、其罪之非是(是非)ヲ致尋問、若理不盡御撃入
も候期限ニ臨而は、無為方国家存亡不願可致敵対決議
相約、当分津々湊口より国境江陸台場取構待設居候由、
一熊本・久留米藩等之国論之処、差而是と取留申上程之

論議は不承候得共、当時宰府滞留之五卿警固之各藩、追々互ニ取会有之由御座候得共、熊本・久留米両藩は至而懇切ニ相交致蜜会、他藩江之会釈疎情軽薄ニ過ぎ、然ニ三条方等を脱走公卿杯と致軽蔑候口氣も有之、尤當時久留米藩之国論は細川藩之建議次第と相見得、是以畢竟幕府之周旋より出候半哉、他之疑念共御座候、将又当二日夜宰府肥後宿陣より小銃ヲ撃、一放ニは候得共、同所は鉄炮御留場所ニも有之、不意之事ニ而公卿方は勿論、諸藩致仰天、俄ニ追々驅集、列藩評議之上不被捨置訳柄ニ付熊本隊長江及尋問候処、酒狂ニ而全不取覚暴発いたし、何ぞ異論は無之段公卿方其外江も程よく挨拶有之、左候而、右之者直様翌日国許江差下相成候由、然ニ熊本藩は最初より外四藩ニも相替、警固多人數出張罷成候処、先達而より追々国許江曳込、其後右交代も不相見得、当分士分九人程致滞留、然ニ表通は伐長ニ付引取候哉ニ申出、右旁之始末ニ付而は猶更嫌疑之廉も有之、公卿方始諸藩ニおひても折合之

処、至而不宜形ニ相見得申候、

右通ニ而着涯之事故此表動静情実分兼、猶又探索仕追々可申上候、且佐平太儀は今日より芸州江渡海仕候間、自然彼表着之上承得候形行可申上候、先此段申上候、以上、

但幕府其外各国風説書老冊相添差上申候、

六月十二日
小倉滞在
 園田彦左衛門
 土持佐平太

奥掛
 書役衆

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六四八号
 文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・二種 包紙原寸 縦二七・七種
 横 四四一種 横四〇・五種

二三 御納戸改革ニ付伺出ノ条々及指令

(行間ニ朱書シタモノ)
 一本文伺置候処、御納戸奉行申出之通被仰付候、併琉紬并細
 上布以上之儀は、先申受見合置候様、慶応元年丑七月朔日

島津求馬より口達を以、花謙藏致承知候事、

御納戸蔵之儀琉球并三島・沖永良部島反布等進上相成候重立候御品々御小納戸方御用ニ振向ケ、其外残り之品々は迄申受、又は当座支配下之者共江骨折等被成下來候、右付進上物之儀年々増減も御座候間、琉球進上物之株半方は御小納戸、半方は御納戸江引残、并御付届之株進上物多く年は、三部弍御小納戸方三部弍御納戸江引残、進上物少く年は三部弍御小納戸方三部弍御納戸方江致引合置、其通之取扱御座候処、先達而右取扱向見合置候様承知仕、且上布其外拾桐油・単桐油等之分は、是迄之通ニ而可然段も承知仕候、然処此節御納戸御改革被仰渡、一涯蔽重致取扱、何篇綿密行届候様被仰渡趣承知仕候、依之左条之通奉伺候、

一 奥上金銀錢之儀、御側役御証文ニ而手形払其外 御手許御用ニ付、細工被仰付候節は、御用部屋御座印を以入具料出入ニ而相渡置、御細工出来之上引結仕候儀共

是迄之通取扱被仰付度奉存候、

一 諸雜物出入之儀は、私共承届受持之名前相立、御納戸座印割印を以払出、以後御用済之上致首尾儀ニ御座候間、払切之首尾相成候節は、御用部屋江可申上候間、払切被仰付度奉存候、

但金銀錢仮払等之儀は、是迄之通被仰付度奉存候、

一 諸品御取入物之儀時々私共承届、買入物帳江羽書を以致割印、御徒目付より右を御用屋江申付、品物為差出御徒目見分之上売上書払日相立、御内輪払帳江書記、

一ヶ月ツ、筆立払切申上、御用部屋御証文之上手形差出候儀共、是迄之通之取扱ニ而可然奉存候、

一 燒酎

一 砂糖

右御用残分は見計を以、三月節句前并盆前此兩度奥向惣而申受被仰付來候付、取しらへ可奉伺候間、是迄之通申受被仰付度、尤右御払残之儀も見計を以時々奉伺候間、是又申受可被仰付哉、御吟味次第奉存候、

一唐琉球御注文御反布之儀、御納戸蔵納之上御小納戸上り相成、御用部屋御証文を以払切相成候儀、是迄之通被仰付度奉存候、

一進上物御反布類前条通見合置候様承知仕候付而は、何様可被仰付哉、是迄取扱仕候儀は其通ニ而被為相済、

以来之儀乍恐私共得と吟味仕候形行左ニ申上候、

一琉球并島々より進上之御反布類重立候品々、是迄之通付箋「本文申出通被仰付儀ニ御座候ハ、羽書之以時、可奉伺候間、都而御用御小納戸方御用ニ振向ケ、残品之儀七八月比并年暮此兩度奥向并支配下骨折又は申受等伺之上被仰付度、於

其儀は夫々見合を以現品又は員数等取しらへ可奉伺候

間、七八月比之儀は代銀申受被仰付、年暮之分は是迄之通骨折仕候御取訳を以被下切被仰付候而は、何様可有御座哉、基進上之御品ニ而御当地入札等ニ被差出筋合ニも有御座間敷候、尤長々御蔵江被召置候而は虫付等之懸念も有之、乍然右殘品不時御用も可有之候間、見計を以殘置候上、当座支配下之者共其外何そニ付被下切、又は申受不被仰付候而不相成節は、時々取しら

へ形行を以可奉伺候間、尚又御吟味次第被仰付度、且又輕キ品荷作具古物相成候欤、又は痛損御不用之品々は勿論其外明壺等ニ至迄、都而無残不依何品申受等可付箋「本文付、一尺筵、一拾桐油、一單右向、一差綱、一差網、一油紙、二細引、右七行荷作具之條ニ御座候」相成節は、時々取しらへ可奉伺候間、是又御吟味次第被仰付度奉存候、

一右通御蔵出入ニ付而は專詰御徒目付見分証印を以入払

仕事候間、何そ不締之儀無御座候間、是迄之通何篇致見分致証印候儀は勿論、何そ付心付候儀も御座候節は、不差置私共江及吟味、御用取扱仕候様被仰付度奉存候、

一藏役人老ヶ年交代一条、

一金千五百兩、

右御納戸諸御買入物代一条、

一米千五百石

右御鷹方代銀一条、

右三行は追而吟味仕可申上候、

右は此節御納戸御改革被仰渡、以来取扱向之儀右通奉伺候間、尚又御吟味次第何分被仰渡奉存、此段奉得

御差函候、以上、

但二丸御納戸奉行江も申談、此段申上候、

丑六月十三日

御納戸奉行
花 謙 蔵

篠崎 甚七

中山甚五兵衛

文書原寸 縦一四・八糎 横三九七・七糎

一三三 園田彦左衛門ヨリ長州其他諸藩事情報告

(編書先)
一乙丑六月十八日 小倉より 園田

長防動靜且隣国形勢等之形行、去ル十二日月次飛脚
便より一通り御届申上置、精々手釣を求響合無之様
承合、いまた御見合相成程之儀も無之候へ共、承得
候趣左ニ申上候、

一防長之儀爰元よりは通船差留相成居、夫故委敷儀共分
兼候へ共、筑前者ニ姿を窺為探索方入込候者共罷居、
右江手を付承合候処、諸所江砲台并陣營を拵、萩・山
口之城は勿論、津々浦々江茂人数手配いたし、いつれ

も持口江出張糧米沢山ニ而、砲機は馬関北浦辺江毎々
異船参り、此内大小砲数拾挺并玉薬交易いたし、尤蒸
氣船老艘買求、大里前より引島辺諸所追々乗廻り、左
候而、於役筋は成丈寛大之御処置有之度歎願之形ニ候
へ共、劇烈之者共も罷居、いまた國中一致一和と申程之
儀ニ而は無之、毎々及異論候輩等も有之、然共御征伐
之時機ニ相成候へハ不及是非一統為国家紛骨碎身いた
し、存分相働度、吉川(経勢)監物ニも同断相舍居、いつれも
突立居候由、

一將軍先月廿五日御着坂、御供方之面々茂追々着いたし、
姫路御入城之御手当ニは相成居候由ニは候へ共、いま
た期限等も不相分、尤此節は分而極蜜御評儀有之向ニ
而、当地江は色地分かね、然共世評ニは何となく御再
討迄は至りかね、決而御寛大之御趣意欵之様取沙汰仕、
何分ニも両条共来月中旬過ニも罷成候而は迎而も御
処置は相付申間敷、爰元出張塚原(昌義)杯咄茂有之由、且諸
侯方ニ茂屹と名義不相立候而は、縦令御命令有之候而

も容易ニは難致出勢国柄も有之、何分及混雜候向ニも相聞得候へ共、いまた鎧ニ分かね候付、追々承合可申上候、左候而、塚原爰元着涯小倉藩致面会候処、余事は差置、筑前国論如何之模様候哉、余程嫌疑を掛及尋問候由、於当藩は兼而筑州之儀は色々申立、尤塚原方都合向を恐居候姿ニ而、長州同腹ニ而当分逆而も互ニ往來いたし候杯と之趣申答、夫故尚更先達而も申上置候通、彦根并会藩其外手付之者共差出探索いたし、彦根藩ニは筑前より一昨日当所江引取候付、おのつから聞合之形行塚原江為申出答候得共、其扁之儀は相分り不申、御目付御手洗幹一郎事近々爰元江差入答候由御座候処、病氣ニ而跡代り松平左金吾蒸氣船より去ル六日大坂出帆、諸所海岸見分之由ニ而、いまた着船不仕、塚原方江も將軍御着坂後之模様不相分、夫故左金吾差入之都合余程待かね候由、最早相応日込ニも罷成候付、決而近々着船可罷成哉、左候ハ、其上は彼是相分ル廉も可有之、且又肥後之儀此節は鶴崎出勢決儀相成居

候処、小倉候ニは御小藩、殊ニ馬関より逆寄せ之取沙汰有之、何分手薄き処より万一も變動到来も難計との事ニ而、小倉援兵之名目を以実は塚原方為取締早々出軍人数之内より当所江差出候様、熊本并柳川・豊後辺江茂申渡、細川よりは鶴崎出軍決儀之趣ヲ以為申断由候へ共、聞濟無之処より、物頭三人其外士分取束上下七拾貳人、柳川よりは出軍人数之内先五拾人位、来ル廿日国許出立、豊後杵築府内よりは貳三拾人位ツ、当所江着いたし、中津之儀も人数揃置追而差図次第繰出候様是又申達、いづれも塚原宿陣最寄江參集之手当ニ御座候、

一將軍先月廿一日膳所城御泊り之答候処、同十五日別紙之人数外ニ長人両三人被召捕、夫故欵同所江は御泊り無之、俄ニ御宿割相替、大津駅江御泊り相成、右被召捕候事柄はいまた分りかね候へ共、本田様ニは御小藩右様捕方相成候程之企も有之間敷、就而は浮浪輩共入込、何欵事を工候時機ニ而、右通相及候半、先実事等

敷相聞得申候、

一松平肥後守様先月廿八日御下坂、(徳川慶喜)一橋侯(容保)ニは当月朔日

比より同断之哉ニ取沙汰仕候、

一播州安志小笠原侯(貞宅)当所御援兵として先月中旬過御乗船

之処、長兵付駟御通船難成、御引返シニ而備後鞆湊江

御滞船之由、当所江申参り、当月初方より迎船拾壹艘

被差遣候由、其後之模様いまた相分り不申候、

右通ニ而いまた巨細相分り不申候へ共、別紙相添此段

御届申上候、尚相替儀は時々可申上候、以上、

丑六月十八日

小倉滞在

園田彦左衛門

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六五二号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四種 横三五・七種

二三三 山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ

長州征伐ノ件

「(包紙ウツ書)」島津中将殿 晃

玉机下

「(包紙ウツ書)」島津中将殿 晃

玉机下

「(封紙ウツ書)」島津中将殿 晃

机下

時下随分く御自愛專一存候、(島津彦彦)備後との・伊勢(高橋正風)以下

無事御安心存候、愈々宜々希入候、已上、

残暑甚候、定御安福令恐寿候、晃無事御安慮可給候、京

師無事、桜木・陽明共御安泰、御互ニ恐祝候、此節柳営

在坂、一・会

公武間ニ周旋、防長所置々々、何卒く良策採用候而、

速ニ太平ニ趣候様御願候、暑中ニ呈一書御座候処、多忙

失礼、海容希入候也、

恐謹言、

六月十八日